

第八十七回 参議院社会労働委員会会議録 第五号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

片山 基市君

三月二十八日

辞任

下条進一郎君

補欠選任

森下

泰君

四月二十四日

辞任

秋山 長造君

小谷 守君

補欠選任

片山

基市君

出席者は左のとおり。

委員長

対馬 孝旦君

理事

遠藤 政夫君

片山 基市君

厚生省年金局長

河野 義男君

森 韶也君

委員

石本 茂君

鶴山 森下

高杉 建忠君

福島 茂夫君

垂木 祐三君

○委員長(対馬孝旦君) 次に、理事の補欠選任についてお詰りいたします。

片山基市君の一時委員異動に伴い、理事が一名欠員となつておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(対馬孝旦君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に片山基市君を指名いたします。

○小平芳平君 去る二月十九日から二十一日まで三日間、対馬委員長、林委員、高杉委員、安恒委員、小春委員と私小平の計六名は、特定不況地

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

厚生大臣

○総理府総務長官

官

橋本龍太郎君

発議者

戸井田三郎君

下村 泰君

小笠原貞子君

柄谷 道一君

(派遣委員の報告)

○戦時災害援護法案(片山基市君外四名発議)

する調査

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

出、衆議院送付)

○委員長(対馬孝旦君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十八日、下条進一郎君及び秋山長造君が委員を辞任され、その補欠として森下泰君及び目黒今朝次郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(対馬孝旦君) 次に、理事の補欠選任についてお詰りいたします。

片山基市君の一時委員異動に伴い、理事が一名欠員となつておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長

の指名に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(対馬孝旦君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に片山基市君を指名いたします。

○小平芳平君 去る二月十九日から二十一日まで三日間、対馬委員長、林委員、高杉委員、安恒委員、小春委員と私小平の計六名は、特定不況地

城離職者臨時措置法の指定地域等における雇用等の諸問題に焦点を当て、あわせて地域医療の現状等について実状調査を行うため、徳島及び高知の両県を調査してまいりました。

調査は、両県庁、阿南市、高知職業安定所を訪れ、両県における労働需給及び離職者二法の運用状況の実際について説明を聴取するとともに、構造不況業種のうち、中小造船業及びフェロアロイ産業について、不況の実情、今後の見通し等を含め、経営者及び関係労働組合から意見、要望を聴取し、あわせて、これらの産業の工場及び関連施設を視察しました。また、地域医療に関連して、両県から地域医療計画について説明を伺い、徳島県立中央病院、半田町立病院及び高知市民病院を訪れて、救急医療、僻地医療、自治体病院の財政事情の現実に触れてきました。

以下、調査結果の概要について御報告申し上げます。

まず、両県の雇用情勢についてですが、

両県の経済は、一般に中央の動きより三ヵ月ないし半年程度おくれるという特徴を有していて、最近、回復傾向はあるものの、その程度はきわめて弱く、特に、雇用面の改善はまことに微々たるものであります。

すなわち、徳島県の場合、全体としての求人倍率は、前年の〇・三九に対し〇・四九とわずかながら回復傾向にあり、中でも、卸小売業、サービス業などの第三次産業においては、求人倍率で前年に比べそれぞれ一〇・九%、一五・三%と増加傾向を見せていました。しかし、製造業は全体的に不況色が強く、特に、造船は年間を通じて極度の不振が続いている。織維は、円高の影響で年前半は停滞、その後、内需の一部の好調に支えられ、求人も若干改善の兆しが見られるという程度であります。また、木工関係は、年前半に経営悪化の

○理事補欠選任の件

本日の会議に付した案件

表面化した企業が多く、人員整理など最悪の状態でしたら、後半に入つて見本市の成約増などあつてやや立ち直つてきている現状、機械関係は、全般に不振で、特にペアリング関係で年末近く大幅の人員整理が行われると言つた実情あります。一方建設業については、公共事業の発注増などを反映して、新規求人も対前年比二八・四%と大幅に増加し、全体の雇用改善に資していますが、雇用の安定性の面で十分とは言えないところであります。

高知県の場合も、求人倍率は最悪期の〇・一〇を脱し、〇・二一となっています。建設業を主力とする中小企業群の求人の年平均四〇・七%増と、サービス業の二〇・四%増の二つで全体の雇用市場の数字を好転させているわけですが、県の中核産業である中小造船業の不振が続いている上に、高知県のいま一つの主要産業である農機具製造業の有力地元企業の倒産があり、明るさが見え始めたといつても、雇用の内容面では楽觀は全く許されない情勢にあります。中でも、中高年齢層における求職難は、両県とも深刻で、中年齢層でも一般の約三分の一、高年齢層では、五十五歳ないし六十歳で約四分の一、六十歳以上だと七分の一以下となっています。

され雇用対策を積極的に進めていました。
すなわち、徳島県の場合、県に商工労働部長を下の雇用対策を推進する体制をつくるとともに、本部長とする臨時雇用対策本部を設置、経済不況下の雇用対策を推進する体制をつくるとともに、職業相談員の活用、地域別の雇用動向の把握、連絡会議の開催、中高年雇用開発給付金制度の周知徹底を行なうとともに、特別求人開拓を実施し、約五千人の新規求人を積極的に開拓、また、公共事業発注機関と連携を図り千人余の求人を獲得しています。そのほか、職業転換給付金制度の活用、能力再開発訓練等の推進も行っています。

高知県の場合も、副知事を長とする臨時雇用対策本部を設置し、失業の防止、離職者の再就職の

促進に努めるとともに、造船離職者等の特別相談窓口を設置して、緊急求人開拓を実施しているほか、公共事業への就労をさらに促進するため公共事業就労促進指導員を県単事業として配置し、共事業吸収率制度の周知徹底を図っています。このほか、県及び労使の構成により高知県雇用問題三者会議を設営し、三者が緊密に連携を保ちつつ、雇用安定対策の推進に努めているとのことであります。

以上のように、両県とも、できる範囲の手は十

く、一応順調に法の目的を達成していると判断されますが、今後に延長給付期間の終了する者は高年齢者層になつてくるだけに心配する向きも多い、期間のより一層の延長等の措置が必要ではないかとの声も聞かれたことをお伝えします。

次に、特定不況地域離職者臨時措置法の適用状況について申し上げます。

高知公共職業安定所の管轄区域が同法の特定不況地域として指定されています。同法に基づき、昨年十二月末までに七事業所、延べ三千九百人につ

赤字となるので更生決定会社として問題があり、ちゅうちょしているとの説明でした。新山本造船の場合、和議が成立し、新受注と上部門への切りかえにより再建の方向へ向かっていますが、工事量が不安定なため、解雇した旧業員を臨時としてしか雇えていないという問題を残しています。

促進に努めるとともに、造船離職者等の特別相談窓口を設置して、緊急求人開拓を実施しているほか、公共事業への就労をさらに促進するため公共事業就労促進指導員を県単事業として配置し、公事事業吸収率制度の周知徹底を図っています。このほか、県及び労使の構成により高知県雇用問題第三者会議を設営し、三者が緊密に連携を保ちつつ、雇用安定対策の推進に努めているとのことです。

以上のように、両県とも、できる範囲の手は十分打っていると言えるわけですが、前述のように雇用面の改善がいまだに微々たるものであるのもまた事実であります。ここになお、国としてもしがるべき手を打つ必要性を痛感したところでもあります。

次に両県における特定不況業種離職者臨時措置法の適用状況等について申し上げます。

徳島県では、同法による再就職援助計画を認定した事業所総数は四十二件であり、産業別では、造船業三十二件、織維関係七件、その他三件であります。計画の中身は、希望退職が全部であって、配置転換、出向等はありませんでした。

求職手帳の発給数は五百二十三人、うち、就職促進指導官の積極的な就職指導により百六十二人が再就職し、三十八人が職業訓練の受講を指示されています。雇用保険の受給中の者は、三百三十二人となっています。

高知県においては、百三十六の事業所より再就職援助計画の認定申請が出され、すべて認定されました。求職手帳の発給数は千六百七人、求職申込件数は千七百五十五人となってています。うち、造船関係が九一%強の千六百四人であります。職業紹介によつて就職した者は三百九十四人、職業訓練等受講者は百二十一人、雇用保険の受給者は、延長給付となつた者を含め現在七百三十人となっております。

両県における特定不況業種離職者臨時措置法の運用は、現在までのところ雇用保険の受給期間が終了前後に再就職、訓練受講等に入っている者が多くなつております。

く、一応順調に法の目的を達成していると判断されますが、今後に延長給付期間の終了する者は高齢者層になつてくるだけに心配する向きも多く、期間のより一層の延長等の措置が必要ではないかとの声も聞かれたことを伝えます。

次に、特定不況地域離職者臨時措置法の適用状況について申し上げます。

高知公共職業安定所の管轄区域が同法の特定不況地域として指定されています。同法に基づき、昨年十二月末までに七事業所、延べ三千九十五人に雇用安定事業が行われ、雇用調整給付金の休業延べ日数は約一万三千日、訓練調整給付金の訓練延べ日数は約四千日、また、雇用改善事業では各種奨励金が合計百八十四人対象となっています。

一方、徳島県においては、同法による指定地域はありません。後に触れるフェロアロイの日本本社工の操短、新浜造船の更生法適用と二中核企業に問題を生じた阿南市が候補になりながら地域指定されなかつたのは、国の指定基準に比べて、日本電工の生産推移がそれほど下がっていない、下請企業が少ないという点が影響したということです。現在の三十カ所ではやむを得ないが、七十カ所程度に拡大する場合は必ず該当するはずである旨の説明がありました。

次に、構造不況産業である造船、フェロアロイ業の視察先について若干申し述べます。

造船業では、新浜造船、今井造船及び新山本造船を訪れましたが、いずれも会社更生法の適用をしくは和議申請の企業であります。

新浜造船の場合、最盛期に下請を含め約六百十名働いていたとのことです、現在六十二名で、船の修理をわずかにしているのみで、それほど稼働していません。設備が新造船向きで、その引き合いはあるものの資金の保証の点で不成りについては、引き合いはあるものの、船価が低くなっているとのことです。

今井造船の場合、輸出船及び県の繰り上げ注をした海洋開発調査船を建造中で、六月ごろから仕事は確保されています。しかし、それ以前の仕事は確保されていません。

赤字となるので更生決定会社として問題があり、ちゅうちょしているとの説明でした。

新山本造船の場合、和議が成立し、新受注と陸上部門への切りかえにより再建の方向へ向かっていますが、工事量が不安定なため、解雇した旧従業員を臨時としてしか雇えていないという問題を残しています。

こうした地元中小造船業対策として、両県厅及び経営者並びに労働組合共通に、最近造船需要の減に加え、小型船の分野まで大手造船所が進出しそれが雇用問題を深刻化しているとの観点から、一、中小造船所と大手造船所との間の業務分野の調整、二、官公庁船の建造推進と融資制度の充実、三、造船設備削減に当たっては、地域経済への影響、中小造船所船台の実態等を考慮すること等の要望が出されました。要望はもともとであります、新年度において造船量を増加した予算編成を心して、その発注に当たっては、地域的割り当てを伴った中小造船所への配慮が必要であることを痛感しました。

なお、解雇の効力が争われている場合、雇用年限の個別延長分の支給が行われない現状に対し、組合側からその是正について強い要請があつたことを申し添えます。

フェロアロイ産業については、鉄鋼不況の影響を受けて昨年は年平均五%の操業となつておられます。敷地内に種類によつては一年分もの製品野積みされるなど不況の深刻さを物語ついていますが、大資本系列であることなどにより、いまままで解雇には至らず、生産調整によって切り抜けています。今年も六五%程度の操業にとどまり、夏季に三ヵ月程度の生産調整を行う必要があるとの見通しでした。そのため、雇用調整給付金について三月までの指定期間の延長の要望がありました。

なお、御承知のとおり、この問題につきましては、雇用保険法施行規則に基づき労働省告示がされ、フェロアロイ製造業は雇用調整給付金の定業種として四月一日より九月三十日までの間

再々指定となつております。

地域医療については、その担当手である医師の確保が、県庁所在地を除いて非常に困難であること、救急、僻地等の医療確保について、施設整備には国の補助があるが、運営費の補助についての条件が厳しく実態に合わないこと、看護体制を十分にするには、特三類をつくることが最低必要であることを訴えられ、またそのとおりであるとの感じをいたしましたが、時間の都合上、報告はこの程度にいたしたいと存じます。

以上で報告を終わりますが、関係者から提出されました要望書の要旨につきまして、会議録の末尾に掲載方を御承りいただきたく、委員長の善処をお願いいたします。

○委員長(対馬孝且君) 別に御発言もなければ、

派遣委員の報告はこれをもつて終了いたします。

島県、高知県等からの要望事項を、本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(対馬孝且君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らいをします。

○委員長(対馬孝且君) 次に、戦時災害援護法案を議題といたします。

発議者片山基市君から趣旨説明を聴取いたしました。

○片山基市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第二院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後三十三年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなかつで、その原体験を持つ人々の生活を圧迫し、生命と健康を失つた多くの一般戦災犠牲者は、国から何らの援護を受けることなく、戦争余命をつないでいる実情にあります。

終戦後三十三年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなかつで、その原体験を持つ人々の生活を圧迫し、生命と健康を失つた多くの一般戦災犠牲者は、国から何らの援護を受けることなく、戦争余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が、一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまるところなく、「銃後」と思われていた非戦闘員と、その住居までも、一瞬にして「戦場」に変え、わが国民戦闘組織に関する閣議決定は、新たなる兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を決め、昭和二十年六月二十二日に、即時公布された兵役義務法では、「国民義勇隊に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊娠婦等を除くの外は、可及的広範に包含せしむるものを徵兵」し、いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによつても、当時、すでに平和な銃後は存在せず、戦場のものとなつていていたことは明白であります。これによる一般市民の死傷被害は、沖縄を除いても、優に八十万を越え、罹災人口は、実に一千万人を超すと言われています。

中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によって、全都の四割が一瞬にして灰じんと化し、炎の中で、約十萬の都民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの物理学者が、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、いままでになされた空襲のうち、最もも慘害をほじた。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害援護法では、戦後廃止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷害者、同遺族に対し、救済、補償もなされました。

しかるに、政府は今まで、戦争犠牲者対策を、軍人軍属及びその遺族など、昭和五十三年三月末現在約十四万人に限定してきてるのであります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が、一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

この度は、この度は、「銃後」と思われていた非戦闘員と、その住居までも、一瞬にして「戦場」に変え、わが国民戦闘組織に関する閣議決定は、新たなる兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を決め、昭和二十年四月十三日「状況窮迫せる場合に応する国民戦闘組織に関する閣議決定は、新たなる兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を決め、昭和二十年六月二十二日に、即時公布された兵役義務法では、「国民義勇隊に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊娠婦等を除くの外は、可及的広範に包含せしむるものを徵兵」し、いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによつても、当時、すでに平和な銃後は存在せず、戦場のものとなつていていたことは明白であります。これによる一般市民の死傷被害は、沖縄を除いても、優に八十万を越え、罹災人口は、実に一千万人を超すと言われています。

中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によって、全都の四割が一瞬にして灰じんと化し、炎の中で、約十萬の都民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの物理学者が、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、いままでになされた空襲のうち、最もも慘害をほじた。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害援護法では、戦後廃止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷害者、同遺族に対し、救済、補償もなされました。

しかるに、政府は今まで、戦争犠牲者対策を、軍人軍属及びその遺族など、昭和五十三年三月末現在約十四万人に限定してきてるのであります。

法制定後、準軍属と言われる人々など、わざかに範囲の拡大はあったものの、銃後の犠牲者に対する援護の手は、基本的に皆無に等しいまま、今日に至っているのであります。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツでは、すでに昭和二十五年に、戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷害の範囲をきわめて広範に規定したため、援護の手は、あまねく一般市民にまで行き届き、その対象は、昭和五十二年六月末現在においても、実に二百七十八千人も上っています。

我が国の戦争犠牲者対策について、原爆被爆者に対する特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に限定しようとする政府の態度は、大戦の過ちを、衷心から悔い改めようとする姿勢に欠けるばかりか、その態度のよつて来るところが、軍事優先の思想にあるのではないか、との疑念さえかがわせるものであります。

戦後三十三年を経て、いまだに放置されたままの一般戦災者に対し、國の援護措置を望む国民の声は、戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体から決議・意見書が多く寄せられている事実とともに、もはや一刻猶予も許さないところに来ていました。本案はこのような国民の声を背景に、本案成立の日まで、いまだ戦後は終わらないとの確信をもつて作成し、再び提案するものであります。

第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲はおおむね軍人軍属等におけると同じであります。

なお、この法律による援護の水準を、特別援護法または遺族援護法による軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことについて、これらの法律による準軍属に対する援護で、なお軍人軍属に対する援護の水準に達していないものについては、同一レベルに引き上げる措置を講ずることといたしました。

最後に、施行期日は、公布の日から、一年以内で政令で定める日としております。

何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立をさせられんことをお願いいたします。提案理由の御説明を終わります。

○委員長(対馬孝且君) 以上をもつて趣旨説明の聴取は終りました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

第六は、障害年金または障害一時金を支給することとあります。

第三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四は遺族給付金、五年償還の記名国債として六十万円の支給であります。

以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。

第五は遺族の範囲は、死亡した者の父母、子、孫、祖父母で、死亡した者の死亡の当时、日本国籍を有し、かつその者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者としたしております。

第六は、障害年金または障害一時金を支給することとあります。

第七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第二十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第三十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第四十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第五十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第六十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第七十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十四は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十五は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十六は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十七は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十八は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第八十九は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第九十は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第九十一は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第九十二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第九十三は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。

第九十四は、更生医療の給付は、補装

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山基市君 本案審議に先立ちまして、先ほどわが党初め四党一派の共同提案による戦時災害援護法の提案をした趣旨に関連し、以下の諸点について質問をいたしたいと思います。

私は、参議院に議席を得て以来、此次大戦による戦争犠牲者に対し、国家補償の精神に基づいて、國民のだれもが差別されることなく援護の手が差し伸べられるべきだと、貫してその要求をしてまいりました者であります。その間、歴代の大臣も基本的な認識は全く同じであると言われておりますが、最初に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等改正に当たり、戦時災害を受けた方に対する大臣の所見をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま片山委員から、戦時災害についての議員立法の趣旨説明を横で拝聴いたしておりますが、率直に申しまして、私どもの世代になりますと、第二次世界

大戦中の記憶というものはきわめておぼろげなものになります。私自身も小学校二年の終戦でありますだけに、細かい点について、当時すでに成人をしておられた方あるいはその時期においてすでに成人に近い年齢におられた方々のように細かい実態を存じておるわけではございません。ただ、それだけに子供心にも空襲というものの大変恐ろしかったこと、また、それに伴う機銃掃射等、あるいはその焼夷弾攻撃による火災等の恐ろしさといふのは、本当に私どもよく記憶をいたしておるところでございます。

ただ、從来から、国としてはこの一般戦災者の援護というものについて、一般社会保障の充実強化という中で対策を講じていくことが適当であるという考え方のもとに対応をしてまいりました。戦後三十有余年を経て社会保障制度全体も今日一応の水準まで到達しております中におき、また戦後の復興の結果において国民一般の生活水準というものもここまで向上してまいりました。現時点において、戦災者のみを取り上げて新たに特別の措置を講ずる必要性は乏しいのではないかだ

らうかということを、政府として今日までも考え、いまそのように考えておる次第でございます。

○片山基市君 政府が雇用関係を中心として、雇用関係というのには、國すなわち天皇でありますが、雇用関係を中心として、國內が戦争の真つた

だ中にあって爆撃をされておつても戦場でない、機銃掃射をされておつても戦場でない、こういう考え方。それがなければ日本列島など歎舞、色丹、拵挺、国後など返せなどというようなことを言わなくていいんではあります。日本の國土に住んだばかりにやられたんですから、当然私は、大臣がそうおっしゃっておりますが、國の責任でこれらについてのいわゆる責任をとるべきだと思います。

そこで、内閣にお伺いいたしますが、実は、戦没者が合祀されているのを靖国神社と言い、その

分社に護國神社があるようあります。クリスチヤンである大平総理にお聞きしたいところですが、大平総理はおいでありませんから関係の方から總理にかわって答弁を願いたい。でなければ大平総理をお呼び願いたいんです。四月二十一日に、いわゆる靖国神社とかいうものに参拝されたそうであります。私は、参拝の方法について公車を使つたとか、私的でないとかあるとか、御本人の信仰と矛盾しておるかどうかなどなどということは考えておりません。それはどうでもいいことです、極端に言えば。しかし心配されることは、戦没者に対する敬虔な慰靈というか慰めといいますか、という気持ちを表現したものであります。いわゆる生きて虜囚の辱を受けず、死して罪積の汚名を残すこと勿れ。兵隊というものは捕虜になる、死ぬということで、そのかわり死ぬときには兵器は絶対敵に渡すな、保存せよ。三八銃といふ銃があつたがそれを押ませる。わからぬけれどね、あなたの方みたいな人にはわかりませんよ。ぬくぬくと育つておるんだから、タケノコみたいに。だからわからぬけれども、とにかく「死して罪積の汚名を残すこと勿れ」ということがあつたんですね。いわゆるそういうことで戦争がやられましたにかかわらず、その結果われわれは、日本の國の中へ空襲を受け國土を守つてきた。そういう人は行かれたんですね。おもしろ半分に、ちょうど花も咲いておるからいい調子だから行かれたんであります。

○政府委員(加藤紘一君) いま片山先生おっしゃいましたように、大平総理が先般靖国神社を参拝いたしましたことは、政府としての行為ではなくて、あくまでも大平正芳氏個人の気持ちで行つたことがあります。したがつて、政府としてもまた内閣としても、この行為に特に論評する立場で

はございませんが、總理の個人的な気持ちをいろいろお伺いいたしておりますと、先生がおっしゃ

いましたように、戦争のために、また國のために命を落とされた方にかねがね感謝の気持ちと、そして哀悼の気持ちを表現したいという気持ちがあつたところに、春の例大祭でございますので、それを機会といたしまして敬虔な気持ちで祈りをささげたというのが大平自身の気持ちと聞いておる次第でございます。

○片山基市君 クリストチャンだから、やおよろずの神は拝まなくてもマリア様を拝みになつたら、いんでしょうかれども、それよりもとうといの人は人間だということはわかつた、人間大平、よろしいですね。それはよろしい。それなら一度思ひます。しかし、戦争の非常に悲惨であったといふことは、私たちも、當時幼稚園でございましたけれどもおぼろげながら知り、そしてその後の記録映画等で私たちも戦争はいやだなあという単純な気持ち、印象を持ったということも戦後のわれわれの育つた時期の経験でございます。

さて、先生がいま、終戦前の天皇陛下と、それから戦争に行かれた人、それと私人との関係はどういう関係であるかという御指摘でございます

が、雇用関係であったのではないかという御指摘もあり、また親子の関係であつたのではないかといふ御指摘もございますが、その点についての政

府としてのきちつとした解釈というの、その担当の方からお答えいただくことにいたしたいと思います。

なつもりはありませんか。敬虔な気持ちで死んだ人にお参りに行つたんですからね、尊敬しますよ。そんなら生きておる人間がおりますから、それに対しては敬虔な気持ちはないですか。

昭和十二年のお生まれと記憶いたしておりますけれども、私の場合には昭和十四年でございます。したがつて、より戦争の記憶というものは定かでないということは先生御指摘のとおりであります。しかし、戦争の非常に悲惨であったといふことは、私たちも、當時幼稚園でございましたけれどもおぼろげながら知り、そしてその後の記録映画等で私たちも戦争はいやだなあという単純な気持ち、印象を持ったということも戦後のわれわれの育つた時期の経験でございます。

さて、先生がいま、終戦前の天皇陛下と、それから戦争に行かれた人、それと私人との関係はどういう関係であるかという御指摘でございますが、雇用関係であったのではないかという御指摘もあり、また親子の関係であつたのではないかといふ御指摘もございますが、その点についての政

府としてのきちつとした解釈というの、その担当の方からお答えいただくことにいたしたいと思

います。

○片山基市君 いや、總理大臣が来ておるつもりで話しておるんですから、担当は要りません。大体、私は天皇といふのはインチキだと思う、それだったら、言葉悪いけど。親子の関係だと思ふんです、その時分は。ですから、新憲法ができるから後の問題は、それは國民が主権在民ですかにかかわらず、その結果われわれは、日本の國の中で空襲を受け國土を守つてきた。そういう人には親子の関係でなかつたんです。あなたは勉強してなかつたからわからぬでしょうけど、昔は天皇は親でありいわゆる國民は子供である、こ

ういうように言つていたよう思いますが、それは自分が命令して戦争を行つて人殺しをした人間だけが子供で、家を守つた、いわゆる國民におつた者に対するそん

つておるときの絵を見たらわかるとおり、その名前だけ出せばやれたんです。ですから私に言わせれば——あなたにはもうお答え要りません。できません人にしたってしようがないですよ。そんな頼りないものをよこしてくれと言つていいんですよ。ちゃんとしたものにしてくれたってしようがないんですよ。これ以上聞きません。

そこで、戦没者に対しても同じように戦争遂行責任をわびる、いやもう済まなかつたというつもりで行つたのかと思つたら、また、広島の原爆の碑に書いてあるように、二度と過ちは繰り返さないと書前に誓い、憲法九条を守り抜いてやる、日本国の平和を守りたいと参拝されたものでなく、もう一度やつぱり戦争やつてみたい、こういふつもりだと考へてよろしくうございますか。

○政府委員(加藤紘一君) 総理が、まあ私人として、ありますけれども、再び戦争があつた方がいいといふうにして参拝したということは絶対ないと思つております。

○片山基市君 ゴリつぱな御答弁をいただけて感謝します。

○片山基市君 ゴリつぱな御答弁をいただけて感謝します。

去る日であります、靖国神社に帝国主義戦争の責任を負うた——これは極東軍事裁判がありま

して、日本から言つたら、何だアメリカのやうにやられた、連合軍にやられたと思つてゐるそ

ですが、A級裁判の人たち十四名が合祀されたと

いう報道を去る十九日明らかにされました。國は

事前に知つておつたと思ひますね、どうです。

○政府委員(加藤紘一君) 政府及びどういう情報

が入つたか、総理自身は、あれはたしか共同の記

事であつたと思ひますけれども、その記事が出で

初めて知つたと聞いております。

○片山基市君 知つておつたと、にもかかわらず、これは二十一日に参拝をしておりますけれども、これは帝国主義戦争でございましてわれわれ日本の国が侵略戦争したあれです。日本の国を守る戦争じゃないんです。満州国をつくつたり華北へ行って戦争してきたんです。日本の国を守るのが自衛ですよ。A B C D 包囲陣で、アメリカやイ

ギリスや、いわゆるチャイナ——シナやオランダ、A B C D 包囲陣によつて経済で制約、いまのちようど東京フランドみたいなものだ包囲され始まつたことには違ひないのですが、そういうような理由で、立ててということで東條英機といふ人が總理大臣としてやりましたね。天皇はロボットだったのかわからぬ。これは責任も感じないでしよう。しかしこの人たちは責任とつておるわけです。ですから、いまお聞きするんですが、こののような人が祭られたことについて当然だと思っておるんですか、それじや。

○政府委員(加藤紘一君) 靖国神社にその A級戦犯の人が合祀されたということは、先ほど言いましたように、共同の報道で初めて知つたわけですけれども、しかし靖国神社 자체がどの方を合祀されるのかどうかということについて政府がいろいろ判断申し上げることはできないと思つております。

○政府委員(河野義男君) 軍法会議等にかけられ

た人、いろいろ態様ござりますけれども、当時の

事情を勘案いたしまして、それらの人々に対しま

しても保護法上の待遇はいたしております。

○片山基市君 よくわかりました。それじやそ

とおり十分調べてみます。

戦時災害援護法の提案趣旨の説明でも指摘して

おりますとおり、國の姿勢は帝国主義戦争を遂行

したものであり、そのため亡くなつた者でも慰

靈をするという立場であるということもよくわから

りました。平和を願うことよりも、将来にわたつ

て軍事優先、また軍國主義復活あるいはそれを鼓

吹するために今回そういうような態度をとられた

ものと考えます。いま言われたように、敵前逃

亡、またそういうことで処刑された兵士に対しても慰

靈をするという立

ないという保証をいただきたいんですが、いかがです。

○説明員(板山賢治君) 先生のおっしゃいますように、昭和五十年に計画いたしましたとき、調査用語の不適切さの問題とか、あるいは調査のねらいといふものが障害者を施設に隔離するというふうな誤解を招きましたこと、あるいは調査の実施につきまして関係団体等の事前の意向を聽取していなかつたこと等で反対がありましてできませんでした。大変残念でございましたが、今回はその経験を踏まえまして、これから約半年ございますので、その間に関係者の事前の十分な了解を得る、一つ一つ誠意を持って問題点を解決いたしながらせひ実現をいたしたいと、このようなことで現在準備を進めております。

○片山基市君 去る四月十三日、参議院議員二宮文造君の提案をしておりますところの質問主意書に対し、國の答弁を見ますと、大臣がいまおっしゃったように非常に冷たい。附帯決議に反するというように感じられるんですが、これはいかがなものでしようか。

○政府委員(河野義男君) 二宮文造議員の質問主意書に対する答弁書におきましては、民間戦災傷病者等について特別の調査を行うことは考えていない、こういう答弁がなされておるわけでござりますが、一般戦災者についての國の基本的な考え方方は、先ほど大臣から御答弁申し上げたとおりでございまして、一般社会保障の充実強化によつて対応していくと、これが基本的な姿勢でござります。個々の特別の調査を行わないという趣旨は、特別な対策、一般戦災者に対しまして特別な対策を前提といたしまして、そのための実態調査、そういうものは考えていない、こういう趣旨でございます。

○片山基市君 実は、總理府が昭和五十二年度から実施しているこれは、一般戦災者に関する調査等に十分な連絡をとつて附帯決議の趣旨に沿うよう努力する旨、第八十四国会の昭和五十三年七月十八日ですが、小沢大臣が言明しておられるんです

が、その後厚生省としてこの調査などのようになりますが、かわって――この調査相当しておりますね、いわゆる總理府の管理室が担当でございましょう。これら見ておるんですが、これを参考にしながらやられましたですか。

○政府委員(河野義男君) 総理府で実施されておられます全国戦災史実調査につきましては、昭和五十二年度、五十三年度両年度にわたつて実施され

ります。厚生省もいたしましても十分連絡を密にしてまいつておるわけでございますが、まだこの調査の結果について結果がまとまっていないと聞いておるわけでございますが、史実調査の結果がまとまるわけだしたら、私ども非常に关心を持つておりますので、十分検討していくかのように考えております。

○片山基市君 私の手元にそれはあるんですが、協力をしない市町村がたくさんありますよ。たとえば一番熱心にやってくれる春日井市だとか半田市、それから大宮市、たとえば函館市、名前を挙げたら切りがありませんけれども、この赤丸つけたんですが、してないのがありますね、実際。松阪もない、岸和田もない、東大阪もない、岸和田もない、泉大津もない、こういふこともない。これやられておるんですね、全部ですね。枕崎もありませんね。こういうように、戦災都市でありながら、名前をわかつておらながら、これについて協力をしない。これは大体知りたくないところで、いわゆる軍事基地だった鹿児島の鹿屋もいる。これからもわざわざお祭りであります。だからかもわかりませんけれども、これを一つの参考にして、今度調査されるときに十分に理解を

しておるということを申し上げたのでございます。○政府委員(河野義男君) いま先生が御指摘のように、実際の状況を私ども具体的には承知しておりませんが、先ほど申しましたように、この調査の結果につきましては関心を持つておりますし、調査の結果が出来ましたらそれの内容につきまして検討さ

ていただきたいと、かように考えております。

○片山基市君 縱割り行政ですから、文部省は文部省、厚生省は厚生省、總理府は總理府で勝手に自分のあれをするんでしょうが、國民は一人ですからね、あなたたち役所は飯の都合でいろいろとあちらこちらで仕事をしてもよろしいけれども、われわれは困る。だから十分に連絡をとつてやつてもらいたいと思います。

そこで、私はきょう申上げたいことは、一九七六年、昭和五十一年の第三十一回国連総会で、いわゆる一九八一年ですから昭和五十六年になりますか、を国際障害者年とする金会一致で日本政府も参加をして決議しております。す

べに二年を経過しておりますので、国際障害者年が国際障害者年でござりますが、現在外務省の国連局を窓口にいたしまして、関係各省いろいろの情報交換、これに対する対応等につきまして研究協議をいたしております。具体的にはむしろ外務省からの御説明の方が適切かと思いますが、私どもちよど中央心身障害者対策協議会の事務局を担当いたしておりますので、若干その情報その他を知っておりますので御説明を申し上げますと、ことしの三月に、国連で諮問のための専門委員会等の議論を通じましてそのように受けとめられると、フェステイバルでないと、いままでは国際婦人年もいわゆる児童年もお祭りであったと、こう理解をしてよろしくございます。

○片山基市君 男女平等雇用の問題を含め、またいま児童年の問題を含めお祭りであったことを告白されたが、今度はお祭りでなくてやはりごぞいますので、これらを踏まえましてこれから私どもも準備をいたしたいと、このように考えております。

○政府委員(河野義男君) いま先生が御指摘のように、実際の調査の実施につきまして協力しない市町村の状況を私ども具体的には承知しておりませんが、先ほど申しましたように、この調査の結果につきましては関心を持つておりますし、調査の結果が出来ましたらそれの内容につきまして検討さ

を迎えるに当たりまして、やはり障害者対策を一つの発展させる転換期にあるというような認識のもとに先ほど御説明を申し上げましたような身体障害者の実態調査を計画いたしましたし、さらには、町ぐるみ障害者の住みよい環境をつくるという観点で、障害者福祉都市の予算を計上するなど、再来年

に向けまして一つの計画を進めておるところでござりますが、ただ、国際障害者年は、今までの情

報によりますと、障害者年に一つのお祭り的な行事をして終わるというではなくて、障害者の参考意見で、障害者年は、今までの情

報によりますと、障害者年に一つのお祭り的な行事をして終わるというふうな思想があるよ

う観点で仕事をしようというふうな思想があるよ

うと、平等といふうな思想があるよ

取るばかりです。大臣はそう思はなくとも私はそういう思いますから大臣の答弁を求めるよと思いませんが、もう少し心の琴線に触れるというか、心の中に何かずつと、ずつといふうか、気持ちよく入ってくるようなものが欲しいと思います。と申しますのは、先ほど述べましたように、身体障害者調査は不十分のまま、結果的には国の資料としては昭和四十五年度のものしかないということであり、まして一般戦災障害者の実態などは、戦後から今日に至るまで何一つ明らかにされようとしている国が、社会福祉国家でござる、福祉元年でござい、社会保障を充実しています、世界よりいっぱいなどということを言うのは行き過ぎではないか。私が申し上げるのは、いわゆる艦砲射撃を受けたり、焼夷弾で焼かれた者はわかつてんすから、やっぱりそういうものについては十分な配慮があるべきだと私は思う。鉄砲弾が飛んできた、敵前で軍服着ておった、看護婦にちよどけ行つとて目の前に落ちたということだけが戦争でなくして、生糸を紡ぐ紡績工場で働く、家で、お父さんは行つとる、子供の洗たくをしとる最中で爆撃を受けても、私は戦争一環の中で犠牲者だと思うんです。これは今まで余裕がなかつたと言うならそれまでですけれども、今日、アメリカから七十億ドルもの物を買えと言われておたおたして、日本電信電話公社が持つとる、いわゆる情報網まで売つて、売國奴的にアメリカに、いわゆるIBMなどにコンピューターを売り込まれる電子交換機を売り込まれる、そして情報全部盗まれるこことでも、また日米軍事同盟、安保条約あるからいいんだと思っておる、こういうような感じがいたします。いまの政府、大平内閣はどうち向いて行つとるんだ。日本の国情報を売る、それと同じ。この間は、何か電電公社の通信研究所の諸君が中国に雑誌を出したんでスペイ容疑だと何かとか言われよつた。いややつとるところの日本の政府のやり方いうたらそういうことあります。私がいま質問をしていく趣旨は、福祉国家というこ

となればデータをそろえてほしい。そうして、これに對して対策をしてほしいですね。そのため、ことしのいわゆる五十四年度の調査で、戦災者が、戦災者というか、戦時災害を受けた、体に傷を受けた人間がきちんとわかるようにしてほしに、私は多いことを望んだりするんじやなくて、その上にデータができるばどういう対策をするかどうしたことについて迫つていきたいと思いますから、もう一度課長答えてください。

○説明員(板山賢治君) 先生の御指摘、十分に私もかみしめまして、この調査の実現につきまして努力をいたしたいと思いますので、よろしく御指導をまたいいただきたいと思います。

○片山基市君 私らの知つとる仲間で、反対ばかりしどつたのがよけいおりましたから、その五

十年には。まあできるだけ私はそういうことを反対させぬよう協力しますけれども、あんたの方のやり方がプライバシーというものを侵すという

そこで、国際障害者年が来るから何かやらねばならないというのでは心温まる行政でないと思うので、調査の内容と具体的な体制はどうつかれていますか、いま。

そこで、国際障害者年が来るから何かやらねばならないというのでは心温まる行政でないと思うのですが、私どもは、いま板山課長からも申しました

よう、ことしの障害者実態調査の中におきまして、一般戦災障害の方々の状況把握にも最善を尽くしたいと考えております。そうした中で、障害者年についての話が出ておるわけありますが、私は恐らくことしの国際児童年と同じように、政

府全体、関係するところは非常に大きめですが、障害者年に対する基本的な各省の調整その他業務は総理府が中心になつておやりになると思います。しかし、その中において心身障害児を含め障害者対策の非常に大きな部分を私どもの行政が所管することは間違ひないわけでありまして、雇用面を担当していくたゞく労働省とともに、また教育面を担当していくたゞく文部省とともに、私ども

O片山基市君 そうすると、そのいわゆる障害者年に対する問題として、国内における宣言及び開

連施設の発表とか、国内委員会または調整部局の設立、更生施設の設立等障害者施策の強化、就労機会、職業訓練の促進、社会生活参加の促進のための実際的な諸措置の開発、重障害者収容施設の十分な供給、障害児、若年障害者、婦人障害者に対する配慮、法令の再検討、政府機関、国有企业への就労の機会の増加、公立学校、大学において教育を受けるための条件の整備、妊娠中、分娩時ま

たは出産直後の障害発生防止のための措置の促進、すなはち栄養とか免疫とか母体への配慮等、それから職業上の安全障害への認識を高めること

及び職業安全規則、道路の安全措置の整備開発、あるいは障害に関する研究、統計、科学的データの整備、障害者のリハビリテーションセンターに関する諸

施設、達成状況に関する諸問題、障害者の権利、社会への参加に関し、学校、あるいは地域団体での啓発活動、あるいは障害者のための文化、職業施設、リハビリテーションセンターの器具を入れる等での関税や税金の免除、リハビリテーション等の関税や税金の免除、リハビリテーション

指導員、また医療従事者、ソシアルワーカーの育成、障害者のための諸活動に対する資金援助キヤンペーンなどというようなものが考えられると思

うんですが、こういうことについては、すでにこの国際年を迎えるに当たって厚生省としては、文部省の関係を言つた分は別といたしましても、考えられておりますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) いまいろいろの角度から御指摘のありました中におきまして、これは障害者年があろうとなからうと、どうしても私が行つていかなければならぬ分野のもの、たとえば、重障施設の供給の問題でありますとか、あるいは妊娠中、分娩時、あるいは出産直後の障害発生防止の措置の促進でありますとか、こうした問題は從来からも継続して行ってまいりました。また、ことしの国際児童年の中における母子保健対策の総合的な見直しを図る中におきましても、先大的の障害の発生予防、さらに、それを踏まえて、今度は生まれてきた子供さんの早期の治療、療育体制の整備とかいったような問題は現在もすでに実施をしつつあるわけありますし、また継続して行っていくことは当然でございます。また、いまお話をありました、たとえば道路の安全部都市構想を現在推進し、身体障害者年を一つのピークにして、人口十万以上の都市を全部こうした形で整備をしてまいりたいといふことをおきまして幾つかの反省点を踏まえた今回ソフト面をも加えた障害者福音都市構想を現在推進し、障害者年を一つのピークにして、人口十万以上の都市を全部こうした形で整備をしてまいりたいといふことですでに動かしておるものもございません。これは、いま申し上げましたような国連における意思の表明を受けた推進会議の中において行われるべき作業であるうと思います。厚生省自体としてはそれのプログラムは順次現在も進行中でございます。

○片山甚市君 そこで、先ほど言いましたように、二宮文造参議院議員が質問主意書を出しました答えに、特別に調査を行うことはないと、こうおしゃつておるんですが、先ほどから申しま

すように、この戦時災害を受けた方々をどのようにするのか、この人だけではなくて、後から私の同僚の種山君の方から満州における開拓義勇団の問題も出てまいりますけれども、とにかく、私が一貫して取り扱いについて、国際年のときに参加をして、発言権をまず与えてもらいたい。非常に熱心にやつてきた仲間でありますから、この人たちの意見を入れていただけるようにまず大臣から御答弁を願いたい。そうして、特に、ことしからのことでも弔慰金なども出しておるんですが、こういう地元から上がって中央からということでなく、速やかに私はもう大臣が若いですからあしめたやめるということはないと思うけれども、大臣の間にですね、大臣の間と言つたら大体期限は切れますけれども、この数カ月というようなことを言うとまたきついでしようが、速やかに、この間からの約束であるところのいわゆる戦時災害援護法を提案した趣旨にかかる諸問題についての措置をとつてもらいたい。どうしてもこれは怨念のようなものであります。これを解かない限りは日本の国は開けませんですね。こういう点で、身元保護法を提案した趣旨にかかる諸問題についての措置をとつてもらいたい。どうしてもこれは怨念のようなものであります。これを解かない限りは日本列島、長つ細い中で空襲を受けた地域、受けない地域、あるいは艦砲射撃を受けた地域、受けておられるようなケースもございます。私はこの日本列島、長つ細い中で空襲を受けた地域、受けない地域、あるいは艦砲射撃を受けた地域、受けない地域、いろいろあるわけであります。それで、その自治体において、その地域におけるかつての被害というものを踏まえられた対策をお立てになることを、国が決してそれにブレーキをかけるようなことを考えるつもりはありませんと、これは最初に申し上げておきたいと思います。

私どもは、先ほどもおしかりを受けましたけれども、一般社会保障の体系の中において、福音政策の体系の中において一般戦災の被災者の方々に理路整然と申しますと、天皇陛下の子供として戦争に駆り出されてやつてきた、これが一つです。それから、雇用関係ということになれば自分の身内は全部雇用関係があつた、こういうことになります。ただ、いまお話しになりましたように、だから雇用関係があつて、戦争に行く者がおるものだから残つておつた者がそういうことになつたようなことです。これは、いま申し上げましたように厚生大臣の私的諮問機関として援護問題懇談会を発足させ、大変広範な問題についてその中で御論議を願い、援護法の中において対処すべき事項については何としても調査の結果今までと違つたたり何かして、また從軍看護婦の方の問題も、だまされて連れていつたりして、これからもまたれたのも、大豆をつくる、何をつくるということで義勇隊で内原の訓練所から引つ張り出されて行つたり何かして、また從軍看護婦の方の問題も、だまされて連れていつたりして、これからもまたれたのも、大豆をつくる、何をつくることになります。ただ、これは本当に今度は私の個人的な感じになりますが、先ほど申しま

すように、この戦時災害を受けた方々をどのようになることがありますか、これからのあり方を御大臣の抱負といいますか、これから的是り方を御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 確かにいま片山さんから御指摘がありましたように、たとえば徳島市でありますとか、あるいは愛知県の岡崎、津島、稲沢といったような場所において、一般戦災者に対する地方公共団体とての施策を講じておられる例がございます。また愛知県のある町のように、社会福祉協議会がこうした方々に対する対策を立ておられるような場所において、一般戦災者に對する地方自治体としての施策を講じておられる日本列島、長つ細い中で空襲を受けた地域、受けない地域、あるいは艦砲射撃を受けた地域、受けない地域、いろいろあるわけであります。それで、その自治体において、その地域におけるかつての被害というものを踏まえられた対策をお立てになることを、国が決してそれにブレーキをかけるようなことを考えるつもりはありませんと、これは最初に申し上げておきたいと思います。

私どもは、先ほどもおしかりを受けましたけれども、一般社会保障の体系の中において、福音政策の体系の中において一般戦災の被災者の方々に理路整然と申しますと、天皇陛下の子供として戦争に駆り出されてやつてきた、これが一つです。それから、雇用関係といふことになれば自分の身内は全部雇用関係があつた、こういうことになります。ただ、いまお話しになりましたように、だから雇用関係があつて、戦争に行く者がおるものだから残つておつた者がそういうことになつたようなことです。これは、いま申し上げましたように厚生大臣の私的諮問機関として援護問題懇談会を発足させ、大変広範な問題についてその中で御論議を願い、援護法の中において対処すべき事項については何としても調査の結果今までと違つたり何かして、また從軍看護婦の方の問題も、だまされて連れていつたりして、これからもまたれたのも、大豆をつくる、何をつくることになります。ただ、これは本当に今度は私の個人的な感じになりますが、先ほど

申上げましたように、私どもは終戦の當時まだ子供でありますて、その当時の実情に決して詳しいわけではありません。むしろ、空襲等によるこわくて逃げ回つた実感のみが残つておる世代であります。私どもからもう一つ若くなれば、今度は戦争を知らない世代が出てくるわけであります。そこで、そういう世代の人間としてのこれは個人的な問題は、先生の御指摘のような問題にいたしましたが、援護法といふものも今日まで考えであります。援護法といふものも今日までだんだん進展をしてまいりますと、実はここまで時間がたつて、そして今日提起をされております問題は、先生の御指摘のようないくつかの問題にいたしましたが、開拓義勇隊の問題につきましても、従来から何回も本院においてもまた衆議院においても御議論についておるという感じがいたします。これは後でございました。私ども、心情的にその話の中にはいたしましたが、あるいはその他の細かい、法律の適用外すればそれのようないくつかの問題ではありますけれども、この数カ月というようなことのやめるということではないと思つたが、開拓義勇隊の問題につきましても、従来から何回も本院においてもまた衆議院においても御議論がありましたが、これは一応政府として、今日までございますが、これは一応政府として、今日までよく御承認のようないくつかの問題につきましては最初に申し上げておきたいと思います。

私どもは、先ほどもおしかりを受けましたけれども、一般社会保障の体系の中において、福音政策の体系の中において一般戦災の被災者の方々に理路整然と申しますと、天皇陛下の子供として戦争に駆り出されてやつてきた、これが一つです。それから、雇用関係といふことになれば自分の身内は全部雇用関係があつた、こういうことになります。ただ、いまお話しになりましたように、だから雇用関係があつて、戦争に行く者がおるものだから残つておつた者がそういうことになつたようなことです。これは、いま申し上げましたように厚生大臣の私的諮問機関として援護問題懇談会を発足させ、大変広範な問題についてその中で御論議を願い、援護法の中において対処すべき事項については何としても調査の結果今までと違つたり何かして、また從軍看護婦の方の問題も、だまされて連れていつたりして、これからもまたれたのも、大豆をつくる、何をつくることになります。ただ、これは本当に今度は私の個人的な感じになりますが、先ほど

○片山甚市君 時間が来ましたので、それじゃ大臣、私的諮問機関であらうとも、この問題について取り上げていただき、私の意見としては、一年以内、もう結論を出るような努力を願いたいと思ひます。ただ、これは本当に今度は私の個人的な感じになりますが、先ほど

るということはわかつておるけれども、これは法律的に言えばもう済んでることじやないかといふならば、新しく法律をつくるのはここですから、若さでひとつ答えてください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは若さに關係があるかどうかわかりませんけれども、ただ、私たちも社会労働委員会、衆議院におりまして今日までずっと御議論を拝聴し、また私ども自体も議論をし、また、本院における御議論等も拝聴してまいりまして、率直に現在やはりその接点部分の問題についての御判断を願う場、そういうものが必要であるという感じを持っております。今国会に於ける参議院の御審議をも踏まえ、私はそういうものを考えてみたい、そのように考えております。また、それができました場合には、これはやはりもうできるだけ早い時間に御結論をお出しいただくようにお願いをしなければならぬとも思います。

○片山甚市君 社団法人日本戦災遺族会定款といふのがございまして、これは五十二年につくられたようですが、これだけがあるんじやないで、ほのかの団体ありますから、ひとつ理解をしておいてもらいたい。そういう意見を聞くときには一方に偏らないようにならんとしてもらいたい。これを申し上げて終わります。

○安恒良一君 私の要求した出席者、来ておりませんか。厚生省、大蔵省、それから総務長官、以下関係者。——来ていませんね、委員長。

○委員長(対馬幸旦君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(対馬幸旦君) 速記を始めてください。
○安恒良一君 私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に関連をするものとして、次のことを質問をしたいと思うのであります。が、もともとこの戦傷病者戦没者等は、この法律の規定をするところでありまして中身はよくわかつておるんです。

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕
しかし、これも衆参の社労委員会なり関係委員会

の中でいろいろ努力はされまして、今回この法律改正と同時に、その一部として、前日赤従軍看護婦への慰労金が年間交付される、一定の年齢制限等ござりますが交付されると、こういうことについて政府が昨年の衆議院における社労委員会の六党の申し合わせに従って善処され、今回の法案の中に盛り込まれて提案をされ、前向きにされたことについては評価いたします。もちろんこれは三月二十三日の本院における予算委員会の柏谷先生の議論なり、三月一日の衆議院社労委員会における金子先生の議論なりで、前日赤の看護婦さんに対する処置も十分だとは思いません。しかしながら、一步前向きに善処されたことについては私は評価をいたします。

そこで、私も最近この問題について勉強したんですが、いまも厚生大臣が言われたように、なかなか接点の問題が出てくるわけですね、一つ処置をしますと。しかし、政治というのは、私はやはり公平であらなければならない。そこで問題の接点は何かというと、今度は前陸海軍従軍看護婦さんの処遇問題が出てきている。このことにつきまして、私は予算委員会の総理府長官、厚生大臣、関係委員の方のやりとり、それから衆議院における社労委員会の中のやりとり、こういうことを詳細に勉強いたしました。

そこで、お聞きをしたいのは、前陸海軍従軍看護婦の皆さんからは二つのことがお願いとして出ておりります。一つは、同じように戦地で苦労した看護婦さんであるから、どうか自分たちに対しても日赤従軍看護婦と同様の処置を講じてもらいたい。こういう処置が一つ出てきております。二つは、在職期間を各種公的年金に通算するような処置を講じられたいと、こういう二つのことがあります。もしくは関係局長のところにも御陳情があつたと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) この日赤従軍看護婦の方々の問題が国会において議論になり、その議論を踏まえて超党派でこれの処置に当たりました段階におきまして、日赤従軍看護婦の方々に對する対応というものは、当時総理府と/orことで国会側も割り切り、またそれを受けて、御承知のよ

うに総理府の方に予算計上をするという形態をと

がついたわけであります。これらの問題について、実はきのう私は総理府、それから厚生省、大蔵省、約十人ぐらい、局長以下関係の方に来ていました。ただいろいろ御説明を聞いたんですが、まず所在がはつきりしないわけですね。厚生省側に聞きますと、いや、これは総理府が中心だと、こういうことになるわけです。

〔理事片山甚市君退席、委員長着席〕

総理府側を呼びますと、いや、それはやっぱりまず調査を厚生省の方がやってもらわないととても

ということで、ややボールの投げ合いか続きまして、私も、ですかわかつたと、それじゃ起きよう両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

こでどういうふうにするのか、こういうことを聞く

う両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

こでどういうふうにするのか、こういうことを聞く

う両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

こでどういうふうにするのか、こういうことを聞く

う両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

こでどういうふうにするのか、こういうことを聞く

う両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

こでどういうふうにするのか、こういうことを聞く

う両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

こでどういうふうにするのか、こういうことを聞く

う両大臣おられるところで——これはお役人に幾ら聞いてだめだと、ボールの投げ合いますから。やはり両大臣おられるところで、まず、ど

つております。私どもとしては、総理府がこの問題の処理に当たられるという理解をいたしました。なお、踏まえて申し上げますと、この陸海軍看護婦の問題につきましても、先般來予算委員会を始めいろいろな場で、主として総務長官からお答えを願い、厚生省側としてはそれに対する資料その他で御協力のできる部分のお手伝いをいたすと

いう体制にござります。

○安恒良一君 そこで、これはそうしますと、主

体的には、予算委員会でも三原長官は再度再検討してみたいと。ですから、きょうせひ三原長官を呼びたかったんですが、いまこちらに向かわれて

いるそですが、再度再検討してみたいと、こう

答えられていましたから、その点は総理府いいわけ

ですね。いま厚生大臣が言われたように、主とし

て中心になつてこれから検討するとすれば総理府

であると、いいですか、それは

お答えされていますから、その点は総理府いいわけ

ですね。いま厚生大臣が言われたように、主とし

て中心になつてこれから検討するとすれば総理府

であると、いいですか、それは

お答えされていますから、その点は総理府いいわけ

ですね。いま厚生大臣が言われたように、主とし

て中心になつてこれから検討するとすれば総理府

であると、いいですか、それは

ますね。ところが、これはまた厚生大臣に言います。ところが、これは若いから知らないと、こうなるだらうと思つて三原長官を呼んだのですが、年齢には関係ないんですよ、実態がどうかということは。私たちで調査をし、また、すでに参議院の予算委員会で金子はるさんという元陸海軍従軍看護婦の会の会長さんがいろいろ証言されていますね。その証言を見ますと、まず勤務地については、あの大東亜戦争なりの場合においては、これはもう入り乱れている、勤務地については、こんなきれいに兵たん病院は全部日赤でと、そんなことはない。本人もそう言っていますし、三原さんもいわゆる私も戦地経験が十分だ、その中でそういう実態はよくつかんでおる、こう言われています。そうしますと、これは勤務地に関しては同じ、ほとんど同じだと、これが一つ。それから、志願と召集令状と言うけれども、これも本人たちから言わせると、当時のわが国の軍国主義時代においては、これまた片山先生からもいまいろいろありましたように、いわば天皇陛下の命令とか、國のためということで、本人たちの意思は問はず看護婦さんはそれぞれやはり前線に送られて看護業務につかれていることもこれは事実ですね。これは日赤の人だけが前線に行つて、陸海軍の人だけが行つていないうんという、そんなことはないです。志願とか応召とか関係ない。私たちも戦争末期わずかしか知りません。本当のことを言つて半年ぐらいしか知りません。しかし、現実に当時の先輩から聞きますと、もう全くその区別はないといふことです、全く区別はない、これはですから、この二つの理由から言いますと、これが区別をされる理由が私にはわからないんですね。主としてお役人の答弁の中で挙げられていることはいま私が整理して全部反論した。ですから、そういう上に立つて、それ以外に何がありますか、それ以外に、非常に陸海軍の看護婦さんはむずかしいということ。いま私は二つのことを整理しました。一つは赤紙といわゆる志願ないし雇用、いま一つは勤務地の問題。しかし、これらは全部いま

私は整理しましたし、それから先輩も、幾らでもここにもおられますから、行かれた先輩皆おられますから、全く同じだと、こう言つてます。そういう上に立つて、なお今回日赤の看護婦さんにやられたことは私は非常にいいことだと思います。その証言を見ますと、まず勤務地についてもやはり高齢のこの看護婦さんたちも、大変私のところに細かく、いまの生活実態から何からかにかかられておりますが、大変お氣の毒だと思います。やはり政治というものはこういうものについてもあわせて救済をしていくべきだと思いますが、そちらについてどうですか、考え方を聞かしてください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま安恒委員から御指摘のありましたような理由、従来確かに総理府としてそういう主張をしておりましたことは事実でございます。ただ、これは安恒委員の方から先に言われてしまつたのですが、私どもは本当に本當に本領と召集令状と言つておられた体験からその実態について感想を述べておられたのは私も聞いておりました。安恒委員の御指摘のように、先般総務長官が予算委員会において、自分の体験からその実態について感想を述べておられたことは、私は次のことを明確にまずお願ひをしなきやならぬと思うのですが、後でこれは……。

○安恒良一君 そうなりますと、私は次のことを明確にまずお願ひをしなきやならぬと思うのです。それは私は厚生省の援護局が実態を調査してござります。したがいまして、こういう陸海軍の看護婦さんの従軍期間を通算するといふことは、従軍生年金に通算するといふことは、従軍につきまして御説明を申し上げますと、陸海軍の看護婦の方々の従軍期間を国民年金あるいは厚生年金に通算するといふことはござりますが、それは安恒先生よく御承知のとおり、厚生年金は昭和十七年、国民年金は昭和三十六年の発足でござります。したがいまして、こういう陸海軍の看護婦さんの従軍期間を通算するといふことは、従軍といふことに着目をして特別の措置をとるといふことにならうかと思ひます。いわば国家補償的な考え方方に基づいて処置をするといふことになるかと思ひますけれども、そうした場合に、先生が、先般総務長官が掛け合つて、といふ制度でございまして保険料を掛け合つて、といふ制度でございます。いわば民間の保険でございまして、國家補償の觀点がない制度でござりますので、厚生年金ないし国民年金に従軍期間を通算することはむづかしい問題といふふうに考えております。

○説明員(山崎登君) 私ども、旧陸海軍の共済組合の期間あるいは従軍期間を有する人が、引き続き公務員になった場合あるいは再び公務員になつた場合におきましては、一般の雇傭人と同様に共済組合の組合員期間に一定の条件のもとに通算しております。

○安恒良一君 一定の条件のもとにというのはどういうことですか。

○説明員(山崎登君) ちょっと足らなかつたわけですが、引き続いている場合につきましては組合員期間といいたしますが、切れている場合

には年金の資格期間としてつながつてゐるといふこと、ことで、多少違つておるわけでございます。

○安恒良一君 きのう細かく聞いていますから

かつていてるんです、ある程度。婦長さんは恩給法になつて、それから一般的の看護婦さんは雇傭人と、こういうことでやられている等々、率直な

ものは十分承知しておりますから、承知しているものはとてもごく簡略に、どこにどういう問題があるかということについて御説明ください。

そこで、長官がお見えになるのを待つてゐるんですが、まだお見えになりませんが、ぜひこういふことを言っておられますが、お聞きをいた限りにおいてかなり

ぼくは問題があると思うんです。

この二つの問題については主管庁は総理府であると、しかし、たとえば実態がどうなつてゐるかと

いうのは、これは厚生省の援護局が実態を調査しないことをしていただけないでしょうか。いわゆる

がみすから調査された調査資料というのが上がつてきております。これもあり厚生省に出入りを

されても実態をつかまれてゐるわけですから、です

から、総理府としては何をやるうとしても実態が

明瞭かでないとなかなか立てようがないといふこ

とで、ぜひ、まず実態について厚生省の方で、

元陸海軍従軍看護婦さんのいわゆる名簿といいま

すが、それから状態といふのでは、私のところ

に六百三十名程度の方々の、外地の勤務の問題と

か、引き揚げてきた港の問題であるとか、それか

ら勤務年限であるとか、当時の部隊名であると

か、そういうのは全部一覧表をもつております

が、やはり厚生省として、まず援護局としては、

資料は援護局しかないはずですが、それから、実態を調査

をしていただきと、そしてその実態の調査がで

きましたならば、それに基づいて早急にひとつ、

これはやはりいろいろな年金等の関係もあります

から中心は総理府であります、総理府、厚生

省、それから大蔵省三者で、関係者で委員会をつ

くついていたので、少なくとも総理府長官も前向

きに検討したいということを言つておりますか

から、いまこの二つのことが出でていますから、その

点の取り扱いについてひとつぜひ三省の連絡の検

討委員会を設けて、主管は総理府でありますから、結論を前向きに出すようにせひひとつそのあれを

してもらいたいと思ひますが、どうですか。

総理府長官まだかね、行つてあるところわかつ

ているんだから……。

○政府委員(河野義男君) 実態の把握の問題でござりますが、この問題を検討するためには、先生御指摘のように、まず実態を十分把握するとい

うことが必要であろうと思うわけでござります。そ

の面におきましては、援護局におきましてできる

だけいろいろ現在保有しております資料等から実

態を明らかにする努力を続けていきたいと思いま

す。

ただ、陸海軍の看護婦につきましては、もとも

と軍人のような恩給制度がなかつたわけでござ

ります。年功評価に対する給付の制度がなかつたわ

けでございまして、軍人につきましては兵籍とい

いまして、各人ごとの詳細な資料があるわけでござ

ります。そういう制度が予定されておりますの

でそういう資料があるわけでございますが、看護

婦さんにつきましては、そういった事情から十分

な資料がないわけでござります。しかも、戦災と

か外地からの引き揚げ時あるいは戦後の混亂時に

一部資料が散逸し、あるいは滅失したと、そうい

った事情もあるわけでございますが、できるだけ

當時の陸海軍看護婦で戦地に勤務された方の在職

年数を中心とした実情の把握には努力をしてまい

りたいと、かように考えております。

○安恒良一君 これ、総理府長官に最後のところ

は答えてもらわなきやならぬところですが、長官はまだですか。

○委員長(対馬孝且君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(対馬孝且君) 速記を始めてください。

○安恒良一君 長官ね、ほかの用で行かれたのにわざわざ来て、ただきましたのは、予算委員会で、すでに私どもの同僚委員の粕谷先生から質問をされたりに、長官が一番

臣以下みんな戦後っ子ですからわからないわから

ないと、こうなりますから、それは長官はみずか

ら戦地に赴かれて十分事情を承知されています。

それで問題はこういうことなんです。いま私が最

後にお聞きしたことは、陸海軍従軍看護婦さんと

元日赤看護婦さんの違いは、これは皆さん出席さ

れた方が、戦争中なかつたと、勤務地についても

前線にも出でていると、こういうことで、その実態

はここでみんな明らかになつたわけです。そこで

関係各省約十人ぐらい役人を呼びました、ボ

ーの投げ合いでどこが責任省か明らかになりました

せんでしたが、きよう明らかになりましたので、

長官にお願いしたいことは、厚生省は資料を出し

てもらう、援護局からできるだけ早く。そういう

ものに基づいて、総理府が中心になりまして厚生

省、それから大蔵省、この三省の連絡會議を設け

ていただきたいひとつ——まあ二つあるわけです。

一つは日赤の看護婦さん並みに陸海軍の従軍看護

婦にしていただけないかと、こういう要請が一

つ、それから二つ目は在職期間を各種公的年金に

通算してもらえないかと、これはいろいろ問題が

あります。率直に言つて民間年金に通算できない

とか、いろいろありますから。いずれにいたしま

してもこの二つの問題については、総理府長官の

ところで責任を持ってひとつ前向きに取り組んで

結論が出るようにしていただきたいと、このこと

を長官すでに予算委員会では言われております

が、本委員会でも長官のあれをお聞きしたいと、

こう思いましてわざわざお出かけ先からお帰り願

つたと、こういうことです。どうぞひとつその点

について長官のお考へを聞かしてください。

○國務大臣(三原朝雄君) ただいま御指摘を願つております旧陸海軍の看護婦さんの待遇につい

て、この問題は衆衆におきましても再三実は予算

委員会等で御指摘を受けてまいつておるわけでござります。日赤のことにつきましては、いまさら

私が申し上げるまでもございません。慰労給付金

として日赤が処置をされることに対して、政府がこれを助成をしてまいつておるわけでございま

す。

そこで、私自身も、いまも御指摘がございま

く承知をいたしておりますところでございますが、た

だ身分上の問題でございまするとか、そういうよ

うな特殊な事情等で、なかなかやはり政府サイド

においては取り扱いについて非常に御苦労な

さつておるわけでござります。大臣が勝手な同情

だけで物事を処置することは適當ではありません

といふ私に対する進言も受けおるわけでござい

ます、しかし事務的に困難な事情はわかるけれ

ども、ひとつどこかで、いま言われたようにその

実態把握は厚生省でお願いできるとするならば厚

生省でお願いをし、そしてその処置は、厚生省で

できないとされるならば、結局は他省庁に關係す

る問題等で総理府でやらなければならぬかなとい

うよう判断をせざるを得ぬではないかといふこ

とで、私はこの問題についてはそれこそ前向きと

あります。率直に言つて民間年金に通算できない

とか、いろいろありますから。いずれにいたしま

いたしたいと思ひますということを申し上げまし

たが、きようは厚生大臣も見えておりますのでよ

く厚生大臣とも御相談をして、実態調査等私の方

ではなかなかできないことでござりますので、そ

うした点をまとめてもらい、総理府、それから大

蔵省とも御相談をして、ひとつ積極的な検討を進

めさせていただいて、いますぐ私が結論を申し上

げるということはお許しを願いたいと思ひます

が、そういうひとつ処置に出たいと思ひますので御了承願いたいと思ひます。

○安恒良一君 ぜひ大臣、誠心誠意やつていただ

けるそうですから、ただ単に他省にまたがるとい

うことじやなくて、この問題はやはり、いまさつ

き大臣おいでにならないときに、どうしても主管

府は総理府であろうと、こういうふうに私どもも

考えますから、どうかそういう意味で大臣積極的

なお取り組みをぜひお願いをして終わりたいと、

こう思います。結構です。

○委員長(対馬孝且君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時再開することとし、休憩をいた

します。

午前十一時五十六分休憩

○委員長(対馬孝且君) 午前十一時十三分開会

○委員長(対馬孝且君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

○委員の異動について御報告をいたします。

本日、日暮今朝次郎君が委員を辞任され、その補欠として鶴山篤君が選任されました。

○鶴山篤君 この援護法の一部改正に関連をし

て、慰靈巡拝のことについて最初にお伺いをしま

す。

○委員長(対馬孝且君) 午前に引き続き、戦傷病

者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴山篤君 この援護法の一部改正に関連をし

て、慰靈巡拝のことについて最初にお伺いをしま

す。

過日成立をしました五十四年度の予算の中に、

新たに中国に對します慰靈巡拝に關します予算措

置が講ぜられているわけです。これは非常にいい

ことでありまして、私ども賛成でございます。た

だ、率直に申し上げて、中國側の受けました犠牲

と、いうこともありますので、單純に日本人の感情

ことでありまして、私ども賛成でございます。た

だ、率直に申し上げて、中國側の受けました犠牲

と、いうことがありますので、單純に日本人の感情

ことでありまして、私ども賛成でございます。た

だ、率直に申し上げて、中國側の受けました犠牲

と、いうことがありますので、單純に日本人の感情

ことでありまして、私ども賛成でございます。た

だ、率直に申し上げて、中國側の受けました犠牲

と、いうことがありますので、單純に日本人の感情

ことでありまして、私ども賛成でございます。た

れは時期が時期だけに、できるだけ早く外交ルートを通じての協議を調えていただいて、少なくともことしの秋には第一陣が行けるようにしてほしいと、これは国民感情から言ってみても、さらには生存者の最高年齢などを考えてみましても急を要することだらうというふうに考えますが、まず、外務省のそれに対しまして外交ルートを通じての交渉の経緯、それから厚生省側としてこれを組織するに当たっての具体的な計画あるいは予算措置といふものについてまず第一に明らかにしていただきたい。

○説明員(谷野作太郎君) お答えいたします。中国におきまする戦没者の慰靈のための訪中の問題につきましては、厚生省ともかねてから協議を進めしておりまして、慰靈巡回団、先ほど先生の御指摘になりました慰靈巡回団という形での派遣を政府としては考えております。そこで、それを踏まえまして、昨年の十月に、御記憶のとおりでございますが、中国の鄧小平副総理が来日しました折に、園田外務大臣より、同行いたしました中国側の外務大臣、黄華外交部長に対しまして、それからまた年が明けまして二月には、たまたま日本を訪れておりました同じ外交部のアジア局長に、私どもの外務省のアジア局長から強くその中國に対する慰靈巡回団の実現方について申し入れを行つておる経緯がござります。先方は、このようないい私どもの申し入れに対しまして、早速本国に持ち帰つて関係方面、関係部局において検討するというふうに述べておるわけでござりますけれども、残念ながら、いまに至るまで積極的な回答を中国側からは得るに至つております。先生もいま御指摘になりましたように、本件なかなかむずかしい中國側の受け取り方等があり得ますし、中國側の事情も多々あり得るわけでございますが、けれども、私どもいたしましては、御遣族のお気持ちにつきましては十分に理解しておりますつもりでございまして、今後ともしほう強く外交ルートを通じて先方の理解を求める努力を続けてまいりたいと思います。また、本日の先生の御

発言等につきましては、早速これを取りまとめて、さらに本件の促進方に努力いたしたいと、このように考えております。

○政府委員(河野義男君) 中国への慰靈訪中団につきましては、いま外務省の方から、中国側とこ

れが実現につきまして銳意努力をしていただいているところです。私どもぜひ実現できることに期待しておりますけれどございますが、五十四年度におきましての予算は、参加していくだけ遣は各県一名代表を選んでいただく、こういう府職員四名、こういう編成で、もし実現した暁にはこういう形で訪中することになると思ひます。が、予算の金額では七百四十万計上してございます。

それから、巡回する地域等につきましては、中國側との具体的な話し合いが合意に達しました上で決めていきたいと、かように考えております。

○種山篤君 いまの点について念を押しておきたく思うのですが、外務省は十分中国側と協議をしていただきたいと思うんです。

それから、編成の問題についての私の注文ですけれども、やっぱり序列があるわけではありませんけれども、とにかく軍人軍属、民間というふうに序列がつきやすいといふふうに思います。そういうことがまた再び起きますといろんな問題が派生するわけですから、軍人軍属、民間を含めてやれども、とにかく軍人軍属、民間といふふうに序列がつきやすいといふふうに思います。そういうことがまた再び起きますといろんな問題が派生するわけですから、軍人軍属、民間を含めてやれども、とにかく軍人軍属、民間といふふうに序列がつきやすいといふふうに思います。そういう

ことがまた再び起きますといろんな問題が派生するわけですから、軍人軍属、民間を含めてやれども、とにかく軍人軍属、民間といふふうに序列がつきやすいといふふうに思います。したがって、これは答弁要りませんから、十分に検討をいたきたいと、いうふうに思ひます。

さて、次は援護法、非常に範囲が広いわけですが、私は青年義勇隊開拓団の問題にほぼ限りまして問題を指摘をしたいと、いうふうに思ひます。

正では開拓団に関します取り扱いが一部前進を見たところです。その点については評価をしたいと

思いますが、なお、去年の改正の際にも「満州開拓青年義勇隊開拓団について更に当時の実情を明瞭にするよう努めること」というように、この項目につきましてもなおかつ附帯決議がついているわけです。それだけに、政府側の調査の義務づけといいますか、調査を大いにやつてほしいという

ことがつけ加えられているわけですが、この一年のように考へてあります。

それはまず第一に、昭和十二年十一月三十日の閣議決定を基礎にしまして、昭和十三年からのそぞれ三年間の訓練生が、具体的にどういう任務をすれば、当然出てくるのはどういう問題点が新しく出てくる。あるいはさらに調査をするところ

が生ずるわけですが、その点についてひとつ厚生省側の答弁をいただきたいと思うんです。

○政府委員(河野義男君) 満州開拓青年義勇隊その他義勇隊開拓団、そういうた關係の実態につきましては、従来からいろいろ文献とかあるいは資料、あるいは關係者の証言、そういうもので実態の把握に努めてまいりましたが、それが一つでござります。その後についてどういう実態調査について努力をしたか、こういうことでござりますが、私ども、援護法上問題になるのは、義勇隊あるいは義勇隊開拓団につきまして、國あるいは軍とどういう關係があつたか、國と一定の使用關係あるいは特別なそれに準ずる關係があるかどうかということが必要になるわけでござりますし、また、その關係者がその間におきまして軍事に関する業務についたかどうか、この二点でございま

すね。それからもう一つは、この三年間の訓練所を終えて義勇隊開拓団として入植をする、その第一期生はたまたま昭和十六年に当たるわけですね。その昭和十六年というものは、御案内のとおり、昭和十六年の十二月八日の日に太平洋戦争が始まっているわけです。時期が同じになるわけですが、その開拓団が新たに入植をした場所、あるいは入植の編成、入植後の具体的な生活といふものが、當時の日本の國の法律あるいは関東軍司令部の命令といふものと具体的にどういうかかわり合いかつたかどうか。

それからもう一つは、当然これは後ほども指摘をしますけれども、満州國の法律と開拓団とのかかわり合いがどうあつたかといふことを、法律の分野あるいは軍の命令の分野から具体的にいろいろな証拠を調べるということが肝心だと思うんですね。

それからもう一つは、いま申上げましたように、昭和十六年からソ連参戦の昭和二十年八月九日までの間、具体的に義勇隊開拓団がそれぞれの地域に入植をしているわけですがれども、これが農業作業とか、あるいは警備の問題だとか、あるいは戰闘の状況だとか、さらには、その間に

死んでおれば疾病もした人もあるわけですか
なら、その具体的な事実関係について十分に調べ
る。言いかえてみれば、法律の背景と具体的な事
実を調べるということが、よく調査をしてほしい
という重要な部分になつてていると思うんです。

それからもう一つは、全体を通じて今までの
審議を通して見ますと、軍人軍属に比べて非常に
取り扱いが不十分、不合理、あるいは不均衡では
ないかという問題点が指摘をされて、それらのバ
ランスの問題についても当然考るべきだという
ことが含まれているものと思うわけです。これは
義勇隊開拓団についてもそのことが言えると思
いますが、さらには例の日赤従軍看護婦の問題につ
きでも、ことしから措置をとることになつたわ
けですけれども、日赤以外の従軍看護婦も、同じ
ような背景を持ちながら、同じような行動をとり
ながら、取り扱いが全く均衡を欠いているわけで
すね。ですから、そういうものを通して、全体と
して何らかの措置をしなければならないのだけれ
ども、その措置をするためにはいろいろな具体的
なことを調べなさいということが、私は委員会の
決議になつてているというふうに考えますけれど
も、その点いかがですか。

○政府委員(河野義男君) 先ほど申しましたよ
うに、援護法上は、軍人軍属につきましては国との
使用関係が明確であるわけでございます。そ
ういふことは、確かにあります。しかし、私は
まだその問題を調べなさいといふことを、そ
ういふふうに判断いたしておるわけですが、
この問題であるわけですね。その考え方方は厚生
省側は一貫して変わっていないと思う。私も議事
録を読みますと、衆議院の社労の三月一日付の答
弁におきまして、援護法の基本が繰り返し述べら
れているわけでですが、そろしますと、この援護法
の基本から考えてみて、義勇隊開拓団、言いかえ
てみれば、第一次、最初の組は、三年後というと
たまたま昭和十六年になるわけですが、十六年以
降は援護法の対象になるような法律的な背景ある
いは具体的な軍事とのかわり合いはなかつた
と、それを証明することは不可能だというふうに
いまでも考へておるんですか。

○政府委員(河野義男君) 開拓団は、その閣議決
定にもありますように、三年間の義勇隊の訓練期
間を終えまして、それぞれの必要な地に入植される
他の法律を適用して援護の措置を講じておるわ
けでございます。したがいまして、いまいろいろ
先生から実態の把握について御注意がございまし
たが、いま申しましたような観点から、訓練生の
業務につくとかあるいは軍需工場に派遣される、
そういう事実があつたわけでございます。その意
味におきまして、それに着目しまして、援護法そ
の他の法律を適用して援護の措置を講じておるわ
けでございます。したがいまして、いまいろいろ
先生から実態の把握について御注意がございまし
たが、いま申しましたような観点から、訓練生の

三年間の訓練期間中の国との関係、それから軍事
に関する業務の実態、そういうことを、文献と
資料その他によつて把握しようというふうに努
めをしてまいつておるわけございます。そのほ
か、義勇隊の三年間の訓練期間を終えまして、義
勇隊開拓団に移行されるわけでございますが、そ
の義勇隊開拓団につきまして、どういうところに
入植されてどういう業務につかれたか、その編成
はどうだったか、そういう問題につきましても
ある程度資料を持っておりますが、現在のところ
、その開拓団につきましては、そういうた國と
の関係あるいは軍事業務、そういう問題は、わ
れわれが持つておる資料によりますと存在しなか
ったと、こういうふうに判断いたしておるわけで
ございます。

○鶴山篤君 援護法の基本になつてゐるのは、い
まお話をありましたように、国との使用関係が
明確になつてゐるといふことが一つだらうと思
うんです。それからもう一つは、この軍事関連業務
などに従事したかどうかといふ、そういうことも
一つの問題であるわけですね。その考え方方は厚生
省側は一貫して変わつてないと思う。私も議事
録を読みますと、衆議院の社労の三月一日付の答
弁におきまして、援護法の基本が繰り返し述べら
れているわけでですが、そろしますと、この援護法
の基本から考えてみて、義勇隊開拓団にかかる問
題、かかる法規といふのは幾つかあるわけです
が、たとえば防衛法及び同施行令といふのが有
ります。それから軍事警察機関の権限行使に関する
事項といふ特別の通達も出ておりますね。それか
ら、青少年組織の大綱といふものもありますし、
満州農業移民、移住計画といふものもあるわけで
すが、これも御存じですか。

○鶴山篤君 いま私が申し上げたのをもとにし
まして、移民ないしは義勇隊開拓団にかかる問
題、かかる法規といふのは幾つかあるわけです
が、たとえば防衛法及び同施行令といふのが有
ります。それから軍事警察機関の権限行使に関する
事項といふ特別の通達も出ておりますね。それか
ら、青少年組織の大綱といふものもありますし、
満州農業移民、移住計画といふものもあるわけで
すが、これも御存じですか。

○政府委員(河野義男君) 先ほど申しましたよう
に、その一連の法規について具体的に詳細には存
じておりませんけれども、そういうた法規、諸制
度、通達、関東軍の関係についていろいろな指示
があつたといふことは承知しております。

○鶴山篤君 そうしますと、照らし合わせが不十
分ですから、ある意味でいうと私の問題の指摘の
一方通行にならうかと思いますけれども、しかし
大事な問題ですから十分に聞いておいていただき
たいと思うのです。

昭和十二年十二月一日付の関東軍司令官が発
したそれぞれの規定の整備その他を受けまし
て、次のようなことが法律の上で明らかにされて
いるわけです。それは満州国の規定になるわけで
すけれども、満州国の法権に服する者に対し、満
州国の法令を適用し、軍事警察権、司法警察権及
び行政警察権を行使することを得ると、こう書い

とか、あるいは軍事関連業務につくといふことが
なかつたかどうか、そういうことを、そういう観
点も加えて実情をいろいろ調べてみたわけでござ
いますが、その調べた限りにおきましては、軍事
関連業務があつたということは認められなかつた
と、こういう趣旨でございます。

○鶴山篤君 個々の具体的な例の中にはあつたと
私も思いますよ。そのために特にこの援護法の
適用を受けるという個々のことはあつたと思う。
現に申請もされているわけですね。しかし、私は
これから申し上げたいと思いますのは、それは
個々の問題でなくして、義勇隊開拓団が組織的に国
とのかかわり、あるいは関東軍とのかかわり合
があるといふうにいろんな資料の上で判断がで
きましたので、以下次のようなことについてお尋
ねをしたいと思うんです。

たまたま同じ日付であります、昭和十二年の
十一月三十日、満州国で言えば康徳四年十一月三
十日に、関東軍司令官、これは特命全権大使にな
つていた植田謙吉と、満州国の總理大臣張景惠と
の間に交換公文が出来ておりますね。「満州国
内に駐屯する日本国軍の軍事関係法規適用に関する
件」の合意文書といふのがあるわけですが
も、これは御存じですか。

○政府委員(河野義男君) その資料は見たかどう
か、ちょっとまだ記憶はつきりしておりません
が、援護局は相当な資料を收集しておりますけれ
ども、その中につつたかどうか、ちょっと記憶に
ございません。

○鶴山篤君 先ほどはよく調べたと言うのだけれ
ども、存じていないといふのは遺憾なことです
が、そのことを議論しておつても時間が過ぎます
から。

この交換公文は、治外法権撤廃といふことの趣
旨を盛り込んだこれは交換公文なんです。その翌
日十二月一日付をもちまして、関東軍司令官が発
しておりました各種の法規、軍規といふもの、そ
れから満州国が発しておりましたいろんな法律、
規定というものも、実はその翌日の十二月一日付

てありますまして、その地域が具体的に指定がされております。で、その地域というのは、第一が国境接壤地帯、これは国境地帯法の施行区域というふうに示されております。それから二つ目には、治安不良地区ということで三江省、牡丹江など幾つかの省を特別に指定がしております。したがつて、治安不良地城にいる日本人、满州人、それから国境接壤地域におきます满州人、日本人、これは全部满州国の法律を実は受けるわけでありますが、軍人以外は全部满州国の法律の適用を受けるんですよというふうに前提条件が変わったわけですから、そういう目でこの法律、規定を見る必要があると思うんです。で、たまたま国境接壤地域あるいは治安不良地区といいますのは、義勇隊の訓練所あるいは特別訓練所が設置をされていたところと同時に、もう一つは、義勇隊開拓団として新たに入植する地域がほとんど対象になつていて、というのが特殊であります。この点はまず第一に十分に御理解をいただきたいと思うんです。

それから二つ目に、康徳五年ですから昭和十三年の二月二十三日の日に、满州国の治安部から治安部令第八号というものが出ておりまして、軍機保護法の施行規則が新たに制定をされております。これは関東軍が持つております軍事施設あるいは関東軍と满州との共同軍事施設など機密に属する問題でありますが、この軍機保護法の第八条を読んでみると、軍事機密物件あるいは軍事建設したる防ぎよ營造物、第三が軍用港湾、軍用駅、軍用飛行場、軍需品工場、軍需品貯蔵所その他軍事施設」というふうに、この軍事機密に関する物件というものを、全部こういうものであります

ますよというふうに法律の上で明確にしておるわけです。それから、その次が第三条で、その地域というのは、こういふものだと、この地域だといふうに、第一種、第二種、第三種地域、三種類、法的に指定がしてあるわけです。これは義勇隊開拓団が入植した地域にほとんどその対象物件――対象地域が、実はたまたま第一、第二、第三種の地域であつたということが、非常に重要な事実關係といいますか、証拠になつてゐるということを申し上げておきたいと思うんです。そういう実は理解にいまとぐ立つてくれと言つてみても、皆さんがの方が勉強をまだしてないわけですから無理だと思いますけれども、一応私が指摘をしたようなことの前提条件に立つて物を考えたとすると、次のような問題があるということもひとつ認識をしていただきたいと思うんです。

御案内のとおり、昭和十六年十二月八日の日に日米開戦、太平洋戦争が行われた。その前後の関係をあえて申し上げることはないと想ひますけれども、御案内のとおり、その前の年の昭和十五年九月二十七日に日独伊三国同盟が調印をされた。太平洋戦争が始まりましたその同じ年の四月十三日、昭和十六年の四月十三日に日ソ中立条約が調印をされた。実はその後も大切なですが、昭和十六年の七月二日の日に、御前会議で、情勢の推移に伴う帝国国策要綱というものが決定をされまして、南部仮印に進駐するという具体的な計画がその場で決まつたわけですね。それと同時に、日ソ中立条約は結びましたけれども、仮印に軍隊をずっと集結をしますと旧満州地域の警備が薄くなれるという意味で、対ソ戦争のための關東軍の特別演習ということがその御前会議で決まつていてるわけです。それから昭和十六年の七月十九日にいよいよ南部仮印に進駐をしなさいという天皇陛下の命令が出されまして、具体的に關東軍が移動を始めましたのは、その前から少しずつありましたけれども、組織的に動いたのは昭和十六年の十二月から具体的に大移動が南の方に行われて、先ほども申し上げましたように、十二月八日日米開戦と

いうつながりになつてゐるわけです。このことは別に私が申し上げなくとも、軍の経験のある方はほとんどおわかりだと思うのです。何百万といました関東軍が大移動を始めて、それぞれのところに進駐したわけすけれども、進駐先を具体的に調べてみますと、フィリピン、パラオ、サイパン、テニアン、グアム、沖繩、台湾というふうに軍隊が移動しているわけです。

そこで、もう一つの認識、理解として十分に受けとめていただきたいと思いますのは、その昭和十六年、言いかえてみれば青少年義勇隊の第一期卒業生がいよいよ義勇隊開拓団として入植をする、その時期に、関東軍の移動が南の方に行われたという認識を十分持つていただきたいというふうに思うわけです。

そこで、私が調べましたものによりますと、関東軍が南の方に、まあ日米開戦、それから南の方に軍隊の移動ということがありましたので、義勇隊開拓団の入植地についてどこの官庁が具体的に主導権を持つて配置計画をつくったかということを調べてみました。これは皆さん方もおおむねわかつていられると思いますけれども、開拓公社であるとか、あるいは訓練所の本部であるとか、全部関係者は入りましたけれども、その計画は関東軍の計画に基づいてそれぞれの訓練本部なり開拓団なり開拓公社なり、そういうものが協力をしましたという因果関係になつてゐるわけですが、以上申し上げました三つの問題意識については、いまの時点で厚生省側はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(河野義用君) 青年義勇隊が満州に送出されまして、訓練期間を終えて開拓地に入植される過程におきまして、戦況も刻々変化しまして、それに伴いまして関東軍の動きも先生がおつしやるようにあつたわけでございますが、私もども、その間の青年義勇隊の訓練の内容、どういう任務についていたかと。本来の任務はあるわけですが、いますが、特に先ほど申しましたような軍との關係、それから軍事関連業務はどういうものがあつ

の他で見ておるわけでござりますが、御指摘のように、戦況が変化していきますと、満州開拓青年義勇訓練生臨時軍派遣計画といつて軍の補助的な目的に使われたケースもござりますし、また先ほど申されましたような、倉庫とか、あるいは鉄道、軍の施設の整備、そういういた任務にもついておる事実も文献等で見られるわけでございますが、それから、戦争がいよいよ悪化しますと軍需工場等にも組織的に派遣されると、こういったことが資料等から認められるわけでござります。それらにつきまして、先ほど申しましたように、そういう関係につきましては軍人と同じように、国との間に軍人に準ずるような特別な関係があると、しかもそういった戦闘行為あるいはその補助的ないろんな行動につくという事実がありますので、それに着目をしまして援護法を適用してまつておるわけでございますが、それ以外いろいろ先生からお話をありましたことについて、私も資料はたくさんあります、あるいは新しい資料かもわかりませんので、まだそういった新資料を入手いたしまして実態を明らかにしていただきたいと、かよううに考えております。

と、個々ではなくて義勇隊開拓団というもののそのものが、満州国の法律及び関東軍の出しておられます命令及び関東軍の計画から考えてみて、法的なひとつ背景が出てきたということが明らかになつたわけです。このことは非常に大切なことだと思います。援護法の適用をするかしないかといふことを、組織的に全員を対象にするかしないかということになりますと、これが一番根拠になるわけです。法律的な背景はないけれども事実関係があるという場合と、法律的な背景が十分ありますと、おがつ具体的な事実もそうであつたというならば、これは十分に証拠能力としては完備しているわけですね。私の調べた範囲で言うと、法律的な背景がありますと、それから具体的な事実も、義勇隊開拓団全体としてそれは全部ありますといふように私は調査をしたわけです。仮定の、まあ仮定と言つては語弊がありますが、皆さんの方の方も同じような資料をお持ちになつていませんので、ある意味で言えば仮定の議論かもしませんけれども、私が提示したような三つの問題意識から考えてみて、いままではだめだというふうにお断りをしておったんですけども、感想はいかがですか。

ますけれども、まずその開拓団についての閣議決定によります任務とか、どういう仕事をしていったとか、あるいは関係者の編集しましたいろいろな文献、そういうもののを見ます限りにおきましては、いまおっしゃったような軍事関連業務あるいは国との特別な関係はないというふうに認識してまいりましたけれども、先生のいまおっしゃったような資料につきましても、また入手して、義勇隊開拓団の実情を明らかにする資料として活用したいと、かように考えております。

○鴨山篤君 時間がもう来ましたので、大臣にもう一遍、いまのやりとりの中で御理解をいただいたと思うんですけども、いままでは、訓練期間を経て義勇隊開拓団として国境地域あるいは治安不良地域に派遣されておっても、国との被用關係はないと思っておった、軍事関係の関連はないと思っておったけれども、私が多少申し上げました資料に基づいて、あるかもしれない、あるいは調べていただかなければあるのではないかというふうに援護局長はお話をありました。いずれこれは私も協力を申し上げますので、具体的に調査を続行していくだけあってあるのではないかとおもふるに、お話を聞いておられたにしても、組織的にはなかつたんだとお断りしてきたんだけれども、ノーの回答だったんだけれども、いまの議論を大臣お聞きして多少これは違うなという印象をお持ちだと思うんですね。ですから、これは積極的に正面から問題にひとつ取り組んでいたくと、それが一つです。

それからもう一つは、たとえば原爆被災の問題にしろ、満蒙開拓にしろ、それから従軍看護婦の問題にしろ、あるいはもっと幅を広げますと戦災者者というところまで来るかもしれませんけれども、やはり戦後を終わらせるためにはもうこの辺で節目をつける必要があるだらうというふうに考えます。今まで法律というものは、調べていって、そういう対象者があれば適用しますというふうな形にあります。いままで法規というものは、調査していくうちに、なつていましたが、政府が本当に政策

ならば、ここで一大決戦をして何らかの具体的な措置をとらうというふうに姿勢を変える、発想を変えなければ、問題の全面的な解決ということは私は不可能だと思うんですよ。まあお互いに黒いうちに問題の解決をしたいというのが関係者一同の気持ちだらうと私は思うんです。多分午前中大臣の御答弁があったと思いますけれども、なべてこの期間全体を通して何らかの措置をしようと、しなければならないという雰囲気にあると思うんですねけれども、以上二つの問題について最終的に大臣の御答弁をひとついただきたい。

いうふうにこれからくんでいったらしいのか、やはり有識者の方々の御意見等も伺いながら、今後の行政をしなければならないかなという感じを私自身も率直に持つておるということで、きょうはお答えを閉じさせておいていただきたいと思うんです。

○小平芳平君 ちょうどいま橋本厚生大臣が答弁なさった接点部分についてですが、いま厚生大臣は引き揚げ者に対する特別交付金支給のことについて述べられました。これで戦後は終わつたというふうに述べられているんです。それから、もう一つのケースとして私が指摘したいのは、農地被買収者に対する報償ということです。交付公債が発行されている。御承知のとおりであります。が、こうした引き揚げ者に対する、あるいは農地被買収者に対する施策と、私が第一にお尋ねしたい点は、片山委員からの提案のあつた一般戦災者に対する戦時災害の補償についてであります。が、どこが違うか。ですから、引き揚げ者と農地被買収者はこういうふうな施策をした、しかし一般戦災者は雇用関係がないからということで、きわめて割り切つた返事をしておられるのですが、どう性格が違うか。というふうに把握して割り切つておられますか。

○政府委員(河野義男君) 戦後処理の一つの柱は、今次大戦によりまして、戦争による傷病者あるいは死亡した遺族、もちろん軍人軍属、國との一定の使用関係のある者を対象といたしましての援護の措置でございます。それからもう一つ大きな事業としまして、引き揚げという事業があつたわけでございます。引き揚げ者の援護といたしましては、引揚者給付金、それから引揚者に対する特別交付金というような援護の措置を講じたわけでございまして、大臣が先ほど申しましたのは、その引揚者に対する特別交付金ということで、その時期で戦後問題、いろいろ、主として厚生省関係でございますけれども、終わつたんだと、こういう認識をされたわけでございます。

○小平芳平君 いや、認識されたわけでありますので、私が尋ねていることは、そうした引き揚げ

Digitized by srujanika@gmail.com

者のケース、あるいは農地報償のケースと比較した場合に、けさ来問題に供されている一般戦災者に対する戦時災害の補償を確立すべきだというふうに對して、どこが違うというふうに考へているんですか。

○政府委員(河野義男君) ちょっと農地改革について私十分理解しておりませんので、それを比較するというのちよつとむずかしいと思いますが、援護の措置の關係に関して申し上げますと、

先ほど申しましたように、戦争による軍人軍属あるいは準軍属等に対する一定の使用關係にあつた者に対する援護の措置、それから引き揚げ者に対する応急援護あるいは先ほど申しました特別交付金、そいつた援護の措置を講じたわけですが、この問題につきましては、けさほど来て大臣からも申し上げておりますように、一般的の社会保障を拡充強化することによりまして対応していくと、この問題につきましては、けさほど来て大臣からも申し上げておりますように、一般的の社会保障の方針のもとに今日まで参ったわけでござります。

○小平芳平君 その御答弁もけさほどからも聞いていますし、十年も十何年前から毎年同じことを聞いておりますが、何か性格が違うんですね。一般戦災者は困つたら生活保障、一般的社会保険制度の枠内で救済するが、引き揚げ者は違うと、どういう性格上の違いがあるんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私も当時の閣議メンバーではございませんから、決定をされた理由をつまびらかにいたすわけではありませんけれども、いま御指摘のような考え方の差がどこから出たかと言われば、強いて考えてみれば、海外からの引き揚げ者の方々に対する在外財産の補償の問題といふものは、講和条約によつて日本が個人資産の請求権を放棄したことに対するいわば報償的な意味、また戦後ににおける農地解放に伴う農地報償ということであれば、これは敗戦後の日本においての農地改革の中において、政府の施策に積極的にみずからの財産を供する形で協力をされたとい

うことに対する報償という性格づけであろうと、そのように考へます。

○小平芳平君 いまの厚生大臣の性格づけから見ますと、この一般戦災者の被災の性格づけも全く同じんですね、まあ在郷財産とは違いますがね。

○政府委員(河野義男君) 援護法の対象にいたしておりますのは、軍人あるいは軍属、準軍属のように、國との間に使用關係あるいはそれに準ずる者責任という観点から援護の措置を講じておるわざでございます。しかし、御指摘のように今次大戦では国民のほとんどの方々が何らかの犠牲を受けられたわけでございます。一般戦災者の数は非常に多數に上つておりますけれども、これらの方々につきましては、戦後社会保障の拡充強化によりまして対応し、その対策の改善を図つてしまつたわけでございまして、今日まで戦後三十数年であります。一方で、そういうふうに考えるわけであつて、その後も一般社会保障の拡充強化には努力をしていきます。

○小平芳平君 厚生大臣が先ほど言われた趣旨は、國との雇用關係はないわけですよ、地主さんやあるいは引き揚げ者の方は。しかし國の政策に協力していた大いに、財産をなげうついていたいといったことに対する報償だということを説明されています。

○小平芳平君 五十四年度におきまして、援護を目途としてそうした身体障害者の一般調査を実施する、同時にこの援護を目途として調査をすると、いうことです。とにかくずつと何年となく、橋本厚生大臣も、厚生大臣になられる前も十分もう何年となく繰り返してきたことは、

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕
御承知のように、この援護を目途として調査をするとか、あるいは実態調査に努めるとかといふことが衆參の社会労働委員会で決議されてきておりましたが、おやりになるんですかならないんですか、実際問題。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま援護局長からも申し上げましたように、五十年に失敗をいたしましたが、不幸に今次敗戦によりましてそういった一切のものを失われて故国に帰られたわけでございましたが、引き揚げてこられまして、当座生活して

いくための立ち上がり資金とかいろいろ需要があるわけでございます。まずそいつた面に着目しに努めることでございます。

○小平芳平君 そうしますと、厚生大臣が午前中の御答弁におきましても繰り返しておられましたことは、援護の検討を目途としてなさるわけですね。調査に最善を尽くしたい、調査に最善を尽くしますということを答弁しておられた。で、そのことは、調査に最善を尽くしたいということです

ますと、この一般戦災者の被災の性格づけも全く同じなんですね、まあ在郷財産とは違いますが、それから長年營々と築かれた財産を海外で戦争によって失われた、そういういろいろな損失を考慮いたしまして、引揚者に対する特別交付金といふものを交付して、引き揚げ者に対する援護の措置を行つたわけでございます。

○小平芳平君 全く御答弁は平行線であります。が、では次に、片山委員からこの点もいろいろ質問し答弁がありましたが、一般戦災者に対し援護を受けたわけでございます。一般戦災者の数は非常に多くなつたわけでございまして、今日まで戦後三十数年であります。一方で、そういうふうに考えるわけであつて、その後も一般社会保障の拡充強化には努力をしていきます。

○政府委員(河野義男君) 五十四年度におきまして、前からの懸案であつたわけでございますが、戰災による障害者の実情につきまして実態調査をするといふことで、一般の障害者と戰災による障害者を比較しまして何らかの配慮をする必要があるかどうか、いまの社会保障施策の中で何らかの配慮をする必要があるかどうかということで、現在その調査について検討を進めているわけでございます。

○小平芳平君 五十四年度におきまして、援護を目途としてそうした身体障害者の一般調査を実施する、同時にこの援護を目途として調査をすると、いうことです。とにかくずつと何年となく、橋本厚生大臣も、厚生大臣になられる前も十分もう何年となく繰り返してきたことは、

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕
この答弁書は余りにもきれいさっぱり「民間戦災傷病者等について特別に調査を行うことは考えていない」と、きわめてすつきり割り切つてこういふふうに答弁されているんですが、この答弁も、これは質問主意書に対する答弁ということはこんなふうになるんですか、あるいは何を言わんとしているんですか、これは。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 二宮委員からの質問の答弁書は余りにもきれいさっぱり「民間戦災傷病者等について特別に調査を行うことは考えていない」と、きわめてすつきり割り切つてこういふふうに答弁されているんですが、この答弁も、これは質問主意書に対する答弁ということはこんなふうになるんですか、あるいは何を言わんとしているんですか、これは。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 二宮委員からの質問主意書に対しましての回答は、いま小平さん読み上げられた内容でござりますが、これにつきましては、質問主意書の御質問の趣旨そのものが、援護をするための調査をしろという、非常にこれもまた明快な御質問であります。ですから、援護をするためのということであれば、そういう目的をかざしての調査をする意思はないという趣旨で答弁をまとめております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま援護局長からも申し上げましたように、五十年に失敗をいたしましたが、不幸に今次敗戦によりましてそういった一切のものを失われて故国に帰られたわけでございましたが、引き揚げてこられまして、当座生活して

先ほどから申し上げておりますように、これは

片山委員からの御指摘の際にも事務当局から申し上げておるわけであります、従来政府とすれば、一般施策の中においてその方々に対しても対応してきたと考へておるわけであります。本委員会におきましても、片山委員初め何回かの御指摘があり、今回もまた小平さんからもそうして御指摘をいただいておるわけであります。ですから、一般社会保障の枠の中においても、これ以上他の障害者の方々と比して特別な対応を必要とするかどうか等をも含めてこれは調査をして、「里親」、「おじいちゃん、おばあちゃん」等を

み込まれている身体障害者の福祉の制度の
こういう戦災による障害者も当然身体障害者と
ざいますから、その中で戦災による障害者と
の身体障害者と比較してみて、どういう障
度、種類とかあるいは生活の問題とかいる
ると思いますが、そういう問題についてい
色があるかどうか、あるいは違いがどうい
あるか、そういうことを十分把握いた
て、身体障害者福祉対策の中で何らか特別
をする必要があるかということを検討しよ
うことでございまして、附帯決議の趣旨も
て調査を検討しているわけでございます。
○小平芳平君 では次に、戦没者の妻に
特別給付金、戦没者の父母等に対する特

○政府委員(河野義男君) 戦没者の妻に対する特別給付金の制度の趣旨でございますが、戦争公務殉職者にごく多く、その妻も夫婦の三倍ありますから、その趣旨はどなたがお分かりですか。

遂行によりまして夫を失われまして生活の支柱を失われたわけでございます。そういうふた妻の置かれました特別の事情を考えまして、その特別な事情を感謝するために戦没者の妻に対しては特別に給付金を支給するこういう制度でございまして。それから、戦没者の父母等に対する特別給付金につきましては、二種類あります。第一は、戦没者の父の年金でござります。これは、戦没者の父が65歳以上でござる場合は、年金として支給するものでござります。

金でござりますが、これも車両通行によりまして、子供あるいは孫を失われた父母に対しまして、父母であってしかも氏を同じくする子孫、生き残り取りが全部亡くなつてしまつたと、そういう父母に対しまして、こういう方は非常にもう年を召されておりまして、一般の方に対しまして寂寥感も一層深いわけでございます。そりいつた父母の特別な事情を慰謝するために父母に対しましては特別給付金を支給しようと、こういう制度でございます。

○小平芳平君 その心、遺族の特別な精神的苦痛を慰謝するという点では、国の戦争遂行による犠牲者という点で一般戦災犠牲者を区別するということがどうも意味が通らないように私は思うわけです。

み込まれている身体障害者の福祉の制度の中で、こういう戦災による障害者も当然身体障害者でありますから、その中で戦災による障害者と一般

そこで、この点についての最後ですが、何かそういう接点に関するものに対してもういふ意見を聞くということですか。

○政府委員(河野義男君) 一般の戦災者、肉身親あるいは兄弟、さらには物的な損害も加えまして、そういう一般戦災者の事情ももちろん同情に値する大変氣の毒に思うわけでございますが、いま申し上げました特別給付金は、先ほど来申しますと、こういう考え方立つておるわけでございまして、一般戦災者につきましてはその辺の事情が違うわけでござります。氣の毒な事情は十分理解できますが、これら的一般戦災者につきましては、社会保障制度によりまして福祉の向上を図っていくこうということで、今日三十数年そういう方針のもとに運用されてまいったわけでござります。

軍看護婦さんに対する慰労金の給付は總理府で検討するということ。第二点は、共済との通算は陸海軍の方も日赤の方も、看護婦さんそれぞれの方

が全部——全部じゃないですが、その後、公務員なり共済に在籍していらっしゃる方は通算されるのが当然だということ。それから第三点としての年金制度全体との関係をどう見られるか。
○国務大臣（橋本龍太郎君） 第一点の部分につきましては、午前中総理府総務長官が本委員会におきまして努力を約束をされました。厚生省としてもその資料提供その他お手伝いをしていくことにやぶさかではございません。

ただ、その年金の問題につきましては、これは私はこの御要求をそう簡単にお引き受けをするわけにはまいらないと思います。と申しますのは、厚生年金も拠出制の国民年金も、小平さんよく御承知のとおりに、本質的な積立方式をとり、それに多少の修正を加えておりますけれどもその体系は変わつておらないわけであります。となりましたと、仮にこの方々をその制度に組み込んで期間通算をするということ、これは既往の積立金がないわけでありますから、現実に言うべくしてこれは不可能でありまして、同様の問題は実はいまの恩給法の対象にならない短期現役の兵隊さんたちの中からも同じような声があるわけでありますけれども、これを通算してしまつたならば、これは実は空期間といいましょうか、積立保険料を払つておられない期間の方々を大量に抱えて他の方々の財源を使わなければならぬこと、これはもう年金制度としては大変な問題であります。これは私はちよつと簡単にお引き受けをするというわけにはいかないと、そのように思います。

○小平芳平君 第一点はお答えのとおり、それから第二点の公的年金——厚生年金、国民年金との

通算は、これは大臣の言わるとおりだと思いま
す、私も。何でもかんでも全部通算しろといふう
けにはいかないと思います。そのためには準備工
事なり何かその財政的な裏づけがないとできな
いと思うんですね。

それから、もう一つ私が言いました共済の通算は、これは当然でしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 共済につきましては、厚生省直接に所管をいたしておりませんために、ちょっとお答えを申し上げるのは私どもは不適当かと思います。

○小平芳平君 共済の通算は、昭和四十七年五月二十三日のこの委員会で私が質問をし、それから石本先生から関連質問されて、これはこうだとはつきりしているわけですが、あえていまここで問題にするまでもないと思うんですが、先ほど聞いておりますと何かむずかしいような答弁をしておられるので。それは同じ共済の期間だから通算されるのが当然だというよう答弁をしている。初めのうちは婦長さんだけだったんですね、それが救護員の方は通算するということになっているわけです。したがいまして、後へ残る問題は陸海軍従軍看護婦さんに対する慰労金の給付ですね。

○政府委員(小野佐千夫君) お答えいたします。旧陸海軍の看護婦に対しまして旧日赤救護看護婦に対する措置と同様の措置を講ずるかどうかといふ問題かと思いますが、けさほど総務長官もお答えされましたごとく、実情等の把握に努めながら関係省庁と緊密な連絡をとりまして慎重に対処していくといふ考えでございます。

○小平芳平君 そこで、次に質問しますが、先ほど申し上げたように、そのことは私が取り上げた段階も四十七年五月二十三日であり、そのときの厚生大臣は斎藤昇元厚生大臣がいろいろ答弁をしておられるわけです。したがいまして、いまになって慎重に調査しますというようなことを言つてたんじや、これ本当にいつのことかというふうに思つたが、いろいろ共済組合との関係その他これこれ調査するという答弁をなされて以来、厚生省は何答弁しているわけだから。

そこで、援護局は、要するに調査は総理府がやるとはおっしゃらない、援護局、厚生省でやるとおっしゃっておりますが、とにかく斎藤昇元厚生大臣が、いろいろ共済組合との関係その他これこれ調査するという答弁をなされて以来、厚生省は何

を調査したですか。

○政府委員(河野義男君) 陸海軍看護婦の慰労金支出し、いわばその勤務された期間についての何らかの給付をしろと、こういう趣旨でござりますが、そのためには陸海軍の看護婦の勤務の実態、それからその期間が個々の看護婦についてどのぐら

いあるかと、そういう陸海軍看護婦の実態について十分把握した上で対策というのを考えなければ、そのためには陸海軍看護婦の勤務の実態、やいかぬわけですが、御承知のように、陸海軍看護婦は軍人と違いましてそういう制度を予定していなかつたわけですが、まず個々の看護婦さんについての詳細な履歴資料がないという前提でございます。そういう中から、まずどう

やって戦地に勤務された看護婦さんの勤務の状況、期間、そういうものの把握しようかということで、いろいろ現在持つております直接間接の資料から検討しておるわけですが、いまの段階では、昭和二十年、終戦の年でございますが、一月一日現在時点での留守家族名簿というものを作成しております。これからその時点における戦地に勤務しておられる陸海軍の看護婦さんの状況というのは明らかになると思いますが、それ以外の、その期間にもうすでに退職されていた方あるいはその後の異動、そういうものについての段階では、昭和二十年、終戦の年でございますが、一月一日現在時点での留守家族名簿というものはそのままねじておられた方あることは、それはある程度行つた段階のことであつて、現在の段階は、基礎的にこれこれの該当者は何人いらっしゃるというようなことが、一人一人個々に把握しておられるかどうか、そういうふうに把握しておられる人数は何人くらいかと。

○政府委員(河野義男君) 現在把握しておりますのは、先ほど申しましたように、昭和二十年一月一日現在で留守名簿をつくつておりますが、それによりますと、これは陸軍でございますが、五千五百四十人の方が戦地で勤務されている。それはさらに、内訳は婦長、看護婦とありますが、婦長が六百三十人、看護婦が四千九百十人と、こういふふうになつております。それから、海軍関係につきましては留守名簿はございませんが、引き揚げ時に作成されました帰還者名簿がありますが、

これによりますと二百一人、合計いたしますと五千七百四十一名と、これがある一時点を押さえた資料は、先ほど申しましたような留守名簿がございますが、それはある一時点の対象者の状況であります。それ以外の実数、それからそれらの

方々の履歴の内容、そういうものを把握しなき

やならぬわけでございますが、そういう問題につきましては、いま申しましたような方法で、間接的な資料なども使いながら推定するとか、あるいはこの陸海軍看護婦の関係者が自主的にいろいろ横の連絡をとりながら調査もされておりますが、そらいたった資料も見せてもらつて、われわれが、もともと年功給付の制度が予定されていないわけございますので、過去の資料からそういう

にしようと、こういうふうに考えておるわけですが、もともと年功給付の制度が予定されていないわけございますので、過去の資料からそういう

作業でございますが、できるだけその実情把握についての努力を進めていこうと思つております。○小平芳平君 過去のきわめてむずかしい作業だと思います、それは、だれが考えましても、私がいまお尋ねしている趣旨は、人數を推定するといふことは、それはある程度行つた段階のことであつて、現在の段階は、基礎的にこれこれの該當者は何人いらっしゃるというようなことが、一人一人個々に把握しておられるかどうか、そういうふうに把握しておられる人数は何人くらいかと。

○政府委員(河野義男君) 関係のところでいろいろ協議しておりますので、厚生省でできるだけその実態の把握をいたしまして、そして総理府で検討してもらつと、こういうことになつております。○政府委員(小野佐千夫君) 調査は実施いたしておりません。

○小平芳平君 そうすると、総務長官の御答弁によれば、厚生省でできるだけその実態の把握をいたしまして、そして総理府で検討してもらつと、こういうことになつております。

○政府委員(小野佐千夫君) お答えいたしました。

○政府委員(河野義男君) 関係のところでいろいろ協議しておられますので、厚生省でできるだけその実態の把握をいたしまして、そして総理府で検討してもらつと、こういうことになつております。

○政府委員(河野義男君) いまの從軍看護婦さんの問題といふことになつておられます。

○政府委員(河野義男君) いまの從軍看護婦さんの問題といふことになつておられます。

○政府委員(河野義男君) いまの從軍看護婦さんの問題といふことになつておられます。

○政府委員(河野義男君) いまの從軍看護婦さんの問題といふことになつておられます。

○政府委員(河野義男君) いまの從軍看護婦さんの問題といふことになつておられます。

である看護婦につきましてはもう安全なところへ早く移動させておられますので、そういうことから非常に少ない数字になつております。そういう

こともあります、なお全体につきまして状況がどうであつたかということは、さらに調査を進めたいと思っております。

○小平芳平君 いまのような調査は、総理府では全くおやりになつていいなんですか。

○政府委員(小野佐千夫君) 調査は実施いたしておりません。

○小平芳平君 そうすると、総務長官の御答弁によれば、厚生省でできるだけその実態の把握をいたしまして、そして総理府で検討してもらつと、こういうことになつております。

○政府委員(河野義男君) いまの從軍看護婦さんの問題といふことになつておられます。

止いたしましたけれども、定員あるいは業務を廃止したわけではございません。で、その調査課を廃止いたしまして、まあ調査課の行っていた主たる業務は、未帰還者等の状況調査、それから軍歴証明事務、それから叙位叙勲に関する調査、これが三つの主たる業務でございますが、これらにつきましては、その関係職員をそれぞれ再配分いたしまして、未帰還者等の状況調査につきましては調査資料室を業務一課に設けたわけでございますし、それから軍歴調査事務につきましては、業務一課で陸軍の軍歴調査をすると、海軍は業務二課で従来からやっていますので、そういう分け方をしたわけです。それから叙位叙勲に関する事務につきましては、従来からの叙位叙勲調査室がございますが、それが所属を庶務課にする、こうざいますが、その所属を庶務課にする、こういう再編成をいたしまして、特に先生が、課を廃止することによって業務に支障を來すんじゃないかといふ御心配される向きもござりますので、関係職員は、課は廃止になりますても業務に支障を來すというようなことはないよう心がけることはもちろんでございますが、なお一層積極的に業務を推進していくこととして現在進めているわけでございます。

○小平芳平君 まあ、いま申し上げるまでもないことだと思うんですが、一般戦災者といい、それから従軍看護婦さんのことといい、それから青年義勇隊の問題といい、とにかくこれから調査しますと、いまあ進めておりますということなんですが、この一年くらいでどのくらい進むと思ひますか。来年のいまごろになるとまた同じことが議題になるかと思うんです。

○政府委員(河野義男君) 陸海軍の看護婦さんの実情把握のための調査、あるいは満州開拓青年義勇隊あるいは開拓団、それは先ほど来申しておりますように、もう新たな資料というのはございませんので非常に調査自身がむずかしい問題でございまして、なかなか一年たてばこのぐらいのようなことを申し上げかねるわけでございますが、それぞれの問題の重要性にかんがみまして、一層

努力をしていろいろ考へております。○小平芳平君 いや、一年たちましたら何か政策が立てられるくらいの見通しは立ちませんか。○政府委員(河野義男君) まあこの調査というのは、調査企画しまして、どこか調査機関に委託をして調査をするというような性質のものでございませんし、援護局が保有している資料とか、あれば古い、過去の事実についての関係者の証言とか、あるいはいままで世に出ていなかつた新しい資料を探すとか、非常にむずかしい調査でござりますので、一年たてばこれだけの成果が上がり出ますということはなかなか断言できませんけれども、それぞれの問題が非常に重要な問題でござりますので、それを体しまして一層努力をしていくことを、こういうふうに考へております。

○小平芳平君 何人でやつておられるですか。

○政府委員(河野義男君) それでの今度は課で分掌しておりますが、先ほど申しました調査資料室、これは未帰還者の関係とか、それから業務一課、二課では海軍、陸軍、あるいは軍属の履歴の関係とか、あるいは援護課におきましては、先ほどの開拓団関係についての援護法の適用の問題でござりますので援護課、そいつたところで皆それでやつておりますし、事の重要性によりまして、総力を挙げてやるというような体制もとる場合もございますし、きょうのいろいろの御審議を十分踏まえまして、調査については努力をしていくことを、かように考えております。

○小平芳平君 それでは、ちょっと私もよくわからぬ点なんですが、もしくは艦船が沈没しまして、それ以来もう三十年海底に眠っている。で、今回その過去の、当時の関係者が海底から遺骨収集をやるというようなことが時々報道されるんですが、そういうことはあらかじめ厚生省ではわかっているんですか。

○政府委員(河野義男君) 沈船の場所、艦船がど

した位置、それから遺骨の状況、そういうしたことでは、新たにそういうテレビニュースなどで初めてわかるとか、あるいは特に日本近海の場合なんか、すでにもう幾つかのケースは手をつけなくつてしまして、やはり遺族の関係者から遺骨の収集をしてほしいという希望もあるわけでございまが、艦船の場合は非常に陸上と違いまして技術的な問題、安全の問題、それから領海の問題、いろいろございまして、いまのところ浅いところで、しかも收集が可能であるというようなところにつきましては收集を行っております。

それからもう一つ、艦船についての乗組員の考え方でございますが、従来から船が墓場だと、こういう考え方も一方にあるわけでございまして、そういうことをから陸上の場合は取り扱いを若干異にしておるわけでござります。遺族のそういう気持ちも考え、それから技術的な問題、安全の問題、それから艦船が領海内でありますといふ相手国との関係、財産問題もありますので、そういう問題、容易に解決して実行可能なところにつきましては収集をいたしておるわけでござります。

○小平芳平君 いま、現段階で懸案になつてゐるケースはありますか。

○政府委員(河野義男君) 現在、パプア・ニューギニアの海域に數そう沈船がございまして、その沈船の中に遺骨があるというようなことがテレビ等で一回報道されたことがございます。これにつきましては、まず遺骨があるということはテレビで放映されておりますから確認できるわけです。それを機会に、遺族の関係者も非常に関心を持つておられますので、今年度予算におきまして、これらの艦船につきましての状態、その船が日本の船舶であるかどうか、それから遺骨の状態はどうあるか、それから遺族の関係者も非常に関心を持つておられますので、今年度予算におきまして、この遺骨収集の資料にしようということで進めております。

○小平芳平君 私がちょっとお尋ねしたい点は、簡単で結構なんですが、そういうことはあらかじめ現時点で厚生省がわかつていてるんでしようかと思います。それを整理いたして艦船の沈没はございまして、それを整理いたして艦船の沈没

した位置、それから遺骨の状況、そういうことでございましたが、全体としまして非常に深いところにありますし、技術的にむずかしい、あるいは財政的にも非常に問題があるというふうなことから、現在やらなきやならぬという艦船はいま申し上げました艦船以外にはございませんけれども、こういった問題は、いま申しましたようなことで、いろいろダイバーがもぐって状況を把握するとか、そういう確かな精度の高い情報がありますすれば検討していくこと、こういう態度で進めておるわけでございます。

○小平芳平君 わかつて手をつけてないといふことはないと、ということですね、いまおよそです。

最後に、厚生大臣に伺つて終わりたいのですが、確かに援護業務につきまして、法律に基づいて援護業務が非常に熱心といいますか、非常に熱意を持って進められたという事実も十分私は知つております。それから、中には、いやそういうケースは現行法には当てはまらないといふようなケースも何件かありました。そういう個々の個人のケース、たとえば現地除隊したとか、個人のケースが一方にはあります、けさ来指摘されています。それを機会に、遺族の関係者も非常に関心を持つておられますので、今年度予算におきまして、この遺骨収集の資料にしようということで進めておられます。それは必ずしも個人個人のケースというわけでもないと思うのです。全くAの人は現地除隊して、Bの人は現地除隊しないで内地へ帰還したというような、そういうような個々のケースとは違います。したがいまして、毎年のようにこうして問題が提起され附帯決議もされるわけです。したがつて、大臣からも局長からも言われる第三

者の機関をつくるうとということは一つの考え方だと
思うのです。前進であろうかと思うんですが、そ
の点についてひとつもう少しあつたことが
わかつていたら御答弁いただきたい。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これはいまの時点で
はつきりしたことは正直申し上げられません。と
申しますのは、政府自身はすでに何遍も答弁を申
し上げておりますとおりに、戦後処理は終わつた
といふ姿勢をとつておるわけでありまして、公式
にもし申し上げるなら、私も現内閣の閣僚として
同じことを申し上げなきやならぬわけでありま
す。ただ、私自身がどうも気分的にその接点部分
の問題といふものについては非常にもう一つ割り
切れない感じを持ち続けておりますだけに、先般
來の御審議の中におきましても、ことに厚生省分
につきましては、かつて援護問題懇談会といふも
ので一つの整理をつけたということになつております
だけに、これと同じ性格のものというわけに
はいきません。だから、今日の時点においていろ
いろな角度から提起をされております、個々の
方々にとつては大変悲痛な問題である、しかし四十
二年当時の援護行政そのものが、まだ完成に近づ
いておらない事態としてはそこまで手が回らなか
つたというようなものについて、もう一度何かや
はり有識者の方々の御意見を伺う場というものが
必要なのではないかということを先般来痛感
をいたしておりました。本日も午前中からの熱心
な御論議の中で、本日の御審議等も踏まえて今後
考えたいと私は思つております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は実は亂視なものですから、テレビは好きではありませんで、余り見ておりません。

○小笠原貞子君 いや、あれは見なくても聞こえますから。その問題出しましたのは、私あの曲を聞くたびに胸が痛くなるんですよ。と申しますのは、あれは三高的寮歌でございましてね、あの寮歌をテレビで聞きますと、あのときああやつて歌っていた学生たちが学徒動員で引っ張られたなどいうのにすぐつながつてくるわけなんですよ。それからまた、学徒出陣で出た学生たちのスケッチの展覧会というのが先般開かれまして、これも大分反響を呼びました。それから十二月になりますと、日本ではペートベンの「第九」が各地で行われる。あれも学徒出陣で行つた音楽學生たちを記念するというので日本の習慣的行事になつたと、こういうふうなことなんです。

実はきょう朝から聞いていまして、私は戦争のときがもう三十三年の前じやなくて、いまも戦争の影が私たちにひしひしとかよさつているということを、もう非常にきょうは朝から胸が重く聞いていたわけなんです。これがここだけの問題で、もうこんな心配はありませんよと、もうこれから日本は平和なんですよという保証があれば私はまたもつと明るい気持ちでいろいろと聞けたかと思うのですけれども、ここ最近一週間の動きを見ますと、大臣も御承知だと思います、あの東條さんはじめ十四人のA級戦犯が靖国神社に合祀されたというようなニュースはもう御承知のとおりだと思思います。それから、大平総理大臣はクリスチヤンなんですよ。クリスチヤンだけれども私の立場でなんて、クリスチヤンなら、私もクリスチヤンですとやつていましたけれども、クリスチヤンで靖国神社へ私の立場で行くという、またこれ何とおかしなクリスチヤンだろうと思つたんですけれども、これも一つの大きな問題になりましたね。それから、いま国会で元号法制化という問題が大きくな問題としてかかっていますけれども、この反対意見を述べた文化人、学者らに右翼が脅迫状を出

していると、どうやらなことも御承知のことだらうと思ひます。この元号法制化については、これはもう天皇制を復活させて、そしてどうやらな、ここで議論する問題じゃありませんけれども、そういうようないいいろないまのこの情勢を見ますと、私はまたきょう三十三年たつて、この戦後の問題をいまなお抱えているときに、この何と危険な状態だというふうなことをつらつら考えながら、きょうは朝から気が重くなつて話を聞いていたわけです。

時間がたくさんないので、まず陸海軍従軍看護婦さんの問題について、まず最初にゆっくりお伺いしたいと思います。

日赤看護婦さんの問題も、実はこれが提起されましたときは皆さん無理だとおっしゃつたわけですよ。どの党もこれはなかなか大変だというふうにおっしゃつたけれども、共産党・日赤の看護婦さんからたびたび陳情もいただきまして、そして各党もそうだぞうだとわかつて、それでここまで到達するには大変な時間がかかっておりますですね。初めの段階で言えど、とてもこの日赤の看護婦さんにというのは無理と言われたけれども、時期は長くかかるけれども具体的な実事を積み重ねていつたら、これは慰労金を出すべき問題だというところまで全会一致で來たという、こういう経験がござります。この陸海軍従軍看護婦さんの問題も決して私は簡単にいく問題じゃないと思います。しかし、国会で各党がお取り上げいただきましたし、きょうもまた朝から各党がお聞きくださいないという証拠にもなります。先ほど議員立法で片山さんが提案されたけれども、こういう災害援護法と満蒙開拓義勇軍の問題と、こういう問題が出てきているということはまだ戦後処理が終わっていないという証拠にもなります。さて、政府としては戦後の処理は終わつたというふうにはお考へになつたかもしれないけれども、い

では、これは個人としてはそういう接点の問題を考えることも必要な時期に来たのではないかといふふうなお答えがございましたけれども、これは政府としてもこういう問題について考えるときは提出来たのではないかという問題を、大臣としては提起なさる、という役割りが私はあるのではないかと思うんですけれども、その辺いかがお考えでいらっしゃいますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、ですから先ほどから繰り返しておりますように、自分なりにそういう問題点というものを持ちながら、これはきょう援護法の御審議を願い、その中で参議院としての各党の御意思もある程度承つておるわけでありますけれども、そういうものを踏まえて何か考えなければならないのではないかということを從来から感じております。先ほどから申し上げておるとおりです。それだけに、私も何らか有識者の方々の意見を伺う場というものを設けなければ――これは事務当局の責任じゃないわけですね、事務当局としてはかつての懇談会で一応これでおしまいとなれば、それを越えたことはなかなかできないと、これはこれまた当然のことであります。ですから、そういう意味で、私なりの努力はしてみたいと考えておりますが、その中で果たしてまたどういう問題点が提起されてくるのか、仮にその援護法の形態に取り込むことがいいのか悪いのか以前に、戦後問題の処理の一環として考えることがいいのかどうかという問題もまだ中にはありますよう考えるべきではあるけれども援護法の体系で考えるのは無理だというものもありましょう。また援護法の中で考えていくべきであるというものもありましょう。やはりそういうものがある程度整理された段階において、私は政府全体としての考え方はまた整とんをすべきものではないだらうか、まだいまの時点においてこれは私自身が個人的な見解とあくまでも申し上げておりますように、厚生省の事務当局との間におきましても十分これを詰めておるわけではございません。ですから関係省庁の意見も当然ありますし、そうしま

たものを踏まえて私なりの結論を出したいと思つております。

そこで、開拓団義勇隊、これは先ほど御議論されておりましたが、そういうものの整とんがついた段階において、私は必要があれば政府全体としての考え方方に変更を加えるかどうかというのも論議すべきであろうと思います。今日の時点においては、まずやはり自分の守備範囲の中において、何となく自分自身が割り切れないもの、あるいは個々のケースとしてこれはやっぱりちょっとと本当に考えなければいかぬのじやないかなというようなもの、そうしたものに対しきちつとした整理をつけていくことが先決ではなかろうか、そのようと考えております。

○小笠原貞子君 鶏か卵かみたいな議論になりますして、もう当然厚生大臣としては自分の守備範囲の中で、主務範囲の中でどうやうにお考えになるのは当然だと思いますけれども、これは恩給になればまたいろいろ大蔵の問題、共済の問題なんかというので、内閣も大蔵も厚生もというように各般にまたがつてゐるわけでございますので、うちの方で大体整理がついたら提起しようというのだと思いますけれども、それじゃなくて、こういう問題があるよという問題提起の中でもそれそれはどういふうな整理の仕方があるかと、どういうふうに力を出し合つたらいいかというふうな両面で進めていただかないといふことはなかなかもう後長く尾を引く問題だと思うわけです。これは大変すぐと、いうわけにはまいりませんので、いろいろな場でこの問題について問題提起をするという形で整理していくかなないと、そういうふうな姿勢で対処をしていただきたいとお願ひをするわけなんですけれども。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ですから、先ほどから御議論になつております、たとえば旧陸海軍看護婦の方々に対する問題になりますと、もうすでに総務長官が自分の手元で検討したいといふこと言つておられますし、そういうふうに問題の所在が明らかになり、まあ私どもは私どもなりの役割りといふものは当然その中であるわけですか、そういうふうにある程度方向づけのついてき

た問題もあります。

それから、開拓団義勇隊、これは先ほど御議論がありまして、新しい資料等ももしお持ちでありますならこれは私どももぜひ見せていただきたいと思っておりますが、もとの拓務省というお役所自体が、いまは変身に変身を重ねて後裔をたどれば農林省になるが、その開拓団義勇隊の方々についてのお世話を考へるとすれば、これはまたその恩給絡みになるのか、援護の方で考へるべきことなのか、その辺の整とんもありましょ。そういうもののやはり整理は私はどこかでつけなきやならぬと、そのように思つております。

○小笠原貞子君 まあ元陸海軍の従軍看護婦さんの問題も、私はきょうの討議を聞いていましてやっぱり時期が来たあと、いままでより一段ときようは飛躍した新しい段階に來たと思うんですよ。で、今まで検討したいというふうにおっしゃつていただけれども、それじゃなくて、こういう問題があるよという問題提起の中でもそれそれは窓口になつていただけるのかと、いや總理府としても、兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを伺いましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけその協力体制をとつていただきましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

て進むぐらいで、そして總理府が各省庁との話し合いを進めるというふうにならぬと、なかなか

總理府だけで窓口は担当してお世話役いたしまして、それまでにおやめになつた方と、いうようないい答えが出ても進まないと思うんですね。そういうお答えになりましたが、もともとの拓務省というお役所自体が、いまは変身に変身を重ねて後裔をたどれば農林省になるが、その開拓団義勇隊の方々についてのお世話を考へるとすれば、これはまたその恩給絡みになるのか、援護の方で考へるべきことなのか、その辺の整とんもありましょ。そういうもののやはり整理は私はどこかでつけなきやならぬと、そのように思つております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 本院の予算委員会についてお世話を考へるとすれば、これはまたその恩給絡みになるのか、援護の方で考へるべきことなのか、その辺の整とんもありましょ。そういうもののやはり整理は私はどこかでつけなきやならぬと、そのように思つております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

おきましたのでそれもいただきたいと、参考にさせてはできるだけの資料収集に努力をしましたと同時に、その中で、これは局長が先ほども御答弁を申し上げたわけでありますけれども、いわゆる兵籍簿に類するものがために厚生省自身の持つておる資料も不備でありますから、關係の皆様方で実態調査等をしておられるというのを

組み込めないかというようなことも統計当局と相談をしてみたことがあります、これはその資料としての使われ方等からいって、調査対象になる方々のプライバシーの問題を生ずるとか、実はいろんな問題が派生をいたしまして、これなら確実にできるという方法は残念ながら私どもも明確なものを持ち合わせておりません。これから先、逆に関係の方々とも御相談をしながら、それ組織をお持ちでありますので、その先輩、同僚、後輩の方々のつながりの中で、こうした方々の消息等もお持ちの方々も多いわけありますので、そうした民間のといいますか、関係の方々のお力というのも拝借をしながらできるだけの調査をしていきたいと、そのように思います。

○小笠原貞子君 さつき私テレビの話をしましたけれどね、私わりとテレビ有効に見ていましたよ。そうしますと、テレビなんかでぱっと出しますともう思わないところから、あの人は知っているというような、今までずっとぶん効果上げていますね。これはNHKだけじゃなくて民放それぞれやっていますよ。それで、もう中国の孤児の親が見つかったとかいろんな問題ありますね。だから私、やっぱりそういうものを使って、こうこうこういう方はどうぞ御連絡くださいの、政府の番組持つていらっしゃるわけなんだから、だからそういうものを使うとか、それから広報紙を使うとか、それから各地方自治体にも連絡くださって、こういう実態調査をしたいから各地方自治体でもこれに協力してほしいというような、そういうやつぱりいまこの情報社会でございますから、だからそういうものの方といふども、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 確かに政府広報等

ただきますと私どもも委縮いたしますので、その辺でおとめいただけませんか。

○小笠原貞子君 いや、余り大変だと困つていらっしゃるから、私もちょっとこう頭をひねつて——まあひねらなくたってこんな簡単ですよ、だれだってテレビを使えばいいじゃないか、広報利用す

てみても、何か自分たちでもできるんじやないかと、厚生省やれやれ、国の責任でやれやれと、もう困難なのがかつて責めているわけじゃないんですね。やっぱり私たちができることなら一緒に手伝いもしたいというような立場で私は申し上げたわけなんで、萎縮なんかさらいで伸び伸びと効果を上げるような御調査をいただきたいと、そう思うわけでございます。で、もうぜひそ

ういう点も考えていただきたいと思います。

○政府委員(河野義男君) この調査の方法につきましては、これから衆知を集めて考えたいと思いま

すが、ただいま段階は政策判断をするに當た

ります。ただ、いまの段階は政策判断をするに當た

つて必要な資料でございまして、おのずと、だか

らその調査の方法とか、あるいは調査の質も違う

と思います。制度ができ、個々の人の権利義務の

関係になりますと、できるだけ広報媒体も広げま

して徹底しなきやなりませんけれども、いまの段

階はそれ以外の方法で実情を把握することを考え

みたいと思っています。

○小笠原貞子君 やはり、そんなテレビなんか使わ

ないでもできるとおっしゃるならそれでいいわ

うような、それが無理

なことなので、私がえて老婆心から申し上げた

ことがありますし、われわれから提供できる資料、それから皆さん方が得られた資料、そういうものにつきましても結果について照合するとか、そういう

ことで、その後どうなつてているかということ、私の方

またお伺いしたいと思います。その時点その時点

でも問題を提起させていただきたいと思います

ので、よろしくお願ひをいたしました。

○政府委員(河野義男君) 私ども、今まで從

軍看護婦の関係の方々の組織とも十分連絡はして

おりましまし、われわれから提供できる資料、それ

から皆さん方が得られた資料、そういうものにつ

いて、ぜひしっかりと実態調査が来ないからとい

うことです。それでございまして、やつてみた

ところ大変であるということを皆実感されたよう

でござりますし、私どもそういう困難がありますけれども、実態把握にはいろんな方法を考えまして努

めています。

○小笠原貞子君 いまの時点を考えますと、これ

ただきますと私どもも委縮いたしますので、その辺でおとめいただけませんか。

○小笠原貞子君 いや、余り大変だと困つていらっしゃるから、私もちょっとこう頭をひねつて——まあひねらなくたってこんな簡単ですよ、だれだってテレビを使えばいいじゃないか、広報利用す

てみても、何か自分たちでもできるんじやないかと、厚生省やれやれ、国の責任でやれやれと、もう困難なのがかつて責めているわけじゃないんですね。やっぱり私たちにしてみれば、また看護婦さんの会にしてみても、何か自分たちでもできるんじやないかと、厚生省やれやれ、国の責任でやれやれと、もう困難なのがかつて責めているわけじゃないんですね。やっぱり私たちができることなら一緒に手伝いもしたいというような立場で私は申し上げたわけなんで、萎縮なんかさらいで伸び伸びと効果を上げるような御調査をいただきたいと、そう思うわけでございます。で、もうぜひそ

ういう点も考えていただきたいと思います。

○政府委員(河野義男君) この調査の方法につきましては、これから衆知を集めて考えたいと思いま

すが、ただいま段階は政策判断をするに當た

つて必要な資料でございまして、おのずと、だか

らその調査の方法とか、あるいは調査の質も違う

と思います。制度ができ、個々の人の権利義務の

関係になりますと、できるだけ広報媒体も広げま

して徹底しなきやなりませんけれども、いまの段

階はそれ以外の方法で実情を把握することを考え

みたいと思っています。

○小笠原貞子君 やはり、そんなテレビなんか使わ

ないでもできるとおっしゃるならそれでいいわ

うような、それが無理

なことなので、私がえて老婆心から申し上げた

ことがありますし、われわれから提供できる資料、それから皆さん方が得られた資料、そういうものにつ

いて、ぜひしっかりと実態調査が来ないからとい

うことです。それでございまして、やつてみた

ところ大変であるということを皆実感されたよう

でござりますし、私どもそういう困難がありますけれども、実態把握にはいろんな方法を考えまして努

めています。

してお考えになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(河野義男君) 留守名簿はおっしゃるように一時点の状態でございます。したがいまして、それにからなかつた以前の人あるいはかかる問題が派生をいたしまして、これなら確實にできるという方法は残念ながら私どもも明確なものを持ち合わせおりません。これから先、逆に関係の方々とも御相談をしながら、それ組織をお持ちでありますので、その先輩、同僚、後輩の方々のつながりの中で、こうした方々の消息等もお持ちの方々も多いわけありますので、そうした民間のといいますか、関係の方々のお力というのも拝借をしながらできるだけの調査をしていきたいと、そのように思います。

○小笠原貞子君 さつき私テレビの話をしましたけれどね、私わりとテレビ有効に見ていましたよ。そうしますと、テレビなんかでぱっと出しますともう思わないところから、あの人は知っていますね。やっぱり私たちはできるだけございませんけれども、やつぱり私たちができると、そう思うわけでございます。で、もうぜひそ

ういう点も考えていただきたいと思います。

○小笠原貞子君 元陸海軍従軍看護婦の会の方、きょうもいらしていますけれども、やつぱり一番正確な情報というのは、この方たち、個人的なつながりなんかで情報がいぶん集まりますね。そういう点も考慮していただきたいと思います。

○政府委員(河野義男君) この調査の方法につきましては、これから衆知を集めて考えたいと思いま

すが、ただいま段階は政策判断をするに當た

つて必要な資料でございまして、おのずと、だか

らその調査の方法とか、あるいは調査の質も違う

と思います。制度ができ、個々の人の権利義務の

関係になりますと、できるだけ広報媒体も広げま

して徹底しなきやなりませんけれども、いまの段

階はそれ以外の方法で実情を把握することを考え

みたいと思っています。

○小笠原貞子君 やはり、そんなテレビなんか使わ

ないでもできるとおっしゃるならそれでいいわ

うような、それが無理

なことなので、私がえて老婆心から申し上げた

ことがありますし、われわれから提供できる資料、それから皆さん方が得られた資料、そういうものにつ

いて、ぜひしっかりと実態調査が来ないからとい

うことです。それでございまして、やつてみた

ところ大変であるということを皆実感されたよう

でござりますし、私どもそういう困難がありますけれども、実態把握にはいろんな方法を考えまして努

めています。

てお考えになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(河野義男君) 留守名簿では把握できなければ出しがきかないといふ段階でございまして、そこから以後の異動、そういう点につきましてはその留守名簿では把握できませんがございまして、私ども全体の実態がどうであるかというところを把握いたしました上で、総理府を中心に検討を加えていただきまして政策判断をしていただくと、こういうふうに考えております。

○小笠原貞子君 元陸海軍従軍看護婦の会の方、きょうもいらしていますけれども、やつぱり一番正確な情報というのは、この方たち、個人的なつながりなんかで情報がいぶん集まりますね。そういう点も考慮していただきたいと思います。

○政府委員(河野義男君) この調査の方法につきましては、これから衆知を集めて考えたいと思いま

すが、ただいま段階は政策判断をするに當た

つて必要な資料でございまして、おのずと、だか

らその調査の方法とか、あるいは調査の質も違う

と思います。制度ができ、個々の人の権利義務の

関係になりますと、できるだけ広報媒体も広げま

して徹底しなきやなりませんけれども、いまの段

階はそれ以外の方法で実情を把握することを考え

みたいと思っています。

○小笠原貞子君 やはり、そんなテレビなんか使わ

ないでもできるとおっしゃるならそれでいいわ

うような、それが無理

なことなので、私がえて老婆心から申し上げた

ことがありますし、われわれから提供できる資料、それから皆さん方が得られた資料、そういうものにつ

いて、ぜひしっかりと実態調査が来ないからとい

うことです。それでございまして、やつてみた

ところ大変であるということを皆実感されたよう

でござりますし、私どもそういう困難がありますけれども、実態把握にはいろんな方法を考えまして努

めています。

てお考えになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(河野義男君) 留守名簿では把握できなければ出しがきかないといふ段階でございまして、そこから以後の異動、そういう点につきましてはその留守名簿では把握できませんがございまして、私ども全体の実態がどうであるかというところを把握いたしました上で、総理府を中心に検討を加えていただきまして政策判断をしていただくと、こういうふうに考えております。

○小笠原貞子君 元陸海軍従軍看護婦の会の方、きょうもいらしていますけれども、やつぱり一番正確な情報というのは、この方たち、個人的なつながりなんかで情報がいぶん集まりますね。そういう点も考慮していただきたいと思います。

○政府委員(河野義男君) この調査の方法につきましては、これから衆知を集めて考えたいと思いま

すが、ただいま段階は政策判断をするに當た

つて必要な資料でございまして、おのずと、だか

らその調査の方法とか、あるいは調査の質も違う

と思います。制度ができ、個々の人の権利義務の

関係になりますと、できるだけ広報媒体も広げま

して徹底しなきやなりませんけれども、いまの段

階はそれ以外の方法で実情を把握することを考え

みたいと思っています。

○小笠原貞子君 やはり、そんなテレビなんか使わ

ないでもできるとおっしゃるならそれでいいわ

うような、それが無理

なことなので、私がえて老婆心から申し上げた

ことがありますし、われわれから提供できる資料、それから皆さん方が得られた資料、そういうものにつ

いて、ぜひしっかりと実態調査が来ないからとい

うことです。それでございまして、やつてみた

ところ大変であるということを皆実感されたよう

でござりますし、私どもそういう困難がありますけれども、実態把握にはいろんな方法を考えまして努

めています。

その国へ行つちやつたからこういうことになるんですよ、本当に。その辺のところ基本的に私は考へてもらいたいなと思うわけですかけれども、この遺骨の今後の見通しですね、これもむずかしいことだと思いますけれども、やっぱり遺族の方にしてもみれば、せめて早く遺骨だけは収集してもらいたいという御希望もございますし、また巡回団といふことの御希望もございますけれども、一忘ここの遺骨の問題、何ばあつて何年計画でやるうなんていふことはなかなか無理だと思いますけれども、大体どういうふうなお考えでいらっしゃるのかということを最後に伺いたいと思うんです。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 基本的に私どもは、遺骨収集は収集できる限り一体も残さず収集いたし故国へ持ち返りたいと、こういう考え方を基本に持っております。ただ、これは先般予算委員会で下村さんから御質問が出来たときにも申し上げたわけでありますけれども、戦後これだけの期間がたつてまいりますと、率直に申して戦場にいたそれぞの國の方々の感覚にも相当大きな変わりが出てまいりまして、むしろ日本から正式な遺骨収集が、遺骨収集団として集骨作業に当たること自体に対してもいつまでもその古傷をほじくらるんだというような感覚を持たれるケースもござります。また、一部地域において、これは心ない日本人の観光客その他が、現地において現地政府の許可なく、また民有地において所有主の許可なく侵入して遺骨を集めたために、相手国の政府から日本政府に対して正式な抗議文書を突きつけられて、自今そういう作業について政府の責任を持たない者については協力をしないというような非常に厳しい通達を受けておるものもござります。また、その国自身が国情が安定をしないために、たとえばそこが少数民族の地域でありまして、テリトリリーでありまして、政府として収集団の安全が保証できないために立ち入りの許可をもらえないといふような場所もございます。また集骨許可是出ましても、地形的に非常に危険が伴つて、困難で実施ができないというような場所もございま

す。私自身もニューギニアでありますとか、フィリピンでありますとか、何ヵ所かの遺骨収集作業を自分で経験もいたしておりますけれども、これはもういまになりますと本当に困難の多い作業であります。質問の重複は避けたいと思います。したがつて、せつたのでは意味がないわけでございます。これに外交ルートを通じて、許可を得次第その地域に対して収集団を派遣する、また慰靈巡拝等の行事をもどり行うという形で全体を進めておりまして、こうした方針は今後とも変えるつもりはございません。

○小笠原貞子君 きょういろいろな問題が出来ましたけれども、まさに援護法で処理できないと、いう接点の問題が非常にいまクローズアップされてしまっているわけでございますので、こういう問題が一日も早く処理できますように、もうこういう問題がまた来年同じような質疑で終わることのないよう、もう何とか全力を挙げて御努力をいただきたいということを重ねてお願いをして質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○柄谷道一君 本日の質問にも取り上げられたわけでございますが、旧満州開拓青年義勇隊員の処遇に關しましては三月二十九日の予算委員会第四分科会で厚生大臣に対し、また旧陸海軍従軍看護婦の処遇に關しましては三月二十九日の決算委員会で総理府長官に対し、また旧陸海軍従軍看護婦の処遇に關しましては三月二十九日の予算委員会第四分科会で厚生大臣に対し、それぞれ質疑を行つたところでございます。その際の答弁を踏まえまして、前向きにかつ積極的に対処をされるように改めて強く求めておきたいと思います。特に旧陸海軍従軍看護婦の処遇に關しましては、きょうで全野党からこの問題が取り上げられたことになります。与党に対し質問ができないのがはなはだ残念でございますけれども、恐らく与党もこれに対する反対ではないと思つています。その際の答弁を踏まえまして、そうしてこの周知徹底を図つて、個別のケースも十分わかっています。それから、厚生大臣の委嘱を受けまして戦傷病者相談員あるいは戦没者遺族相談員が各府県に置いてございます。こういう組織を通して市町村を集めまして指導すると、それは受けまして市町村を集めまして指導すると、いろいろあわせてやるわけでございます。それから、厚生大臣の委嘱を受けまして戦傷病者相談員あるいは戦没者遺族相談員が各府県に置いてございます。こういう組織を通して、個別のケースも十分わかっています。なあ、今後いろんな広報紙その他の広報媒体を使いまして、制度の趣旨の徹底を図つていただきたいと、かのように考えております。

○柄谷道一君 これは大臣にお願いしたいんですけれども、恩給法も毎年改正されておるんです。ところが内閣・総理府というのは非常に予算を取ります。内閣・総理府といふのは非常に予算を取つておまして、商業新聞を通じて広告等をやりまして、そうしてこの周知徹底を図つて、広報の仕方として、むしろ内閣の広報室等と相談をしながら今後の工夫をしてみたいと、そのように思います。

○柄谷道一君 大蔵省を目の前に置いて援護射撃をしたつもりでございますけれども、しかし大臣、言われるようによく相談員体制の強化、これはもちろん本筋でございますよ。しかし、この情報化時代ですからね、やはり援護法が改正された、こういう資格の方はどうぞ相談員へと、こういうPR、広報活動といふものと相談員活動といふものが相連動することによってより周知徹底が図れる、これはもう当然のことなんです。私はこの法の精神からいたしまして、そういうための広報経

されるようによくまず冒頭求めておきたいと思ひます。質問の重複は避けたいと思います。したがつて、せつたのでは意味がないわけでございます。これに對してどのような対策を講ぜられようとしておるのか、まず冒頭お伺いします。

○政府委員(河野義男君) 御指摘のように、援護法関係毎年改正いたしまして、まあ非常にむずかしいということは私ども耳にしておりますし、私自身も相当苦労しておるわけでございますが、せつかく改正されて関係の遺族あるいは戦傷病者が権利行使するに際して、十分制度の趣旨を理解していただく必要があるわけでございますが、まずそのためには毎年中央に課長全国会議あるいはプロック会議を持つて改正の趣旨を徹底すると、いろいろあわせてやるわけでございます。それから、厚生大臣の委嘱を受けまして戦傷病者相談員あるいは戦没者遺族相談員が各府県に置いてございます。こういう組織を通して、個別のケースも十分わかっています。なあ、今後いろんな広報紙その他の広報媒体を使いまして、制度の趣旨の徹底を図つていただきたいと、かのように考えておりま

費はけらるべきではないと、こう思っています。この点ひとつ大臣、やはり積極的に来年大蔵省とやつてみよう、この意気を示してくださいよ。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 正直言いまして、私ももう一つ自分で考へてみました場合に、これは柄谷さんなんかも御自分であちらこちらでごらんになりますね——じやないかと思ひます。が、むしろたとえば遺族会の機関紙でありますとか、傷痍軍人会の機関紙でありますとかで改正内容をごらんになつて、紙の上でこれはまあ非常に細かく書いてありますね——ごらんになつて、あるいはこれでもつて自分も対象になるじやないかという期待を持たれて、実際に書類が上がるだめだったというケースがちよちよくあると思うんです。私はどうもそういうケースを見過ぎておりますためか、必ずしもこういう非

常に精査な内容を持つ法律案のPRの場合にもう一つひつかかる部分がござります。ただ御指摘のように、確かにそういう広報活動と相談員活動が両輪であればこれはベストでありまして、援護射撃はありがたくちようだいをし、どういう形で活用させていただくかも含めて考えさせていただきたいと思います。

○柄谷道一君 ゼひそのようにお願ひいたしておきたいと思います。

次に、遺族の問題が出たんですけども、毎年八月十五日に全国戦没者追悼式が行われております。参考にお伺いいたしますが、過去五年間の参加員及びそのうち国費で招待した遺族代表の数がどれくらいあるのか、お伺いします。

○政府委員(河野義男君) 八月十五日に行われます全国の戦没者追悼式には、各県から代表の方を国費でお招きしておるわけございますが、四十九年度におきましては四百七十八人、五十年度は七百五人、それから五十一年度は四百七十八人、ずっと四百七十八人でございまして、一県十名を代表として送つていただく。それから五年周期、五十年はちょうど戦後三十年でございますが、これには五割増しの七百五人をお招きしまして、こ

れの費用は国費で賄つておる、こういうふうになつております。

○柄谷道一君 これも大臣にお伺いしておきますけれども、一県十人ですね、これは余りにも少な

いと思うんです。で、この増員についても御配慮願いたいし、また国でせつかく招待しながら、これだけは関係者に聞きますと、宿泊費、五十三年四千五百円なんですね。五十四年や増額されるやに聞いておりますけれども、いまどき四千五百円ないし五千円で泊まれる旅館はまずないと、こう思われなければなりません。この招待遺族数の増員と、さらに宿泊費もですね、実態に合致した改正、これも配慮の要があると私は思うですが、いかがでしょう、大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 実はその宿泊費の方は私は不勉強でありまして、いま御指摘をいただ

くまでその内容をよく存じませんでした。これは確かに、もし余り実態に合わないようなものであれば、国がしかもお招きをする以上考えなければならぬことだらうと思います。ただ、私は割り当ていいのではないかなあといふ、これは感じでおりますが、これはもう本当に意味では多ければ多いほどいいんだとおっしゃる方もありますし、もう少し多い方がいいとおっしゃる方もありますし、一つの箱がつくようなかつこうにしてほしいな

といふ方もありますし、これはいろんな考え方があろうかと思います。率直に申して、私はいまぐらうの数でおおむね妥当なものではないだらうかと考えておりますが、もし柄谷さん、もつと考え直した方がいいということであれば、事務当局にかかるのを、もう少しそれで考えてみて、ふやした方がいいのか、減らした方がいいのか、今までいいのか、もう一度検討してみることはやぶさかではありません。

○柄谷道一君 これは過去五年検討なしにずっと惰性で来ているんですね。この際もう一度、どうすべきかということは、結論は別として、やはりそれぞれ遺族会の方々の御要望等もあるわけですから、一遍厚生省でその招待人員の適否について一応は私は洗い直すべきであろう。これだけを言つておきたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) それで、労働省にお伺いしますが、中国からの引き揚げ者でございますが、厚生省から取り寄せまし

た資料によりますと、その引き揚げ者及び配偶者との同伴家族ですね、これを調べますと、引き揚げ者、十五歳以上の者で就業いたしましたのは五三%ござります。しかもだれがこの就業をあつせんしたかといいますと、職業安定所の紹介は一六・四%にしかすぎない。あとは親族、知人があつせんしたもの五二・八%、地方自治体及び引揚者生活指導員があつせんしたもの一五・八%、

こういう実態なんですね。しかも、一体どこへ就業しているかといふことを調べますと、そのうち五二・一%がいわゆる単純作業者なんです、これ

は、旧満州地域に非常に多いわけです。いわゆるそれは農村社会でござります。それから、いわゆる日本の高度に進みました工業社会に引き揚げてくる、そういうことになりますと、いま言いまし

たデータからいたしましても、労働省としてこの引き揚げ者に対するいわゆる職業訓練及び職業紹介、こういうものを、これは戦後処理でございまして、労働省も厚生省と十分連携をとりつつ特段の対策を進めていく必要があらうと思うんであります。時間が私余りありませんで、ひとつ簡潔にその方針と決意をお伺いいたしたい。

○説明員(守屋孝一君) 私どもいたしまして北海道を始めとして約十の都道府県において、人数はわずかでございますが、職業訓練施設にこういう方々を受け入れて職業訓練をやっておるわけでござります。ただ何といいまして、中國から引き揚げてこられた語学等の問題に

いろいろ障害もござります。私どもとしましては、それぞれのケース・バイ・ケースによりまして、あるいはボランティア活動に協力を求め、あるいは県の教育委員会、市町村の教育委員会等の協力によりまして小学校等へ一時的に編入する等のいろんな処理によりこういう方々の職業訓練を進めています。私は一度検討してみるわけですね。そう

は、それぞれのケース・バイ・ケースによりまして、あるいはボランティア活動に協力を求め、あるいは県の教育委員会、市町村の教育委員会等の協力によりまして小学校等へ一時的に編入する等

のいのちの処理によります。私は一度検討してみるわけですね。その場合は、その場合語学も十分ではない。ところが、義務教育に対しましては、私の知るところでは機械的に、年齢的に全部学校へ振り込まれる。何歳であれば中学一年、何歳であれば中学何年、こういうことに入れられていくわけですね。ところが、なかなかこれは実態に合わない、ついていて私もは彈力的対策が必要であろう。同時に、義務教育を受けられないけれども年齢が相違する。何歳であれば中学一年、何歳であれば中学何年、こういうことに入れられていくわけですね。ところが、なかなかこれは実態に合わない、ついていて私もは彈力的対策が必要であろう。同時に、義務教育を受けられないけれども年齢が相

配慮していく、そういう開設も必要であろう。さるに高校の場合は、学力差がありまして、大部分の方が私立高校へ入っちゃうわけですね、ところが引き揚げ者で生活も裕福ではない、しかし子供は公立高校へは入れない、学力の問題で私立校に入ると、私はそういう人々に対する育英資金といふものについても配慮の要があるのではないか、これら一環の問題について文部省の御見をお伺いします。

○説明員(垂木祐三君) 中国からわが国へ引き揚げてまいりました児童生徒の取り扱いにつきましては、やや古い通達でござりますが、昭和二十八年三月に文部事務次官から各都道府県教育委員会あての通達を出しておるわけでございます。そ

の通達が基本的な現在までの取り扱いの方針になつておるわけでございますが、その通達によりま

して、中國地域からの児童生徒の転学、受け入れの要領といたしまして、「学齢児童生徒については、年齢に応じ、公立の小学校、中学校又は、盲学校、ろう学校、養護学校の小学部もしくは中学部に転入学させる」、それから次に、「転入学先学年については、年齢相当の学年に転入学を認める」というふうな原則とする。しかし、学校の生活に適応するまで一時的に下学年に編入し、または学力が著しく劣ると認められる者は、適宜下学年に編入するなどの処置をとつてよい。つまり、学校としては、必要に応じ、教育的観点からもつともすべきである」と、こういうような基本的な通達が出ておるわけでございます。この中国からの児童生徒の引き揚げてまいりました場合の受け入れは、学校につきましては、全国各地に散らばつておるわけでござりますが、その中でも幾つかの学校

についておるわけでございます。この中国からの児童生徒の受け入れをいたしておる限りでは、いろいろ研究をしていただいておりまして、その成果なども私たちの方、参考にされていましたが、そのような学校の実態を見ますと、ともかくこの中国から引き揚げてま

ります児童生徒の引き揚げの時期が非常にばらばらである、あるいは学力差が非常に違つておる、あるいは向こうの、中国で受けました学校教育の期間、これが非常にばらばらでございまして、御指摘のとおり单に年齢で切るとかというようなことではとても教育ができないわけでござります。したがいまして、各学校におきまして、特設学級とか、あるいは特別学級とか申しておりますが、そういうような学級を設けまして、一般的には普通の学級におきまして、教科によりまし

て、たとえば算数でござりますとか英語でござ

ますとか、そういう理解のむずかしいような教科につきましては適宜特別学級において指導すると

か、そういうような細かい配慮をするようになしておるわけでございます。

それから、この中国から引き揚げてまいりました生徒の人たちにつきましては、単にいわゆる学齢児童と申しますか、六歳から十五歳までの小中学校段階の者以上の方が非常にたくさん参つておるわけでございます。そういうような人に対しま

す学校教育の機会として、夜間中学といふようなことも一つ考えられるんではなかろうかというようないの御指摘があつたわけでござります。実はこの

わが国の学校制度において義務教育の年限を延長いたしましたわけでございます。それから、特に戦後の混乱の時期と申しますか……

○柄谷道一君 簡潔にしてください。

○説明員(垂木祐三君) というようなこともございまして、一ころ非常に夜間中学校が多くつたわ

が、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ平和会議において日本国と中華民国との間の平

和条約が締結されました。その第三条で、この問

題は両国間の「特別取極の主題とする」ことが合意されてくる、こう理解しますが、そのとおりでござりますね。

○説明員(谷野作太郎君) お答えいたします。

先生の御指摘のとおりでございまして、この請

求権の問題につきましては、サンフランシスコ平

和条約の第四条(4)を受けまして、わが国と台湾

施政当局との間の特別取り決めによつて本件を処理すると、こういうふうに規定されております。

ろむずかしい問題がありまして、現にあります夜

間中学校ではかなり教育的な効果を上げておるわ

けでございますが、今後その取り扱いにつきまし

ては十分検討してまいりたいと、こういうふうに

考へておるわけでございます。

○柄谷道一君 大臣お聞きのように、まあ引き揚

げ業務、厚生省の所管でござりますけれども、そ

の引き揚げてきた人のいわゆる就労、そしてその

教育、これはたてまえはりっぱなんですかね

ども、私実態いろいろ調べますと、必ずしもそのた

てまえどおりの運用がされていない面を數多く聞

くわけでございます。したがつて、これは関係労

働、文部省と一応大臣協議をされまして、十分な

対策が、ただいまのたてまえどおり運営されます

ようになります。しかしながら、残念ながら台

湾から積極的な回答を得ないまま、御指摘の日中

の国交正常化と、そういう事態になつたわけでご

ざいます。

○柄谷道一君 そこでまあ国交関係が絶えた。し

かし、その後昭和五十年二月二十八日の衆議院の

外務委員会で、わが党の永末英一氏がこの問題に

お打ち合わせを願いまして、少なくとも私はまず

その実態を把握する。そこまでは早急に着手をし

ていただきたい。まあこれは要望として言つてお

きたいと思います。

次に、戦後處理問題に関連いたしまして、旧日

本国民でありました台湾島民の日本国政府に対する請求権問題について質問いたしたいと思いま

す。

まず、外務省にお伺いするわけでござります

が、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ平和会議において日本国と中華民国との間の平

和条約が締結されました。その第三条で、この問

題は両国間の「特別取極の主題とする」ことが合

意されてくる、こう理解しますが、そのとおりでござりますね。

○説明員(谷野作太郎君) お答えいたしました。

先生の御指摘のとおりでございまして、この請

求権の問題につきましては、サンフランシスコ平

和条約の第四条(4)を受けまして、わが国と台湾

施政当局との間の特別取り決めによつて本件を処

理すると、こういうふうに規定されております。

○柄谷道一君 そうしますと、郵政省に今度はお

伺いたしますが、当時の軍事郵便貯金は日本に

原簿がござります。そこで、その金額は、七十四

万口、当時の金額で十三億六百九十万円だと私は

承知しております。それから台北に原簿がありま

すいわゆる台湾記号の普通預金、これは推定では

ございますが、「二百四十二万口、当時の金額で七

千百二十万円ある」と政府が把握しておる、こうい

うことと聞いております。もちろんこの金額の中

には、台湾において預金をした現在の日本人も含

まれておりますから、旧日本国籍を持ったいわゆる台湾島民の方との分計がなかなかむずかしいといふことは承知いたしておりますけれども、五十二年の十二月十六日に東京地裁の方に対日償還請求委員会が提起いたしましたその金額だけでも、当時の金額で二百八十五万四千四百九十一円になつておるわけでございます。実態は旧台湾島民の方々の預金はこの数倍に上るであろう、訴訟されているのがこれでござりますから数倍に上るであろう、こう推定されます。

私は郵便貯金というものは、当時の金額を物価変動による実質評価を一体どうすべきか、すなわち現在価値への換算をどうするかということは、これは政治問題でございますけれども、しかし、現行価値への換算をどうするかということは、やはり軍事郵便貯金に預金をしておつた者が請求をすれば、これは払い戻すというのは当然のことではないかと思うんです。いかがです。

○ 説明員(詔義和君) お答えいたします。

最初に、台湾の住民の持つておられます貯金額でございますが、実は五十年當時は分計ができるといふことで、日本人の持つておるものと台湾の人の持つておるものとということで一緒に申し上げたわけでございますが、その後、軍事郵便貯金につきましては日本に原簿がございまして、その中から名前とか、部隊名とかいろいろな方面から調査をいたしまして、口座数が全部で七十四万口座あつたわけでございますが、そのうちの六万口座が台湾の方のものである。それから金額といたしましては、昭和五十三年三月末現在で、利子を含めまして約一億七千万円といふことになつております。それから台湾記号の郵便貯金につきましては、これは原簿が日本にございません。台湾にあります、この分計はできません。そういう数字の状態でございます。

問題は支払いの点でございますが、これは郵政省といつてしましては、台湾の方々の郵便貯金については債務を履行すべき立場にあるというふうに基本的に考えておるわけでございます。しかしながら

がら、これは先ほどちょっと話がありましたように、日華平和条約の特別取り決めで一括処理する、財産請求権問題の一環ということで行われております。そこで、そういうところでござつて、そういうことから、各省間で意見の調整等もしておるわけでございますが、なかなか解決というところに至つておりますので、いかが解決するかと見ておるわけでございます。したがつて、基本的には支払いすべきものと考えておるわけでございます。

○ 柄谷道一君 大蔵省にお伺いしますが、さきに東京地裁に提起されいま係争中の金額だけでござります。したがつて、基本的には支払いすべきものと見ておるわけでございます。

も――当時の金額ですよ――日本銀行券、台湾銀行券、軍票等の紙幣類が三千五百十三万二千五百四円、勧業銀行貯蓄債券、国債等の国債類が百四十六万五百二十七円、横浜正金銀行為替、台湾銀行特別当座預金が千十四万四千五百十二円、合わせますと四千九百五十九万二千三百四十四円に達しているわけでございます。これらの国債であれば、これらは当然償還しないなければならないわけでございまして、紙幣類もまた同様のものだと思いまざいましたが、大蔵省も同様でございますね。

○ 説明員(森草也君) お答えをいたします。

ただいまの訴訟の案件につきましては、係争中でござりますので一般的なお答えをさせていただきたいたいと思いますが、証券類につきましては、所持人の国籍といったようなものは直接には関係ございませんでございませんが、法律的に有効であれば償還をする、あるいは支払いをするということになるわけでございますが、ただ、国債のうちのごく一部の例外を除きますと、国債等は、現行の法令によりますと、無効になつたりあるいは通用禁止になつておるものでございまして、国内法上は価値がないということに現在なつております。

○ 柄谷道一君 当時国債等も給料のかわりにこれを渡すとか、内地でもそうでございましたけれども、台湾におきましてもそのような状態があつたわけです。時間がございませんですが、そのほか

に、私の調べたところによりますと、台湾関係の軍人軍属で、復員いたしました人の数は陸海軍合計で十七万六千八百七十九名でございます。死亡された方は三万三百四名に達しております。当時、私も台湾拓殖という会社にいたのでございました。したがつて、基本的には支払いすべきものと見ておるわけでございます。したがつて、基本的には支払いすべきものと見ておるわけでございます。

も――当時の金額ですよ――日本銀行券、台湾銀行券、軍票等の紙幣類が三千五百十三万二千五百四円、勧業銀行貯蓄債券、国債等の国債類が百四十六万五百二十七円、横浜正金銀行為替、台湾銀行特別当座預金が千十四万四千五百十二円、合わせますと四千九百五十九万二千三百四十四円に達しているわけでございます。これらの国債であれば、これらは当然償還しないなければならないわけでございまして、紙幣類もまた同様のものだと思いまざいましたが、大蔵省も同様でございますね。

あつて一錢も支給されておりません。また、恩給法上の遺族に対する公務扶助料も支給されておりません。少なくとも、法律上は、戦死したと骨埋葬料が、これも東京法務局に供託のままでありますと一千九百五十九万二千三百四十四円に達しているわけでございます。これらの国債であれば、これらは当然償還しないなければならないわけでございまして、いま郵政省は本来支払われるべきもの、償還されるべきものというお答えがございましたが、大蔵省も同様でございますね。

このように考えますと、旧台湾島民に対する戦後処理は何らなされていないと、こう言うべきでございます。もちろん私は、預金その他につきましても、いま係争中の金額は、ただその金額だけではなくて、いわゆる現価額への評価という点が争われているわけでございますが、現在幾らに価額を評価するかという問題も政治的解決を図つていかなければならぬ問題でございますし、いま私が指摘いたしました問題も、戦後三十四年を経てなおこれが解決されていないということは、私は外交上の問題であり、かつ人道的な問題でもなかなか解消されない問題でございます。私は、この援護法が今回改正されるに当たつて、こういうかつての日本国民であり、かつ日本国民としての義務を果たした人々が放置されているということ

は、私はゆゆしい問題ではなかろうかと思うのでございます。問題は、これは政治解決以外にないわけでござりますけれども、追つて私は、これは機会を改めて法務委員会等でも再度詳しく述べたいと思いますが、國務大臣たる橋本大臣にひどく伺いしたいんですけども、ぜひ外務省、外務大臣、それから郵政大臣、そして大蔵大臣、大臣にその御努力を要請したいのでございます。

韓国関係は、その内容の満足したかどうかは別にあります。これらを一遍総合して、早急に解決を図るということが必要ではないかと思うし、また、この本土復帰に際しましても、同様問題は解決をされつつあるわけですが、いわゆる旧日本国民で残つておるのは、台湾だけが残つておるという、これが当然償還されたんですね。これ、国交関係は非常にむずかしい状態でございますけれども、しかし放置できないということだけは歴然たる事実であります。しかも、大蔵省も郵政省も、それは請求されれば当然これに對して償還しなければならないとされています。これがたてまえだと言つておられるわけですか、この点に対する大臣のひとつ積極的な、政治解決に向かつての努力を要請したいと思うのでござりますが、國務大臣としてお答えを願いたいと思います。

○ 国務大臣(橋本龍太郎君) 国務大臣以前に厚生大臣分で二点ほどお答えをつけ加えさせていただきます。

一つは、先ほど各省政府お尋ねになりました中国からの引き揚げ者の問題の中でも、私学に進学された方の育英資金の問題を答弁漏れと指摘をされながら、もつと積極的な対応を考えると、そのためにも厚生省も実情把握に努めろという御指摘をいたいたわけであります。これは私どもも自治体等を通じまして実情把握についての努力をいたしましたと同時に、関係の各省とも相談をしながら、より積極的な対応ができるよう努めています。

また先ほど、八月十五日の全国戦没者追悼式に

対する参加人員の御指摘がありました。いま援護局長にこの席上でその再検討を命じまして、御要望があればそれに沿えるような努力を今後もしてまいりたいと思つております。ここまででは厚生大臣分であります。補足をいたします。

いま台湾関係の方々についての問題の御指摘がありましたが、これはもう柄谷さんよく御承知のよう、非常にいま微妙な、台湾側から日本に対する微妙な感情もありまして、從来からこうした問題の中で幾つか交渉しながら中止したようなものもござります。ただ、基本的にいま御指摘になりましたような問題、これは統一的に処理されるべきものでありますし、理屈の上からいへば、未支給給与については法務局に供託をした時点において債務は法的には消滅したというような法律論もできるものだらうと思ひます。

また、軍事郵便あるいは恩給その他の問題の御指摘もあつたわけありますが、その中に援護法もありました。これは援護法は、御承知のように恩給法の補完的な立場でできておりますだけに、もとの恩給法が国籍要件について日本国民と限定しておりますものをそのまま受けた形であります。しかし、従来からの状況を考えた場合に、こうした状態をいつまでも続けておくといふことは不幸なことであることも間違ひのないことがあります。外務省とも、あるいは大蔵省とも郵政省とも関係各省府相談をしながら一元的に処理をしていくべきものと考えますので、関係各省が協議をして解決に当たるように私も努力をしてまいりたいと、そのように思います。

○柄谷道一君 時間が参りましたので、再度その点の國務大臣としての御努力を強く要請いたしました。本日の質問を終わります。

○委員長(対馬幸旦君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(対馬幸旦君) 御異議ないと認めます。

本案に対し、片山君から委員長の手元に、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案による修正案が提出されております。

修正案の内容はお手元に配付のとおりであります。この際、本修正案を議題といたします。

まず、片山君から修正案の趣旨説明を願います。

○片山甚市君 私は、各会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました戦傷病者・戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の趣旨は、原案のうち、昭和五十四年四月一日施行となつております障害年金等の額の引き上げ及び弔慰金等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象範囲の拡大等については、本年の四月一日がすでに経過しておりますので、これを公布の日と改め、昭和五十四年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

以上であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(対馬幸旦君) 本修正案に対し、質疑はないと認めます。

これより、原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御發言もないようありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(対馬幸旦君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、片山君提出の修正案を問題に供します。片山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(対馬幸旦君) 全会一致と認めます。よる修正案が提出されました。

修正案の内容はお手元に配付のとおりであります。この際、片山君から発言を求められております。

〔賛成者挙手〕

○片山甚市君 全会一致と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

○片山甚市君 ただいま可決されました戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によって身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目途としてその実態調査を実施すること。

二、戦没者・遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にみあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置を行われるよう努めること。

三、戦地勤務に服した陸海軍看護婦の当時の実情にかんがみ、日赤從軍看護婦に比し不利とならないよう必要な措置をとるよう検討すること。

四、満州開拓青年義勇隊開拓団について関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問

題解決のため努力すること。

五、戦没者・遺族等の老齢化の現状にかんがみ、中国における慰靈巡拝の実現を含めて海外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等について、更に積極的に推進すること。

六、生存未帰還者の調査については、引き続き等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう促進に万全を期するとともに、中国からの引揚者を許します。

片山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(対馬幸旦君) 全会一致と認めます。よる修正案が提出されました。

修正案の内容はお手元に配付のとおりであります。この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

〔賛成者挙手〕

○委員長(対馬幸旦君) ただいま片山君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

ただいまの決議に対し、橋本厚生大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(対馬幸旦君) ただいま片山君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

ただいまの決議に対し、橋本厚生大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○委員長(対馬幸旦君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたし、努力いたす所存でございます。

○委員長(対馬幸旦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(対馬幸旦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(対馬孝旦君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本厚生大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

所得保障の中心である年金制度を初め、児童、母子家庭、心身障害者による諸手当の制度については、従来より充実に努めてきたところであります。

児童、母子家庭、心身障害者の福祉の向上を図る制度について所要の改善を行い、老齢者を初め、厚生年金等の拠出制年金について物価スライドの特例措置を実施するとともに、福祉年金並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当及び厚生年金等の拠出制年金について物価スライドの特例措置を実施する所要があります。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、これらの制度について所要の改善を行ひ、老齢者を初め、厚生年金等の拠出制年金について物価スライドの特例措置を実施するとともに、福祉年金並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当及び厚生年金等の拠出制年金について物価スライドの特例措置を実施する所要があります。

以下、改正案の内容について、概略を御説明申しあげます。

第一に、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年金の物価スライドの特例措置について申し上げます。

現行の制度におきましては、消費者物価上昇率が5%を超えない場合には物価スライドは実施されないことになっておりますが、年金受給者を取り巻く諸状況を勘案し、昭和五十四年度の特例措置として、昭和五十三年度の物価上昇率が5%を超えない場合であつても物価上昇率に応じた年金額の引き上げを実施することとしております。

なお、この年金額の引き上げは、厚生年金及び船員保険については本年六月から、拠出制国民年金については本年七月から行うこととしておりま

す。第二に、福祉年金の額につきましては、本年八

月から老齢福祉年金を月額一万六千五百円から一万八千円に引き上げる等消費者物価上昇率を上回る改善を行うこととしております。

第三に、厚生年金及び船員保険の改正について申しあげます。

まず、在職老齢年金について、最近の物価等の動向に対応し、本年六月から、六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金の支給対象を標準報酬月額十四万二千円までの者に拡大する等の改善を図ることとしております。

次に、寡婦加算額について、本年六月から子供二人以上の寡婦の場合月額六千円から七千円に引き上げる等の改善を図ることとしております。

第四に、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万五千五百円から二万三千四百円に引き上げることとしております。

また、児童手当の額につきましては、低所得者に支給する児童手当の額を本年十月より月額六千円から六千五百円に引き上げることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要ですが、衆議院において、福祉年金及び五年年金の額並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額に関し、修正が行われたところであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(対馬孝旦君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員戸井田三郎君から説明を聴取いたします。戸井田君。

○衆議院議員(戸井田三郎君) 国民年金法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、老齢福祉年金の額を二

(月額二万円)に引き上げること。

第二に、障害福祉年金の額を一級障害について三十二万四千円(月額二万七千円)から三十六万円(月額三万円)に、二級障害については、二十一万六千円(月額一万八千円)から二十四万円(月額二万円)に、それぞれ引き上げること。

第三に、母子福祉年金及び准母子福祉年金の額を二十八万八百円(月額二万三千四百円)から三十一万二千円(月額二万六千円)に引き上げること。

第四に、国民年金の五年年金の額を昭和五十四年八月分から、昭和五十四年度における物価スライド後の額と二万四千円(月額二千円)とを合算した額に引き上げること。

第五に、児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万三千四百円から二万六千円に、児童二人の場合月額二万五千四百円から二万八千円に、それぞれ引き上げること。

第六に、特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額一万八千円から二万円に、重度障害児一人につき月額二万七千円から三万円に、それぞれ引き上げること。

第七に、福祉手当の額を月額七千円から八千円に引き上げること。

以上であります。

○委員長(対馬孝旦君) 以上で説明の聴取は終りました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

〔参考照〕

参議院社会労働委員会に対する要望事項

(1) 徳島県より提出されたもの

(2) 中小造船業対策の積極的な推進について

(3) 不採算医療の運営費に対する国庫負担制度の拡大強化について

(4) 自治体病院特殊診療部門運営費(救急、不採算)の充実強化について

ア この補助金を受けのことのできる病院

協会」による造船施設の買上げ制度の創設など、中、大手造船業対策を進めているが、県内の造船所は、中小造船所で、しかも、最近の造船需要の減に加え、小型船の分野まで大手造船所が進出するなど、極端に受注が減少し、倒産、整理、規模縮小など厳しい経営環境を深刻化している現状にあるところから

ア 中小造船所と中、大手造船所との事業分野についての調整

イ 新規需要を創設するための事業と融資制度確立について

ウ 構造改善のための指導と助成

など、中小造船対策を早急かつ積極的に推進されたい。

自治体病院財政安定のための抜本的対策の確立について

自治体病院の経営は、社会保険診療報酬制度、人件費の増こう等外的にも内的にも陥路があり、地方団体自らの手において経営の健全化を図ることは困難な状況にあるので、国において実質資金不足額の棚上げ措置と、借入金等の償還に対する利子補給制度を実施されるよう御配意願いたい。

自治体病院財政安定のための抜本的対策の確立について

自治体病院の経営は、社会保険診療報酬制度、人件費の増こう等外的にも内的にも陥路があり、地方団体自らの手において経営の健全化を図ることは困難な状況にあるので、国において実質資金不足額の棚上げ措置と、借入金等の償還に対する利子補給制度を実施されるよう御配意願いたい。

自治体病院特殊診療部門運営費(救急、不採算)の充実強化について

(1) 特定不況地域離職者臨時措置法による指定
地域の拡大を図ること

二 高知県知事 中内力殿より提出されたもの
下記事項について、当県の事情を御理解のう
え特別の御配慮を賜りますようお願い申上げま
す。

記

(5) 公的病院の病床規制を撤廃し、自治体病院等を中心とする医療機関の体系的な整備体制の確立について
地域住民の医療の確保のため、医療供給体制の体系的な整備を図る必要がある。いつで
も、どこでも、だれでも医療を受けることが出来るようにするためには、現在医療法で定められている公的病院病床規制措置を撤廃す
るとともに、広域市町村圏を地域単位とする自治体病院等、公的病院を中心とする医療機
関の体系的な整備を図ることである。

この自治体病院の整備充実は、単に自治体のみでなく、国として国民医療を確保向上させ
るために極めて重要である。

高知県知事 中内力殿より提出されたもの
下記事項について、当県の事情を御理解のう
え特別の御配慮を賜りますようお願い申上げま
す。

は、織入前赤字を有する病院となつてゐる
が、他の公的病院に対する補助金と同様累
積欠損金を有する病院も対象とすること
イ 救急部門を有する病院を対象とする補助
金については、救急告示病院のみでなく、
告示を受けていない病院に対しても休日、
夜間の診療の実態に応じて補助対象とする
こと
ウ 不採算地区病院を対象とする補助金につ
いては、対象病院の指定に付されている制
限と条件の緩和を図ること
エ 前記各項目とも補助基本額及び補助率の
引上げを図ること
以上のことについて実現が図られるよう御配
意願いたい。

(5) 公的病院の病床規制を撤廃し、自治体病院等を中心とする医療機関の体系的な整備体制の確立について
地域住民の医療の確保のため、医療供給体制の体系的な整備を図る必要がある。いつで
も、どこでも、だれでも医療を受けることが出来るようにするためには、現在医療法で定められている公的病院病床規制措置を撤廃す
るとともに、広域市町村圏を地域単位とする自治体病院等、公的病院を中心とする医療機
関の体系的な整備を図ることである。

この自治体病院の整備充実は、単に自治体のみでなく、国として国民医療を確保向上させ
るために極めて重要である。

高知県知事 中内力殿より提出されたもの
下記事項について、当県の事情を御理解のう
え特別の御配慮を賜りますようお願い申上げま
す。

(2) 中小造船企業の救済対策を講ずること
ア 官公庁船の建造推進をはじめとする造船
需要の創出拡大及び中小造船企業の受注機
会が十分に確保されるよう所要の措置を講
ずること

イ 特定不況産業安定臨時措置法に基づく造
船設備の削減の実施にあたっては、地域經
済の現況、中小造船所の船台の実態等を特
別に考慮すること
ア 社会保険診療報酬体系を経営実態に即し
た適正化を図ること
イ 累積赤字を解消するための財政措置の強
化を図ること
ウ 特殊診療部門の運営費補助に係る採択基
準の緩和及び補助基本額の引上げ並びに補
助対象の拡大を図ること

三 高知一般労働組合長 黒瀬勝殿及び同造
船支部支部長 村越昭義殿より提出されたもの
高知県の五千総屯以上の建造能力を有する鋼
造所は、高知県造船所、鈴新山本造船所、今井
造船所、高知重工所の四社である(いずれも「構
造不況対策法」に基づく、政府の安定基本計画
で、設備処理率が二七パーセントの企業)。こ
のうち、高知重工所を除いて、一九七七年九月
今井造船所が会社更生法を申請、鈴新山本造船
所が一九七八年二月和議申請しての倒産、高知
県造船所も、政府の造船設備の買い上げに応じ
るべく、計画的に休業状況に入っています。

倒産した両社が、「地場産業・造船を守ろう」との、私たち造船労働者と県民の強い要請の中
で、それぞれ再建に向けて法的にも実際的にも
歩みだしてはいるものの、両社の労働者は僅か
三〇〇名つい先頃の一、四〇〇名(含下請)
とはくらべくもない。

全国平均の有効求人倍率〇・六一(昨年一
月)は、働く力をもぢながら、尚仕事につけな
こと

(3) 中小造船企業の救済対策を講ずること
ア 官公庁船の建造推進をはじめとする造船
需要の創出拡大及び中小造船企業の受注機
会が十分に確保されるよう所要の措置を講
ずること

イ 特定不況産業安定臨時措置法に基づく造
船設備の削減の実施にあたっては、地域經
済の現況、中小造船所の船台の実態等を特
別に考慮すること
ア 社会保険診療報酬体系を経営実態に即し
た適正化を図ること
イ 累積赤字を解消するための財政措置の強
化を図ること
ウ 特殊診療部門の運営費補助に係る採択基
準の緩和及び補助基本額の引上げ並びに補
助対象の拡大を図ること

(1) この要請書に添付の一九七七年二月九日
付、高知県知事中内力殿に対する「地場産業
造船と労働者の生活を守るために要望書」の
実現のため努力願いたい(尚、内容としては
重複するが、一九七九年一月一七日付、四国
海運局に対する、高知県造船所と、鈴新山本
造船所の問題に関する申し入れ書も添付して
あるので参照願いたい)。

(備考) 添付された高知県知事宛要望書要旨

(i) 需用の創出について
ア 大手造船所の中小造船分野への進出
阻止を関係官庁に働きかけること。ま
た、「中小造船企業分野法」の早期制定
に努力すること

イ 海洋汚染の防止と需用の創出のた
め、タンカーの二重底化実現のため努
力すること

ウ 県内に代替建造を予定される漁船が
かなりあるので、県が責任を持ち、國
にも働きかけて、利子補給等を行い、
「釣払い制度」を受入れ易くし「県内
船・県内建造」を早急に実現するこ
と

(ii) 適当競争の排除について
ある造船グループの、労働者に対する
権利無視、非人間的扱いによる「合理化」
でのダンピング受注が社会問題化してい
る。主原因である労務対策の実状を調査
し、法律的指導を含め強力に指導するこ
と
問 高知県造船所の経営者の計画的で身勝
手な「工場身売り」をやめさせ、企業存
続に最大の努力を行なうよう指導するこ
と

問 鈴新山本造船所の雇用問題について
経営者は、六月末引渡し工種で仕事が
再開されているにも拘らず、倒産時本工
として働いていた労働者の、本工として
の職場復帰を拒否している。下請ばかり
で船をつくることは、検査などの面懸念
され、優秀な船をつくるという点からも
問題である。

少くとも、倒産当時の労働力配置で職
場復帰できるようにすること
問 職場・造船を追われた労働者の再就職
と生活防衛について
組合の追跡調査では、再就職している
者は二二・六%となつておらず、再就職の
きびしさが浮彫された、離職した労働者の
要求や意見は、雇用保険の延長、元の
職場への復帰が一番多い。こうした点か
ら、
ア 再就職の強力なあつせん。但し資金
等の切り下げをさせないこと
イ 県民税等公租公課の免除をすること
ウ 無利子・無担保の緊急生活補助資金
の貸出し

工 高知市のし尿処理船の修理、代替船
建造の線上げについて高知県造船所
注を市に働きかけること

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第一四五号 昭和五十四年三月十六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都中野区南古二ノ四七ノ一

小山敬藏外三名

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一五二〇号 昭和五十四年三月十六日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 石川県金沢市末町一九ノ一七 加藤達夫

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第一五四号 昭和五十四年三月十六日受理
国保予算の大増額等に関する請願(二通)
請願者 山梨県甲府市丸ノ内一ノ一七ノ一八
梶原祐治外二百四十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一五七号 昭和五十四年三月十七日受理
国保予算の大増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都墨田区墨田一ノ一四ノ二三
高井憲次郎外二百五十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一五二三号 昭和五十四年三月十七日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 香川県香川郡香南町由佐八六六ノ二
二 加藤静男外十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第一五二四号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都港区三田一ノ三ノ三七東水
労三田支部内 小林勝

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五二五号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都北区滝野川三ノ三ノ一全自運会館内全日本運輸一般労働組合
東京地方本部内 木村明通

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五二六号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都墨田区新橋六ノ一九ノ二三
須事件東京対策協議会内 野崎邦夫

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五二七号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都墨田区中延一ノ一ノ五全国

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五二八号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区若松町九五総理府恩
給局職員組合内 渡辺基男

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五二九号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区西新宿一ノ二四ノ二
工学院大学第一部学生自治会内
松岡信行

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三〇号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区西新宿一ノ二四ノ二
工学院大学第二部学生自治会内
外谷三治

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三一号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都墨田区本郷二ノ一三ノ一〇
ユアサビル内東京平和委員会内
高橋慎一

紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三二号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区戸山町四三グリーン
キヤブ労働組合内 菅頭康夫

紹介議員 下田 洋子君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三三号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 新宿支部内 国武吉夫

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三七号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 新宿支部内 国武吉夫

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三八号 昭和五十四年三月十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 新宿支部内 国武吉夫

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

請願者 東京都新宿区若松町一三五新宿民
主商工会内 中村良雄

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五三八号 昭和五十四年三月十七日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ七〇二全
日自労東京支部新宿分会内 宮武

紹介議員 嘉明
嘉明 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五四〇号 昭和五十四年三月十七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 兵庫県加古川市別府町元町一九
四 森田浩外五名

紹介議員 高杉 達忠君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一五四一号 昭和五十四年三月十九日受理

個室付浴場業(トルコぶる)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 福島県いわき市明治団地五四ノ
一 矢吹一成外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第一五五三号 昭和五十四年三月十九日受理

国の保育予算の大額増額等に関する請願

請願者 東京都武藏野市西久保三ノ五ノ
九 桜井幸子外九十三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一五五四号 昭和五十四年三月十九日受理

国保育予算の大額増額等に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町二ノ一三ノ
一

二 北沢達男外百十九名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一五五五号 昭和五十四年三月十九日受理

生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜名郡雄踏町字布見六〇〇
ノ二五七 矢田洋子外九十五名

紹介議員 竹田 四郎君

一、国民生活を守り、自主的な消費者運動を強化する立場から、生協育成強化の措置をとること。

二、具体的には「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」による全国生協への貸付金の大

幅増額と、同資金の貸付方法の改善や日本開発銀行資金の生協融資条件の改善を検討し、各種

の許認可行政においては、生協法にも明記され

ているおり、同業者と生協を平等に取り扱うとともに、国民生活の安定と向上を目指した各種

審議会などへの消費者代表の参加を強めること。

三、國民の自發的活動を発展させるために必要な生協法の改正を行うこと。

具体的には、第八十回国会衆議院商工委員会で決議された「中小企業の振興政策に関する件」

に沿つて、各種協同組合法の改善措置を行なうことでは、生協活動の規制につながるような

措置は行わないこと。また、生協が必要に応じて都道府県の行政区域を越えて活動することができるよう改正すること。

理由

消費生活協同組合は、労働者・消費者が自らの生活を守るために作った自主的な協同組織であり、

物価高や有害商品に対し、國民生活を守る立場から積極的な活動を展開している。我々は生協運

動の展開に当たって、組合員が出資し、利用し、運営するという協同組合の原則を系統的に追求し、成果を積み重ねてきたが、今後ともこの立場

を堅持することを明確にするものである。また、不況や物価高による國民生活の困難が強まつてい

る今日、こうした役割を果たす生協については、今こそ積極的に育成強化すべきである。

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六三号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力八ノ一三ノ
六玉川民主商工会内 尾上芳明

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六四号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区歌舞伎町一ノ一ノ一
九同榮信用金庫從業員組合内 野

紹介議員 上勝敏

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五六五号 昭和五十四年三月十九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県磐田市前野三、〇三六ノ
二 角津幸枝外四十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五六六号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都八王子市北野町五三二日本
民主青年同盟三多摩西部地区委員会
会内 大江拓美

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六七号 昭和五十四年三月十九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡豊田町氣子島一、二
五〇ノ一四 大場和子外五十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五六八号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都大田区中央二ノ九ノ一五大
田民主商工会内 佐々木茂雄

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六九号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都調布市調布ヶ丘四ノ四一
三調布泊江民主商工会内 清水勝

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六七号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都町田市旭町一ノ二二ノ二町
田民主商工会内 那須達郎

紹介議員 川端弥太郎

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六六号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都大島町岡田雀ヶ丘大島民主商
会内 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六七号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都文京区本郷七ノ三一東京
大学医学部附属病院職員組合内 保科美喜子

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六二号 昭和五十四年三月十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都大田区中央二ノ九ノ一五大
田民主商工会内 佐々木茂雄

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一五六八号 昭和五十四年三月十九日受理

| |
|---|
| 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都八王子市元横山町三ノ一三 ノ六 八王子民主商工会内 山下 利久 |
| 紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五六九号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区神田保町三ノ一 一港出版ビル内千代田民主商工会会 内 石黒周三 |
| 紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七〇号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、一十五 豊島民主商工会内 毛塚徳雄 |
| 紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七一号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都新宿区西早稻田三ノ五ノ一 六全国印刷出版労働組合総連合会 田中邦男 |
| 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七二号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都港区港南一ノ二ノ二八東京 水道労働組合芝浦下水支部内 井 上正 |
| 紹介議員 宮本 順治君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七三号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都小金井市本町三ノ一 一六世田谷民主商工会内 大野撰 郎 |
| 紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七四号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ一 一六世田谷民主商工会内 大野撰 郎 |
| 紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 |
| 第一五七五号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区神田司町二ノ六 三荒木ビル内東京商工団体連合会 内 菅健蔵 |
| 紹介議員 渡辺 武君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七八号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜松市大瀬町二、二三四 西浦小夜子外七十六名 |
| 紹介議員 広田 幸一君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一五八四号 昭和五十四年三月十九日受理 国保予算の大増額等に関する請願 請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ二二ノ一 七 伴野孝治外百八十六名 |
| 紹介議員 広田 幸一君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 |
| 第一五八五号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願(二通) 請願者 東京都武藏野市吉祥寺本町二ノ三 四ノ八 森六九男外百二十二名 |
| 紹介議員 栗原 俊夫君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 |
| 第一五九〇号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜松市篠原町一〇、五六 |
| 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一五六九号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都八王子市元横山町三ノ一三 ノ六 八王子民主商工会内 山下 利久 |
| 紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七三号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都小金井市本町三ノ一 一六世田谷民主商工会内 大野撰 郎 |
| 紹介議員 安武 洋子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一五七八号 昭和五十四年三月十九日受理 原子弹被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ一 一六世田谷民主商工会内 大野撰 郎 |
| 紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 |
| 第一五八六号 昭和五十四年三月十九日受理 国保予算の大増額等に関する請願 請願者 東京都杉並区阿佐谷北四ノ二八 六 小坂允子外百九名 |
| 紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 |
| 第一五八七号 昭和五十四年三月十九日受理 医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願 請願者 愛媛県松山市中須賀二ノ五ノ二 大久保倫理外三十九名 |
| 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。 |
| 第一五八八号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜松市大瀬町二、二三四 西浦小夜子外七十六名 |
| 紹介議員 広田 幸一君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一五八九号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜松市住吉一ノ三ノ四 河 合敏博外七十二名 |
| 紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一六一一号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 五〇 金田よし枝外八十八名 |
| 紹介議員 安恒 良一君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一六一二号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜北市於呂二、八二八ノ五 一大石正夫外五十四名 |
| 紹介議員 山崎 昇君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一六〇四号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜北市有玉西町六七五ノ一 五〇 金田よし枝外八十八名 |
| 紹介議員 安恒 良一君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |
| 第一六一二号 昭和五十四年三月十九日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜北市平口一、六三〇ノ一 森本道子外五十三名 |
| 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 |

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六一三号 昭和五十四年三月十九日受理
国保育予算の大増額等に関する請願

請願者 川崎市多摩区生田九、四八六 横尾礼子外百十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六一四号 昭和五十四年三月十九日受理
国保育予算の大増額等に関する請願

請願者 東京都板橋区中台一ノ二七〇三片野方 前田秀也外七十八名

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六一六号 昭和五十四年三月二十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市根岸一、〇八八士田留吉

紹介議員 濑谷 英行君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一六一七号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用安定対策の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六一八号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定を図るため、次措置を早急に講ずる請願

請願者 大阪府茨木市春日四ノ四一佐々木茂外百二十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六一九号 昭和五十四年三月二十日受理
国保育予算の大増額等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市黒原旭町二六〇一○川村美佐子外百九十三名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六二四号 昭和五十四年三月二十日受理
長期にわたる不況と円高の影響により、現下の雇用情勢は依然として厳しく、雇用不安はますます深刻となつてゐる。構造不況業種を中心とした企業の厳しい減量経営により、労働者の一時帰休、人員整理等が行われ、特に中高年齢者、身体障害者等に大きなしわ寄せがなされている。

国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市新郡山二ノ二三ノ一〇一 高井和子外二百九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六二五号 昭和五十四年三月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市伊左地町二、一九八 嶋野みつよ外百三十七名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六二六号 昭和五十四年三月二十日受理
国保育予算の大増額等に関する請願

請願者 中田久宣外百三十五名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六二七号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の育成強化等に関する請願

請願者 大阪府茨木市真砂一ノ二〇ノ九

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六二八号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六二九号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定を図るため、次措置を早急に講ずる請願

請願者 大阪府茨木市春日四ノ四一佐々木茂外百二十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六三〇号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六三一号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

用情勢は依然として厳しく、雇用不安はますます深刻となつてゐる。構造不況業種を中心とした企業の厳しい減量経営により、労働者の一時帰休、人員整理等が行われ、特に中高年齢者、身体障害者等に大きなしわ寄せがなされている。

第一六三五号 昭和五十四年三月二十日受理
医療保険制度の充実に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六三六号 昭和五十四年三月二十日受理
国民の医療費を確保するため、次の措置を早急に講ぜられたい。

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六三七号 昭和五十四年三月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六三八号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六三九号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六四〇号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六四一号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六四二号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 川崎市川崎区東田五ノ一 原忠重外二百十六名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六四六号 昭和五十四年三月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡豊田町一言三、四二二 鈴木政春外四十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六四七号 昭和五十四年三月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六四八号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六四九号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五〇号 昭和五十四年三月二十日受理
雇用の安定対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一〇、二一ノ一四 吉川春子外六十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六五一号 昭和五十四年三月二十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区内神田二ノ一ノ一 二東京水道労働組合中央支部内 黒田悟

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一六五二号 昭和五十四年三月二十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

| | |
|---|--|
| 京水道労働組合西部建設支部内 勝谷孝 | 請願者 東京都新宿区住吉町二三近藤ビル 内民放労連八峯テレビ労働組合 内 山崎光弘 |
| 紹介議員 小笠原 貞子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 紹介議員 佐藤 昭夫君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六五三号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都板橋区高島平三ノ一二ノ一 二東京水道労働組合板橋北支部 内 池田栄次郎 | 第一六五八号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都柏江市駒井二七一ノ四新日 本婦人の会柏江支部内 林よし子 |
| 紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六五四号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都西多摩郡羽村町羽四六六東 京水道労働組合東村山支部内 住 田広造 | 第一六五九号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ三七ノ 二九新日本婦人の会新宿支部内 川島とし子 |
| 紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六五五号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都大久留米市下里四ノ一ノ三 六ノ一〇四東京水道労働組合高野 台支部内 橋本拓之 | 第一六六四号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都板橋区大和町七ノ一五新日 本婦人の会東京都板橋支部内 奥 |
| 紹介議員 脱脱タケ子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六五六号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区三崎町三ノ五ノ六 造船会館内新聞労連東京地連内 戸塚章介 | 第一六六五号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都板橋区大和町七ノ一五新日 本婦人の会東京都板橋支部内 奥 |
| 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 紹介議員 渡辺 武君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六五七号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ二 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 第一六六一号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区水労三筋町支部内 根本敏夫 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六六二号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ二 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 第一六六九号 昭和五十四年三月二十日受理 国保育予算の大額増額等に関する請願 請願者 東京都国分寺市西元町一ノ五ノ 九 今林鉄郎外百七十五名 紹介議員 渡辺 武君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 |
| 第一六六三号 昭和五十四年三月二十日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願 請願者 東京都武蔵野市桜堤二ノ九ノ八 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。 | 第一六七八号 昭和五十四年三月二十日受理 国保育予算の大額増額等に関する請願 請願者 東京都八王子市長房町五五一 梶 浦小夜子外百五十八名 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 |

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六八八号 昭和五十四年三月二十日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町二〇〇ノ一
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六八九号 昭和五十四年三月二十日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市長房町三四一第二
長房団地三〇ノ二〇一 吉沢寛外
千九百八十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六九〇号 昭和五十四年三月二十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 横浜市神奈川区東神奈川町二ノ四
○ノ九東神奈川クインビル内神奈
川県原爆被災者の会内 森川定実
外九十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六九一號 昭和五十四年三月二十日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市東老原二ノ五 森秀
二外二百二十三名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一六九七号 昭和五十四年三月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市新橋町五六九ノ一
伊藤洋子外六十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六九八号 昭和五十四年三月二十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三ノ六三ノ
三 小山徳一外一名

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一六九九号 昭和五十四年三月二十日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 大阪市生野区勝山北五ノ二二
三 森高成子外一名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第一七〇〇号 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県入間市上藤沢四〇六〇三〇
ノ三 小林聖弘外九十九名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一七〇一號 昭和五十四年三月二十二日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合一ノ二ノ四
東水労西部下水支部内 橋本莞

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一七〇四号 昭和五十四年三月二十二日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿六ノ六ノ一
京水道労働組合西部支部内 町田
好徳 功君

紹介議員 内藤 功君

第一七〇五号 昭和五十四年三月二十二日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都文京区西片二ノ一六ノ二三
東京水道労働組合西片支部内 岡
村次男

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一七〇六号 昭和五十四年三月二十二日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都目黒区中町二ノ三ノ一八東
京水道労働組合目黒支部内 山形
洋子

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一七〇七号 昭和五十四年三月二十二日受理
個室付浴場業(トルコ浴)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 香川県丸亀市城東町一三〇 岡崎
定彦外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第一七〇八号 昭和五十四年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市志都呂町三〇〇ノ二
四九 佐藤みよ子外三十六名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七〇九号 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市鶴の里一四ノ一
川時益外百七十八名

紹介議員 小山 一平君

第一七一〇号 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都八尾市太田三ノ七三 楠木
武造外百六十九名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一七一一号 昭和五十四年三月二十二日受理
民間保育事業振興に関する請願

紹介議員 金井 元彦君
万名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一七一二号 昭和五十四年三月二十二日受理
民間保育事業振興に関する請願

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一七一三号 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市榮町二ノ五ノ六 潤木
英行君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一七一四号 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 大阪府東大阪市菱江一、四三〇
植田富砂外五百五十六名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一七四一號 昭和五十四年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市坪井町四、二二五ノ
紹介議員 濱谷 英行君
二 河合光雄外四十一名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七四二號 昭和五十四年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市積志町一、三八四
紹介議員 吉田忠三郎君
田中朝子外五十八名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七四三號 昭和五十四年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市住吉五ノ二ノ三五
中川滋外四十七名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七四五號 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大額増額等に関する請願(二通)

請願者 山梨県巨摩郡竜王町玉川九二
二 萩野正孝外百二十七名

紹介議員 久保 直君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。
第一七四六號 昭和五十四年三月二十二日受理
国保育予算の大額増額等に関する請願(二通)

請願者 川崎市高津区蟹ヶ谷三市営住宅一
一 小野由美子外二百九名

紹介議員 稲谷 照美君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。
四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国の保育予算の大額増額等に関する請願
(第一七六七号)(第一七六八号)(第一七六九
号)
一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一七
七〇号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一七
七一號)(第一七七二号)(第一七七三号)
一、民間保育事業振興に関する請願(第一七
七五号)

一、国保育予算の大額増額等に関する請願
(第一八六八号)(第一八六九号)(第一八七
九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一八
八一號)(第一八八二号)(第一八八三号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一七
七八号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請
願(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八
五号)(第一七八六号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一七
九三号)

一、國の保育予算の大額増額等に関する請願
(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八
五号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一七
九五号)(第一七八一號)

一、元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に
する請願(第一七八一號)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一八
八二号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化
に関する請願(第一八〇〇号)

一、元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に
する請願(第一七八三号)

一、留守家庭児童対策の拡大充実等に関する請
願(第一八〇五号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願
(第一八〇八号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一八
一六号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化
に関する請願(第一八一〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請
願(第一八一三号)

一、療術の制度化阻止に関する請願(第一八一
九号)(第一八二九号)

一、国の保育予算の大額増額等に関する請願
(第一八四四号)
一、雇用安定対策の確立に関する請願(第一八
五〇号)

一、医療保険制度の充実に関する請願(第一八
五一号)

一、国保育予算の大額増額等に関する請願
(第一八六八号)(第一八六九号)(第一八七
九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一八
八八一號)(第一八八二号)(第一八八三号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一七
七七二号)

一、元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に
する請願(第一七八一號)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一八
八三号)

一、國の保育予算の大額増額等に関する請願
(第一七八三号)(第一七八四号)(第一七八
五号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一七
九五号)(第一七八一號)

一、元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に
する請願(第一八〇〇号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化
に関する請願(第一七八三号)

一、留守家庭児童対策の拡大充実等に関する請
願(第一八〇五号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願
(第一八〇八号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一八
一六号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化
に関する請願(第一八一〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請
願(第一八一三号)

一、療術の制度化阻止に関する請願(第一八一
九号)(第一八二九号)

第一七七〇號 昭和五十四年三月二十三日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 福島県いわき市明治団地四八ノ
紹介議員 田中寿美子君
三 吉田常正外十四名

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。
第一七七一號 昭和五十四年三月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市渡瀬町二二二 大石
紹介議員 志苦 裕君
六 郎外七十三名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七七二號 昭和五十四年三月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市有玉北町一、六八
紹介議員 志苦 裕君
二 鈴木寿雄外百二十六名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七七三號 昭和五十四年三月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市三島町三六五ノ一
紹介議員 吉田 正雄君
二 藤田久美子外七十五名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七七六號 昭和五十四年三月二十三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都港区元麻布二ノ九ノ一三社
紹介議員 稲谷 照美君
三 伊藤年夫外百七十三名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七七九號 昭和五十四年三月二十三日受理
国保育予算の大額増額等に関する請願
請願者 東京都新宿区原町三ノ八四 宮本
紹介議員 吉田 正雄君
秀子外六百十名

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。
第一七八〇號 昭和五十四年三月二十三日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願(六通)

請願者 香川県大川郡大内町水主六八八 森晴行外七十八名

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

紹介議員 粕谷 照美君

第一七八三号 昭和五十四年三月二十三日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都練馬区中村北一ノ九東京水道労働組合北二支部内 吉田好明

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君

第一七八四号 昭和五十四年三月二十三日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都板橋区氷川町三ノ六東京水道労働組合板橋南支部内 西方久雄

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

第一七八五号 昭和五十四年三月二十三日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台三ノ三東京水道労働組合赤羽支部内 菊地克己

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

紹介議員 宮本 顯治君

第一七八六号 昭和五十四年三月二十三日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田一ノ六ノ一

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第一七八七号 昭和五十四年三月二十三日受理 生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市秋丘四ノ二ノ二 青

木成子外六十二名

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

紹介議員 森下 昭司君

第一七九四号 昭和五十四年三月二十三日受理 国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町五五〇 松山一子外二百十二名

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

紹介議員 大木 正吾君

第一七九五号 昭和五十四年三月二十三日受理 国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 東京都葛飾区高砂八ノ六ノ一二 緑川令子外百十九名

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

紹介議員 森下 昭司君

第一八〇〇号 昭和五十四年三月二十三日受理 療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(十一通)

請願者 岐阜市加納本町七ノ二三 高橋金満外十名

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

紹介議員 浅野 拡君

第一八〇一号 昭和五十四年三月二十四日受理 療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(六通)

請願者 岐阜市木挽町一二 富成勝外五名

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

紹介議員 浅野 拡君

第一八〇二号 昭和五十四年三月二十四日受理 療術の制度化阻止に関する請願(六通)

請願者 岐阜市木挽町一二 富成勝外五名

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

紹介議員 浅野 拡君

第一八〇六号 昭和五十四年三月二十四日受理 個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場の一部改正に関する請願

請願者 福島県いわき市平鍛冶町七 鈴木喜平外十四名

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

紹介議員 田中寿美子君

第一八〇三号 昭和五十四年三月二十四日受理 元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に関する請願(二通)

請願者 山形県西田川郡温海町温海戊五九

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

紹介議員 降矢 敬義君

第一八〇八号 昭和五十四年三月二十四日受理 障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 名古屋市東町東矢場町一ノ一

今村隆衛外九十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

紹介議員 鶴山 篤君

第一八一〇号 昭和五十四年三月二十四日受理 療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 東京都品川区大井四ノ二ノ一二 滝浪八郎

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

紹介議員 青木 薩次君

第一八一二号 昭和五十四年三月二十六日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 安田方新日本婦人の会台東支部内 森井カツ子

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君

第一八一三号 昭和五十四年三月二十六日受理 原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川田園調布一ノ一九ノ一東京都水道労働組合玉川

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

第一八一九号 昭和五十四年三月二十七日受理 療術の制度化阻止に関する請願(四通)

請願者 栃木県足利市板倉町四七七ノ五社

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

紹介議員 大島 友治君

第一八二九号 昭和五十四年三月二十七日受理 療術の制度化阻止に関する請願

請願者 新潟市文京町一七ノ二社田法人新

この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

潟県針灸マッサージ師会内 安沢

正成

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一八四四号 昭和五十四年三月二十八日受理

国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町四五〇 中村安元外百十四名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八五〇号 昭和五十四年三月二十八日受理

雇用安定対策の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六三四号と同じである。

第一八五一号 昭和五十四年三月二十八日受理

医療保険制度の充実に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六三五号と同じである。

第一八五二号 昭和五十四年三月二十八日受理

国保育予算の大増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市木の本二ノ一三八

紹介議員 高杉 稔忠君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八六八号 昭和五十四年三月二十九日受理

国保育予算の大増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市北春日丘二ノ一〇〇

紹介議員 川村 清一君
この請願の大増額等に関する請願請願者 佐藤富子外三百三十九名
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八六九号 昭和五十四年三月二十九日受理

国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市北春日丘二ノ一〇〇

紹介議員 川村 清一君
この請願の大増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八七九号 昭和五十四年三月二十九日受理

国の保育予算の大増額等に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町三四一ノ四十八名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八八〇号 昭和五十四年三月二十九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市玉西町二、一三五ノ三五 鈴木真由美外六十一名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一八八一号 昭和五十四年三月二十九日受理

元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に関する請願

請願者 山口県宇部市松山町四ノ七三山千四百三十五名

紹介議員 德永 正利君
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第一八八二号 昭和五十四年三月二十九日受理

口県義勇隊連合会内 岡田春一外

請願者 千四百三十五名

紹介議員 野一男外四名
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第一八八二号 昭和五十四年三月二十九日受理

療術の制度化促進に関する請願(五通)

請願者 香川県高松市寺井町三四ノ七 釜野一男外四名

紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八八二号 昭和五十四年三月二十九日受理

現在放任状態にある療術行為(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医業類似行為)を規制して、カイロプラクティック師、電気光線師及び器技師の制度を設けられたい。

請願者 大阪府茨木市北春日丘二ノ一〇〇

紹介議員 鶴天常三郎外百七十九名
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八八二号 昭和五十四年三月二十九日受理

この請願の大増額等に関する請願

請願者 佐藤富子外三百三十九名
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

来各地方府令により許認可されてきたが、昭和二十二年に占領政策という理由で禁止となり、以来

新規開業は許されていない。しかし、既得権業者に限つては、国民の需要も多く、公共の福祉にも

反しないので、その禁止期限は度々延長され、昭和三十九年に至り、禁止は解除となつた。昭和四九年十月に発表された、総理府が行つた世論調査でも、療術行為については、他の医業類似行為と同様に、学校教育による免許制度として新規開業を望む声が五十五パーセントを超えていたが、

去る昭和三十五年に、最高裁判所が、無資格者による療術行為について、「有害の虞れのない療術行為の禁止、处罚は違法である。」と判示してから

は、自由開業者が激増しているにもかかわらず療

術行為の適正な取締りも行われず、全くの放任状

態である。昭和三十九年には、厚生大臣から、あ

ん摩等中央審議会に対して、「療術の今後の取扱いについて」諮問が出され、また、昭和四十七年に

委員が各団体の利益代表である関係等もあつて、

生大臣は、昭和四九年末までに、答申を参照し

て措置すること」になつたが、審議会を構成する

委員が各団体の利益代表である関係等もあつて、

月頃から、厚生省の委嘱で医学界の権威者によつて、カイロプラクティック、電気光線、器技についての調査が行われ、これまた、結果の報告が出されている。国会においては、昭和四十七年の法

律改正の際、その提案理由として、(1)措置を急がれており、その健全な在り方、制度化を望む地域

に必要な措置をとること。が挙げられ、国会の方針

は明確化されている。療術は既に国民の間に定着

しており、その健全な在り方、制度化を望む地域

住民の声も強く、東京都議会、北海道議会、秋田、

山形、栃木、新潟、静岡、兵庫、岡山、山口、香

川、福岡、長崎の各県議会、札幌市外二十三市、

八町村議会で「療術業の法制化に関する要望決

議、意見書」が議決、決定され、総理大臣ほか

関係機関に提出されている。療術は、あん摩、は

り、きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法とし

て発達したもので、国民の健康増進にも寄与する

ところが多く、広く愛好されているものであるか

ら、今後は、学校教育と地方府試験により、資質

の向上を計り、それぞれの業務が適正に行われる

よう制度化の促進を図るべきである。

第一八八三号 昭和五十四年三月二十九日受理

労働行政体制の確立に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会議長 岩崎茂

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第一八八三号 昭和五十四年三月二十九日受理

労働行政体制の確立に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会議長 岩崎茂

この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第一八八三号 昭和五十四年三月二十九日受理

労働行政体制の確立に関する請願

請願者 四月十日本委員会に左の案件が付託された。(予

一、国民年金法等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを)
〔提議〕 小字及び^はは修正

(国民年金法等の一部を改正する法律案)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「二十九万七千六百円」を「三十六万四千円」に、「十九万八千円」を「二十一万六千円」に改める。

第六十二条中「二十五万八千円」を「二十一万八千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「十九万八千円」を「二十一万六千円」に改める。

〔国民年金法の一部を改正する法律の一部改正〕

第一条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六条号)の一部を次のように改正する。

八十六条号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

〔厚生年金保険法の一部改正〕

額(その額が二十四万円未満であるときは、二十四万円)に改める。

附則第二十二条の二中「昭和五十二年度」を「昭和五十三年度」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に改める。

〔厚生年金保険法の一部改正〕

第一条 国民年金法(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「二十九万七千六百円」を「三十六万四千円」に、「十九万八千円」を「二十一万六千円」に改める。

第六十二条中「二十五万八千円」を「二十一万八千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「十九万八千円」を「二十一万六千円」に改める。

〔国民年金法の一部を改正する法律の一部改正〕

第一条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六条号)の一部を次のように改正する。

八十六条号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十八万円」を「十八万円に総理府において作成する昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数を総

八十六号の一部を次のように改正する。

十一級」を「第二十二級」に改める。

第三十九条ノ二第二項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

第三十九条ノ五第一項本文中「第十四級乃至第十八級」を「第十五級乃至第十九級」に、「第十級」を「第十一級乃至第十九級」に改め、同項たゞし書及び同条第二項中「第十五級」を「第十二級」に改める。

第四十二条第三項中「第二十三級」を「第二十級」に、「第二十級」を「第二十七級」に、「第二十一級」を「第二十二級」に改め、同項たゞし書及び同条第二項中「第二十一級」を「第二十二級」に改める。

第四十六条第一項本文中「第十六級から第二十級」を「第十七級から第二十一級」に、「第二級」を「第三級」に、「第二級」を「第三級」に改め、同項たゞし書及び同条第三項中「第四級」に改める。

第四十六条第一項本文中「第十六級から第二十級」を「第十七級から第二十一級」に、「第二級」を「第三級」に、「第二級」を「第三級」に改め、同項たゞし書及び同条第三項中「第四級」に改める。

第四十六条第一項本文中「第十六級から第二十級」を「第十七級から第二十一級」に、「第二級」を「第三級」に、「第二級」を「第三級」に改め、同項たゞし書及び同条第三項中「第四級」に改める。

第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条 児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条〇中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二条の二の改正規定

二 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第九条から附則第十一条までの規定

三 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

四 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

五 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

六 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

七 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

八 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

九 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十一 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十二 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十三 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十四 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十五 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十六 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十七 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十八 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

十九 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十一 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十二 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十三 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十四 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十五 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十六 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

二十七 第二条、第四条、附則第三条、附則第四条及び附則第六条の規定

律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第
九十二号」という。)附則第二十二条第一項に規
定する厚生年金保険法による年金たる保険給
付、船員保険法による年金たる保険給付及び國
民年金法による年金たる給付については、政府
は、昭和五十三年度の同項に規定する物価指數
が昭和五十二年度の同項に規定する物価指數の
百分の百を超える百分の百五以下となるに至つた
場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月(国民年金法による年金
たる給付にあつては、同年七月)以降の当該年
金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定す
る措置を講じなければならない。

前項の規定による措置は、政令で定める。

前二項の規定により年金たる保険給付又は年
金たる給付の額を改定する措置を講ぜられたと
きは、法律第九十二号附則第二十二条第一項及
び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五
十三年法律第四十六号)附則第三条第一項の規
定により読み替えられた国民年金法第八十七条
第三項の規定については、法律第九十二
号附則第二十二条の規定による年金たる保険給
付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜ
られたものとみなす。

第一項及び第二項の規定による年金たる保険
給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の
規定の適用については、法律第九十二号附則第
二十二条の規定による年金たる保険給付の額を
改定する措置とみなす。

一 照和四十二年度以後における国家公務員共
済組合等からの年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十四号)附則第十条

二 昭和四十二年度以後における地方公務員共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律
等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十五号)附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改
正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附

律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第
九十二号」という。)附則第二十二条第一項に規
定する厚生年金保険法による年金たる保険給
付、船員保険法による年金たる保険給付及び國
民年金法による年金たる給付については、政府
は、昭和五十三年度の同項に規定する物価指數
が昭和五十二年度の同項に規定する物価指數の
百分の百を超える百分の百五以下となるに至つた
場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十四年六月(国民年金法による年金
たる給付にあつては、同年七月)以降の当該年
金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定す
る措置を講じなければならない。

則第十一一条

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律
第九十九号)附則第十三項

四 昭和四十二年度以後における公共企業体職
員等共済組合法に規定する共済組合が支給す
る年金の額の改定に関する法律及び公共企業

体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第九十七号)附則第四条

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一九四
号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一八
八号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一八
九号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため
公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一八
九号)

一、ハイヤー・タクシー労働者の賃金体系改善
等に関する請願(第一九〇六号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一九〇
七号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第一九
一〇号)(第一九一一号)

一、国保の保育予算の大額増額等に関する請願
(第一九〇五号)

一、ハイヤー・タクシー労働者の賃金体系改善
等に関する請願(第一九〇六号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一九〇
七号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第一九
一〇号)(第一九一一号)

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第一八八九号 昭和五十四年三月三十日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市若草町二ノ一ノ六
小谷博則外二百五十三名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一八八九号 昭和五十四年三月三十日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 東京都青梅市今井一ノ二五ノ三
武城富子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一九〇六号 昭和五十四年三月三十日受理
ハイヤー・タクシー労働者の賃金体系改善等に関
する請願

請願者 浜田洋子外六百七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一九〇六号 昭和五十四年三月三十日受理
ハイヤー・タクシー労働者の賃金体系改善等に関
する請願

請願者 横浜市南区高砂町一ノ六 金子賢
一外七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第一九〇七号 昭和五十四年三月三十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市富塚町二〇二ノ八
七 豊田圭子外七十八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九一〇号 昭和五十四年三月三十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜北市西美園二四九 富永
サイ子外五十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一九一〇号 昭和五十四年三月三十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 第一九三五号(第一九三六号)(第一九
三七号)

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

| | | |
|--|--|---|
| 請願者 岡山市益野町三〇三ノ二六 谷口 紹介議員 加藤 武徳君 この請願の趣旨は、第七二号と同じである。 | 第一九一一号 昭和五十四年三月三十日受理 国立腎センター設立に関する請願 請願者 神戸市北区君影町四ノ一二ノ二ノ 二〇一 米田寛子 紹介議員 中西 一郎君 この請願の趣旨は、第七二号と同じである。 | 第一九二七号 昭和五十四年三月三十一日受理 療術の制度化促進に関する請願(十通) 請願者 山口県新南陽市富田一、八九二 今津誠次外九名 紹介議員 小澤 太郎君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 |
| 第一九一五号 昭和五十四年三月三十日受理 国の保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 大阪府寝屋川市長榮寺町一六ノ一 一四方貞明外百十九名 紹介議員 川村 清一君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 | 第一九三五号 昭和五十四年四月一日受理 療術の制度化促進に関する請願(二通) 請願者 山形県米沢市松が岬二ノ二ノ二 高橋金作外一名 紹介議員 安孫子藤吉君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 | 第一九三六号 昭和五十四年四月二日受理 療術の制度化促進に関する請願(十二通) 請願者 宮城県仙台市六鶴田一四ノ九 内 藤邦明外十一名 紹介議員 遠藤 要君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 |
| 第一九二一号 昭和五十四年三月三十一日受理 国の保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 東京都板橋区中台三ノ二七ノM四 官副美紀子外二百八十九名 紹介議員 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 | 第一九三七号 昭和五十四年四月二日受理 療術の制度化促進に関する請願(五通) 請願者 香川県仲多度郡琴手町一七七 久 染勝好外四名 紹介議員 平井 卓志君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 | 第一九三七号 昭和五十四年四月四日受理 健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願 請願者 東京都渋谷区代々木ノ五ノ五新宿農業会館内全国農業協同組合労働組合連合会内 後藤英雄外三千九百八十名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。 |
| 第一九二二号 昭和五十四年三月三十一日受理 国の保育予算の大幅増額等に関する請願 請願者 大阪府豊中市大島町三ノ一ノ二 前中昇一外三百八名 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 | 第一九四一号 昭和五十四年四月二日受理 生協の育成強化等に関する請願 請願者 静岡県浜松市将監町二一ノ四 栗原 恵子外六十名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 | 第一九四一号 昭和五十四年四月四日受理 障害者・児の生活の保障等に関する請願 請願者 神戸市東灘区住吉南町二ノ一二 七 恒松浩一外七百九十九名 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二一号と同じである。 |
| 第一九二三号 昭和五十四年三月三十一日受理 生協の育成強化等に関する請願(二通) 請願者 静岡県浜北市貴布祢一五七 森島希予外百三十二名 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 | 第一九五六号 昭和五十四年四月四日受理 元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に関する請願 請願者 栃木県真岡市荒町八三五 猪瀬誠 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 | 第一九五〇号 昭和五十四年四月三日受理 国立腎センター設立に関する請願 請願者 千葉市出洲港七ノ二二 田谷隆 鈴木 儀作君 この請願の趣旨は、第七二号と同じである。 |
| 第一九五二号 昭和五十四年四月四日受理 健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願 請願者 東京都渋谷区代々木ノ五ノ五新宿農業会館内全国農業協同組合労働組合連合会内 後藤英雄外三千九百八十名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。 | 第一九六〇号 昭和五十四年四月四日受理 障害者・児の生活の保障等に関する請願 請願者 神戸市東灘区住吉南町二ノ一二 七 恒松浩一外七百九十九名 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二一号と同じである。 | (援護) 第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかつた者で当該戦時災害にかかつた者のを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)。以下「特別援護法」という。及び戦傷病者慰労者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)。以下「遺族援護法」という。(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分(第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く)に限る)の例による。 |
| 第一九五二号 昭和五十四年三月三十一日受理 生協の育成強化等に関する請願(二通) 請願者 静岡県浜北市貴布祢一五七 森島希予外百三十二名 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 | 第一九五六号 昭和五十四年四月四日受理 元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に関する請願 請願者 栃木県真岡市荒町八三五 猪瀬誠 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 | 第一九七五号 昭和五十四年四月五日受理 療術の制度化促進に関する請願(七通) 請願者 富山県高岡市片原中島町一五七坂林竹次郎外六名 紹介議員 吉田 実君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 |
| 第一九五二号 昭和五十四年三月三十一日受理 生協の育成強化等に関する請願(二通) 請願者 静岡県浜北市貴布祢一五七 森島希予外百三十二名 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。 | 第一九五六号 昭和五十四年四月四日受理 元満州開拓青年義勇隊員の待遇改善等に関する請願 請願者 栃木県真岡市荒町八三五 猪瀬誠 この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。 | 第一九七五号 昭和五十四年四月五日受理 療術の制度化促進に関する請願(七通) 請願者 富山県高岡市片原中島町一五七坂林竹次郎外六名 紹介議員 吉田 実君 この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。 |

二外千四百十六名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第一一二五四号と同じである。紹介議員 三宣楨子外十名
この請願の趣旨は、第一一二五四号と同じである。紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一一二五四号と同じである。紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一一二五四号と同じである。

の遺族には、遺族給付金として六十万円を支給

する。
遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母

で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

戦災死亡者の死亡の当時胎兒であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にしめる場合がある。

実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法」

〔昭和五十四年法律第
二号〕の施行の日」と
「昭和二十七年四月一日」とあるのは「同法の施
行の日の翌日」と読み替えるものとする。

第二項に規定する遣放が、輸送死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前に、次の各号のいずれかに該当するときは、貴族会員会員となつてよい。

当いたときは、遣族給付金を支給しない。
一　日本の国籍を失つたとき。
二　離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が

三 配偶者については、婚姻（届出をしていな 線丁したとき

いが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する。

附
四

について、政令で必要な規定を設けることができる。

第五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に「、戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

き」に、「行ない」を「行い」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二十五号中「まん延」を「まん

延に改め、同条第三十四号の「中行なう」を
行うに改め、同条第三十五号の四中「行なわ
せ」を「行わせ」に改め、同条第四十五号中「聞い

「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援
て」を「聴いて」に改め、同条第六十三号の三中

護法(昭和五十四年法律第一号)によりその
例によるものとされる場合を含む。第二十九条
第一項において同じ。」に改め、同条第六十三号

の六の次に次の一号を加える。
六十三の七 戰時災害援護法の定めるところ

により、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

第十四条の三中「左の」を「次の」に改め、同条
か」に改める。

第四号の六の次に次の一号を加える。
四の七 戦時災害援護法を施行すること。

ほか」に改める。

「戦時災害傷病者」を加える。

援護法によりその例によるものとされる場合及び同法の規定により準用される場合を含む。」

(身体障害者福祉法の一部改正)
第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
を加える。

卷之三

第十九条の二第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第百六十八号」を「第百六十八号」によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第百六十八号」を「第百六十八号」によりその例によるものとされる場合を含む。第七号に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第六十八条 戰時災害援護法(昭和五十四年法律第百六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七号に改める。

(戦時災害援護法の一部改正)

第六十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第百六十八号」を「第百六十八号」。戦時災害援護法(昭和五十四年法律第二百二十六号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第百六十八号」を「第百六十八号」。戦時災害援護法(昭和五十四年法律第二百二十六号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六条)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「但し」を「ただし」に、

「第百六十八号」を「第百六十八号」。戦時災害援護法(昭和五十四年法律第九十六条)によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六条)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「第百六十八号」を「第百六十八号」。戦時災害援護法(昭和五十四年法律第二十六条)によりその例によるものとされる場合を含む。第七号に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十一條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「基く」を「基づく」に改め、同

項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第五号の次に次の「号」を加える。

第五の二 戰時災害援護法(昭和五十四年法律第号)に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十二条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第百二十七号」の下に「若しくは戦時災害援護法(昭和五十四年法律第号)」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十四号の次に次の「号」を加え

る。

十四の二 戰時災害援護法(昭和五十四年法律第二百三十八号)に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費は、四十七億五千万円の見込みである。

この法律施行に要する経費は付託された。

一、國の保育予算の大額増額等に関する請願

(第一九七九年) 第一九八五年四月二十日受

理

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公

衆浴場法の一部改正に関する請願(第一九八六年)

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

一、國の保育予算の大額増額等に関する請願(第一九〇〇〇号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第一九〇〇二号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一九〇〇三号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一九〇三一号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇二五号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一九〇三一号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇三四号)

一、國の保育予算の大額増額等に関する請願(第一九〇三二号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一九〇三三号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇三四号)

一、國の保育予算の大額増額等に関する請願(第一九〇三五号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一九〇三六号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇三四八号)

一、健康保険法改正案反対に関する請願(第一九〇五五号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一九〇四八号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇五八号)

一、健康保険法改正案反対に関する請願(第一九〇五八号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一九〇五九号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇五六号)

一、健康保険法改正案反対に関する請願(第一九〇五六号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一九〇五九号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇五六号)

一、健康保険法改正案反対に関する請願(第一九〇五六号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一九〇五六号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九〇五六号)

善に関する請願(第一九〇六〇号)

第一九七九号 昭和五十四年四月六日受理

國の保育予算の大額増額等に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市川原町二ノ六ノ二

須藤祐子外百十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一九八五年 昭和五十四年四月六日受理

國の保育予算の大額増額等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市池田旭町一〇一

安藤彌外百四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一九八六年 昭和五十四年四月六日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都西多摩郡奥多摩町氷川一石川あたり外十四名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第一九八七年 昭和五十四年四月六日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町四一〇鉢

木信子外百七十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九五五号と同じである。

第一九九二号 昭和五十四年四月七日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 東京都北区中十条三ノ二六ノ六

林義香外九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第一九九三年 昭和五十四年四月九日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町三ノ一〇一

紹介議員 市村富士子外十四名

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第一九九八号 昭和五十四年四月十日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 神戸市北区君影町四ノ一二ノ二ノ

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二〇一号 米田豊秋

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十四年四月十日受理
国保予算の大増額等に関する請願(三通)

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ一八ノ

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

一八 水沼富子外六百六十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十四年四月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市大瀬町三五〇ノ八

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十四年四月十日受理
療術の制度化促進に関する請願(五通)

請願者 宮城県登米郡登米町寺池桜小路九

紹介議員 大石 武一君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十四年四月十日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 福島県須賀川市塩田新田七三ノ

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇一五号 昭和五十四年四月十日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町高砂三五ノ

紹介議員 粋谷 三郎

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

請願者 島根県江津市後地町二、三九六
紹介議員 多田サヤ子外十名

紹介議員 粋谷 照美君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇一九号 昭和五十四年四月十一日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 千葉県市原市青葉台三ノ二ノ一
紹介議員 三 中野幸治

紹介議員 赤堀 操君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二〇二一号 昭和五十四年四月十一日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町一、九〇〇ノ
紹介議員 六 多田恵一外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二〇二二号 昭和五十四年四月十一日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 法人北海道治療師会会長 石原通
紹介議員 孝外一一名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇二三号 昭和五十四年四月十一日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 北海道滝川市栄町一ノ八ノ四
紹介議員 山敏治外二名

紹介議員 阿貞根 登君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇二四号 昭和五十四年四月十一日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区西伊興町一七ノ四
紹介議員 大蔵光外十四名

紹介議員 粋谷 照美君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇二五号 昭和五十四年四月十一日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 香川県大川郡引田町馬宿二八八
紹介議員 伴輝男外四百十一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇二六号 昭和五十四年四月十一日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 吉田俊明

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第二〇三一号 昭和五十四年四月十二日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)

請願者 山形県鮑海郡遊佐町高砂三五ノ
紹介議員 一 渋谷二郎外三名

紹介議員 ○ 池田時光外五名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇四七号 昭和五十四年四月十二日受理
国保予算の大増額等に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ一二ノ一
紹介議員 一 中村シマ外百四十七名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第二〇四八号 昭和五十四年四月十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町八ノ坪二〇ノ
紹介議員 一 六 寺川宗明外三百二十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二〇四九号 昭和五十四年四月十二日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 長野市篠ノ井小松原五五〇 内山
紹介議員 精三外 一名

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇五二号 昭和五十四年四月十二日受理
健康保険法改正案反対に関する請願

請願者 京都市上京区下立堀新町西入京都
紹介議員 府職員労働組合内 近藤三郎
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇五四号 昭和五十四年四月十二日受理
健康保険法改正案反対に関する請願

請願者 京都市上京区下立堀新町西入京都
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。

第二〇五五號

第二〇五五号 昭和五十四年四月十二日受理
健康保険法改正案反対に関する請願

請願者 京都市左京区丸太町新道東入上ル

教育会館内京都職員組合内木下義次

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一一九〇号と同じである。

第二〇五八号 昭和五十四年四月十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 京都市山科区御陵岡町二二ノ
紹介議員 河田 賢治君 二 高橋勝彦外千百九十六名
この請願の趣旨は、第二十九六号と同じである。

第二〇五九号 昭和五十四年四月十二日受理
個室付浴場業(トルコふろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都足立区伊興町本町三、一
九 藤波敏子外十四名

第三〇六〇号 昭和五十四年四月十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 千葉県八千代市上高野六一五
本三郎外百四十八名

| 正 | 誤 | 行段シエラ | 私は | 私は | 環境整備 |
|----------|----------|-------|------|------|------|
| 八 | 八 | 二二二 | 私 | 私 | 環境備 |
| 四一五 | 四一五 | 二二二 | 大森 | 大森 | 環境備 |
| 裁來 | いた | 二二二 | 策内 | 策内 | 環境備 |
| 九 | 九 | 二二二 | 環境法 | 環境法 | 環境整備 |
| つもり | つもり | 二二二 | 企業者 | 企業者 | 環境整備 |
| から | から | 二二二 | から | から | 環境整備 |
| 三十年 | 二十年 | 二二二 | 開会 | 開会 | 環境整備 |
| 課程 | 課程 | 二二二 | 開会開会 | 開会開会 | 環境整備 |
| ます | ます | 二二二 | わけ | わけ | 環境整備 |
| わかれであります | わかれであります | 二二二 | 三から | 三から | 環境整備 |
| 終わり | 終わり | 二二二 | 一九〇四 | 一九〇四 | 環境整備 |
| 三 | 三 | 二二二 | 元元元 | 元元元 | 環境整備 |
| から | から | 二二二 | 七七七 | 二二二 | 環境整備 |
| 終わり | 終わり | 二二二 | から | から | 環境整備 |
| 八年 | 八年 | 二二二 | 三十 | 三十 | 環境整備 |

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K